

第3期 吉見町 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

令和6年3月

吉見町・吉見町社会福祉協議会

町長あいさつ

私たちはかつてない急速な人口減少、少子高齢化に直面しており、今後は、ひとり暮らし世帯の一層の増加が見込まれています。また、私たちの日常生活を見ると、家族や地域の中で助け合う、といったつながりが希薄になってきています。

加えて、コロナ禍において人と人との交流が制限され、いまだ、その影響からの回復ができていません。

このような社会環境の変化の中で、ひとり暮らし高齢者等の社会的孤立、高齢者・障がい者・子ども等に対する虐待、8050問題、老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー等、課題が複合化・複雑化しています。

こうした環境の変化に柔軟に対応していけるよう前期計画の見直しを行い、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、第3期吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。

また、本計画では、「成年後見制度利用促進基本計画」や「再犯防止推進計画」を一体的に策定し、多様な課題に対応する計画となっています。

今後も、本計画の基本理念である「未来へつなぐ みんなで 安心して暮らせるまち よしみ」のもと、様々な施策に取り組んでまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました地域福祉計画策定委員をはじめ、地区懇談会、アンケート調査等にご協力をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

吉見町長 宮崎善雄



社会福祉協議会会長あいさつ

皆様には、平素から吉見町社会福祉協議会の諸事業にご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

社会福祉協議会では、本町の地域福祉を推進するため吉見町が策定する「地域福祉計画」と連携して、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動を定める「地域福祉活動計画」を策定いたしました。



近年、少子高齢化が進み人口減少が本格化するなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。地域社会の関係性の希薄化や家族形態の変容等により、家庭・地域・職場といった共同体機能が低下するとともに、生きづらさを抱えた方や社会的孤立が生じています。また、生活困窮世帯への支援や権利擁護の推進、多発する自然災害への対応等も求められています。

今後は、長期的視点に立ち、社会的状況や地域生活課題の変容を踏まえ、「ともに生きる豊かな地域社会」づくりに継続的に取り組んでいくことが必要です。

社会福祉協議会では、全ての方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、多様な事業を推進しています。今後も、誰もが幸せに暮らすことができるよう、「未来へつなぐみんなで安心して暮らせるまち よしみ」を基本理念とする本計画の推進に全力を尽くしてまいりますので、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました本計画策定委員の皆様をはじめ、地区懇談会やアンケート調査等で貴重なご意見をいただきました皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人 吉見町社会福祉協議会
会長 新井久夫

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 地域福祉について	2
第3節 国の動向について	4
第4節 吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画について	6
第5節 福祉圏域の設定.....	8
第6節 SDGsへの対応.....	8
第2章 吉見町の現状と課題	9
第1節 統計情報から見る現状.....	9
第2節 地域福祉に関するアンケート調査の結果	18
第3節 団体ヒアリングの結果.....	29
第4節 地区懇談会の結果.....	30
第5節 前計画施策の達成状況	35
第6節 問題点の整理と今後の方向性.....	44
第3章 計画の基本的な考え方	46
第1節 基本理念.....	46
第2節 基本目標	47
第3節 施策の体系	48
第4章 施策と活動の展開.....	49
基本目標1 つながり支え合う担い手づくり	49
基本目標2 暮らしを支えるまちづくり.....	57
基本目標3 安全で安心して暮らせる地域環境づくり	70
第5章 計画の推進	81
第1節 計画の進行管理	81
第2節 数値目標一覧表.....	82
資料編.....	83

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1980年代以降、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の福祉は発展し、現在では、それぞれ専門的な支援が提供されるようになっていきます。その一方で、このような制度・分野ごとの福祉では対応困難なケースがあることが、次第に問題として現れてきました。

例えば、ひとり暮らし高齢者の孤独死等の社会的孤立、高齢者・障がい者・子ども等に対する虐待、ひきこもり状態の長期化等による8050問題、老老介護や介護と育児を同時に担うダブルケア、子どもが家族の介護等で負担を強いられるヤングケアラー等があり、課題が複合化・複雑化しています。

近年の人口減少や少子高齢化、個人の価値観の変化等により、家庭・地域・職場といった共同体機能が低下するとともに、個人や世帯が様々な生きづらさを抱えるようになってきており、支援を必要としていながら社会的に孤立して助けを求められないことが、問題を深刻にしています。

国の将来に目を向けると、令和7(2025)年度には団塊の世代が75歳になり、令和22(2040)年度頃には、高齢者人口がほぼピークを迎えます。この時点で、ひとり暮らし世帯が4割、団塊ジュニア世代の高齢化等の状況にも直面して、地域生活課題の増加、複合化・複雑化が進むと予測されています。

一方で、国の人口は、平成20(2008)年をピークに減少しており、今後は、65歳以上の増加率の幅よりも、いわゆる現役世代の減少率の方が大きくなっていくことが予測されています。言い換えると、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」へと局面が変化し、これにより、担い手不足の加速化が起こると考えられています。

このような状況と予測の中、制度・分野ごとの福祉では対応が難しい、複合化・複雑化した課題を解決していくことを目指して進めていく地域福祉は、今後ますます重要となっています。

本町では、地域で世代を超えた助けあい・支えあいの活動が行われ、すべての町民が安心して生活できる社会の実現を目指し、総合的に地域福祉を推進するための基本指針として、平成26(2014)年3月に「第1期吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下「第1期計画」という。)を策定しました。また、平成31(2019)年3月には、「第2期吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し、地域福祉の推進に努めてきました。

この計画は、令和5(2023)年度に第2期計画の計画期間が終了することから、国や県の動向を踏まえ、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応した「第3期吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するものです。

第2節 地域福祉について

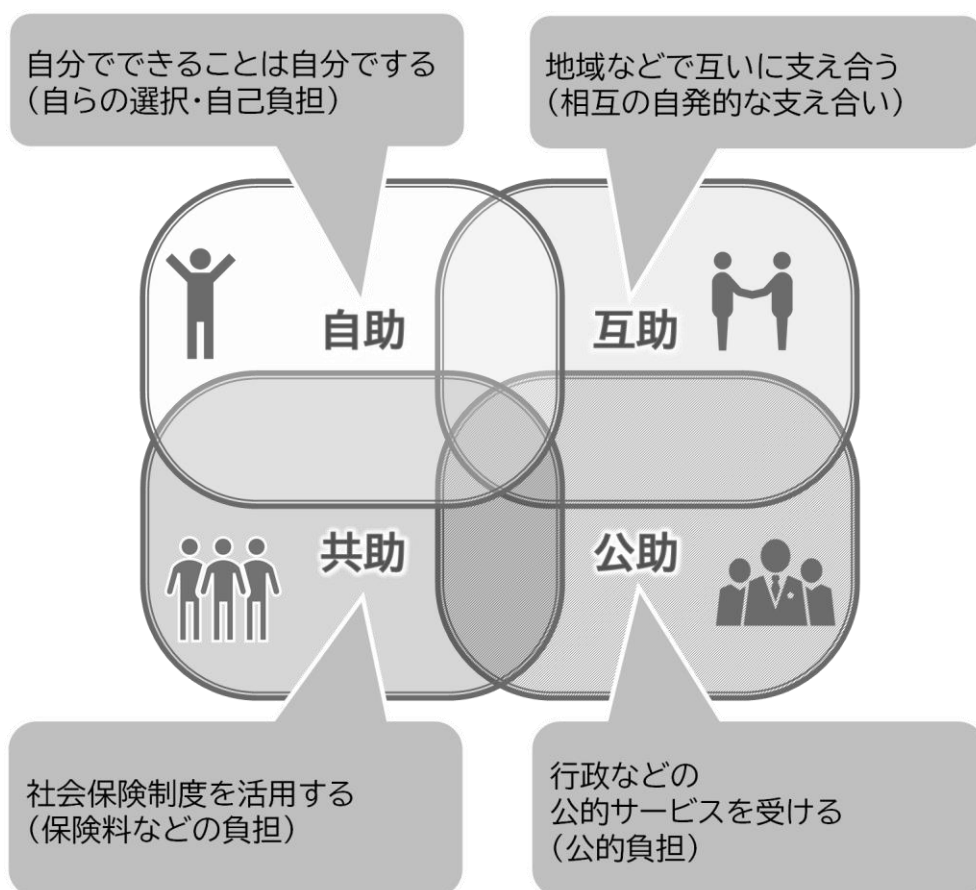
<地域福祉とは>

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現していくことです。そのためには、制度的な福祉サービスの提供だけでなく、地域住民の理解や支援の広がりが必要となります。

地域福祉を推進するためには、地域住民をはじめ、団体、事業者、行政等、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得る様々な問題について、協力し合いながら解決に取り組むことが重要です。

<自助・互助・共助・公助の考え>

個人が抱える様々な地域生活課題に対して、自助・互助・共助・公助の連携により解決していくことが重要です。一人ひとりの努力(自助)、地域住民同士の支え合い(互助)、介護保険や医療保険等のサービス(共助)や行政による支援(公助)の、それぞれの強みを生かしながら、互いに協力・連携し、重層的に支え合っていくことで、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指していきます。



<地域福祉が目指す地域共生社会について>

近年の地域福祉では、「地域共生社会」の考え方が重要となっています。

「地域共生社会」とは、若い人も高齢の人も障がいのある人も、同じ地域で暮らす一人ひとりが、「支え手」「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、元気に安心して暮らしていける社会であり、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政や社会資源が世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

他の人々が抱える生活上の課題を解決できる地域をつくることは、自分にとって暮らしやすい地域をつくることでもあります。地域づくりの取組は、地域における住民相互の楽しみや生きがいを見出す機会を提供し、つながりの再構築にも結び付き、生活に困難を抱える人への支援の土台ともなります。保健・福祉等の関係者も分野を超えて参画することで、人々の多様なニーズに応えると同時に、地域の活性化を実現できます。



出典：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>



第3節 国の動向について

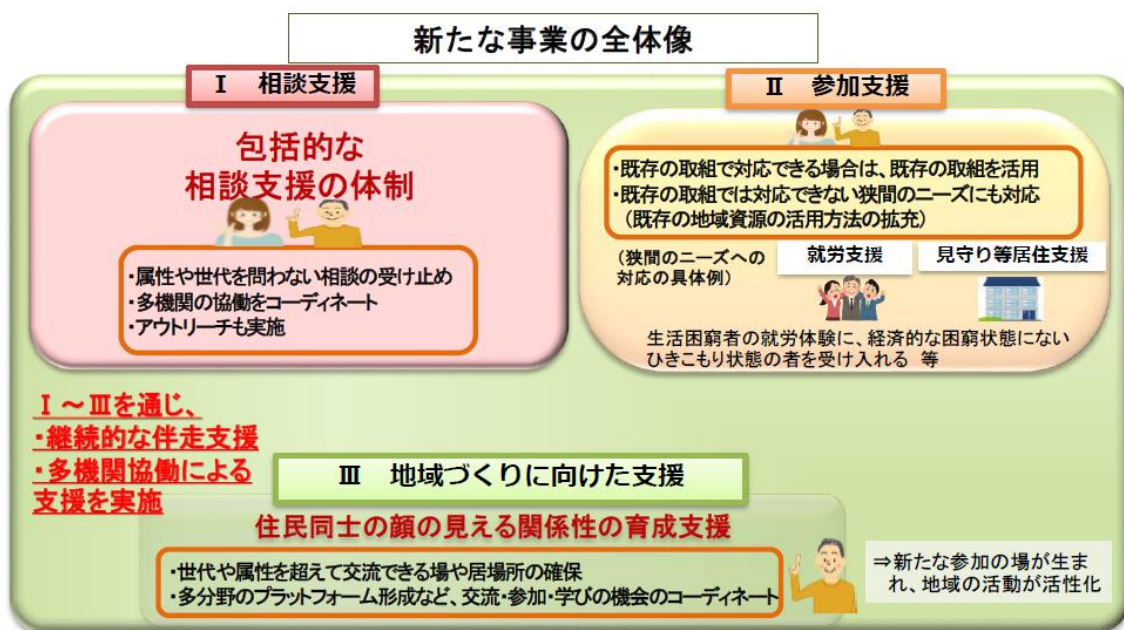
■社会福祉法の改正

地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、改正社会福祉法が令和3(2021)年に施行されました。

新設された第4条第1項の規定では、地域福祉の推進は、①地域住民同士が互いに人格と個性を尊重し合い、②一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「共生する地域社会」の実現を目指すものとして、その理念や方向性を明確化しています。

また、第106条の4では、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

<重層的支援体制整備事業について(イメージ)>



出典:厚生労働省資料より抜粋

さらに、改正された第107条第1項第五号では、「市町村地域福祉計画」において「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に策定するよう努めることとされています。

■社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。(以下、省略)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■ 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28(2016)年5月施行)第14条第1項に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

判断能力が十分でない人に対して、本人の意思を尊重しながら財産の管理や契約の支援をする権利擁護サービスの普及・利用促進を計画的に進めていくことで、地域で誰もが自分らしく暮らし続けるための体制を整備することを目的とした計画です。

■ 再犯防止推進計画

再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28(2016)年12月施行)第8条第1項に基づき、再犯の防止等に関する施策推進を図るために策定するものです。

犯罪をした人の中には、出所時に住居や就労先がなく、生活が不安定な人や高齢者や障がい者等の福祉的支援が必要な人がいます。そのような人が孤立せず、社会復帰するための支援を進めることを目的とした計画です。

第4節 吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画について

(1)地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、地域福祉推進の全体像を定める行政計画です。

(2)地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に定められた「社会福祉協議会」が主体となり、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

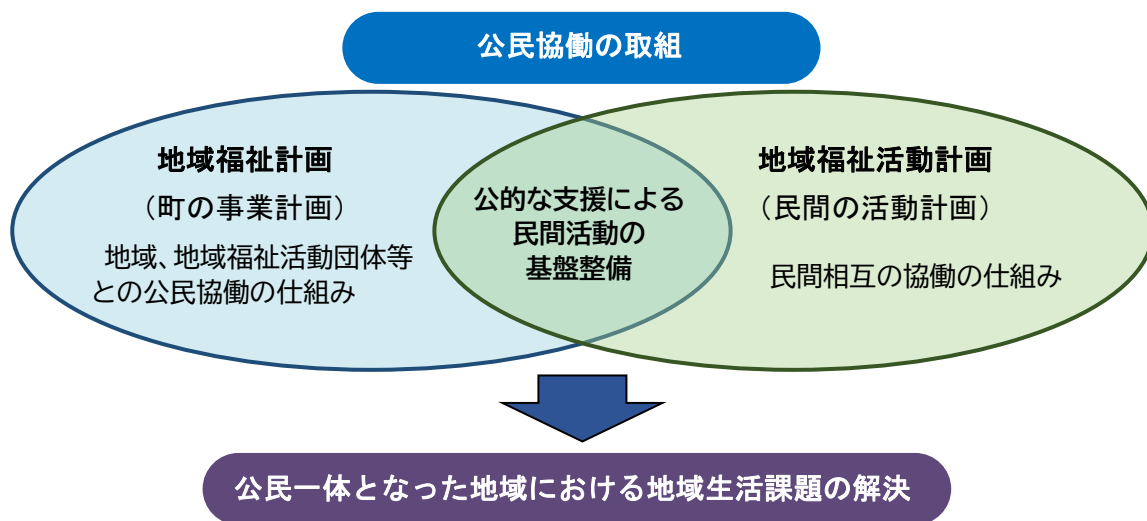
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

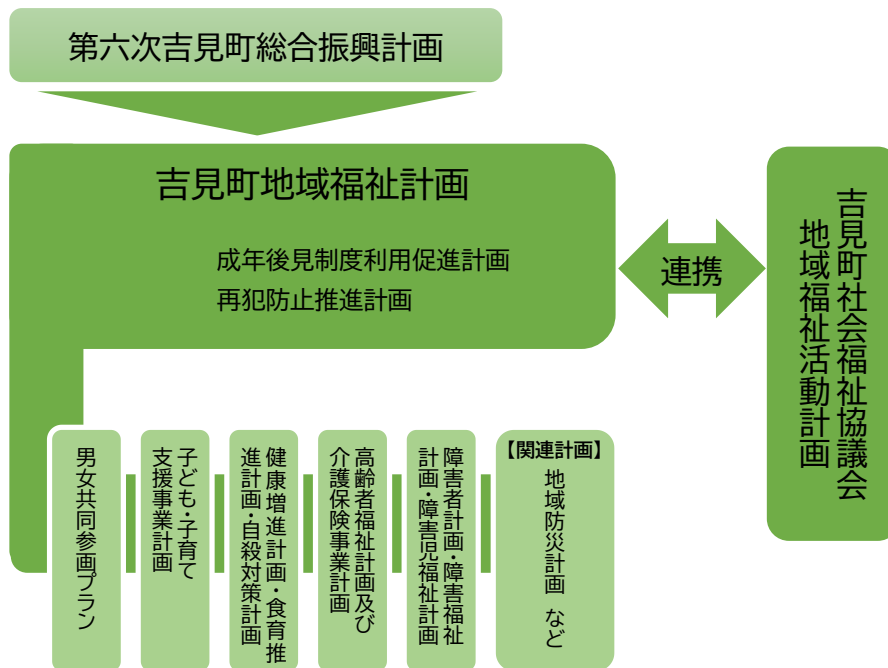
(3)地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

行政の地域福祉の指針である「地域福祉計画」と、地域福祉に関わる個人・組織の具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進という同じ目的に向けて策定する計画であるため、連携・整合を図ることで、効果的に地域福祉の推進を図ることができます。本計画では、地域福祉の一層の向上を目指し、両計画を一体的に策定しています。



(4)計画の位置づけ

本計画は、吉見町全体の基本方針である第六次吉見町総合振興計画のもと、町の福祉分野の計画の上位計画として、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等、様々な福祉分野における行政計画との連携・整合を図ります。そして、共通の理念に基づき、町民と多くの関係機関との協働により、「地域共生社会」の実現を目指し、「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」と一体的に策定を行い、町民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための指針として位置づけます。



(5)計画の期間

計画の期間は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和10(2028)年度を目標年度とする5か年の計画とします。また、毎年度、PDCAサイクルに基づいて第3期計画の評価及び見直しを行います。さらに、計画期間中に法改正等があった場合は、見直しを行う等柔軟に対応することとします。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
吉見町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3期計画(5か年)				

第5節 福祉圏域の設定

町全体の大きな圏域から、隣近所といった小さな圏域まで、それぞれの圏域に応じた推進体制を整備し、効果的な地域福祉活動を展開します。

○大圏域(町全体)

町(行政)、町社会福祉協議会、サービス提供事業者 等が、町内各地域との連携、専門性の高いサービス、総合的・広域的な展開 等を行う

○中圏域(公民館ごと、町内の4つのエリア)

区長会、民生委員・児童委員協議会、子ども会、ボランティア 等が、行事や地域交流、防災・防犯・見守り活動の体制化、小規模・地域密着福祉サービスの提供 等を行う

○小圏域(自治会・班等)

住民、隣近所 等(最も身近な単位)が、地域福祉への自主的な参加、あいさつ・声かけ・見守り、支援が必要な人の早期発見 等を行う

第6節 SDGsへの対応

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」を理念として、経済・社会・環境をめぐる様々な課題に取り組むものです。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の考え方につながることから、本計画はこのSDGsの視点を踏まえたものとしてします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



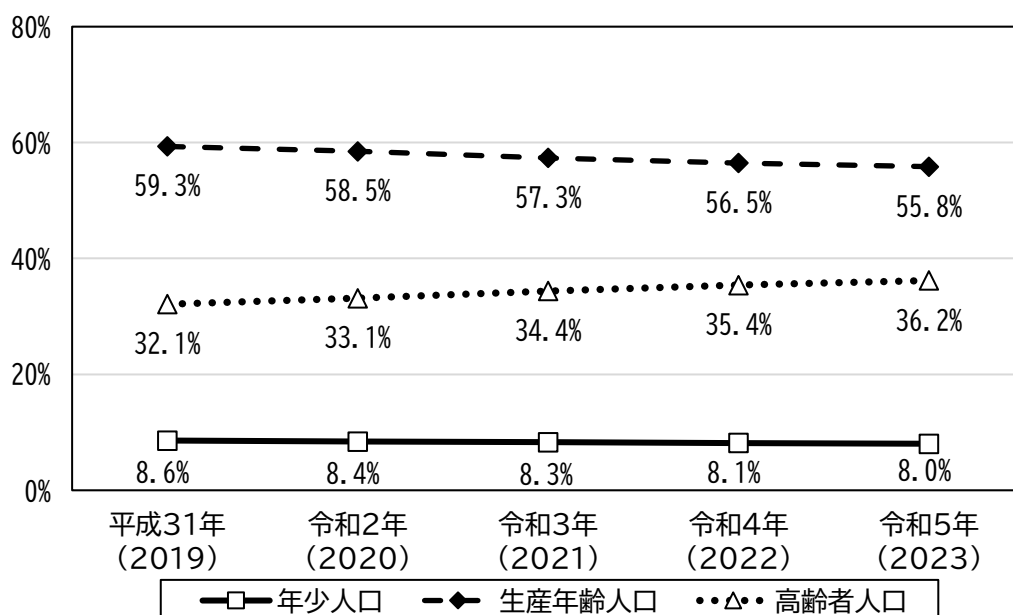
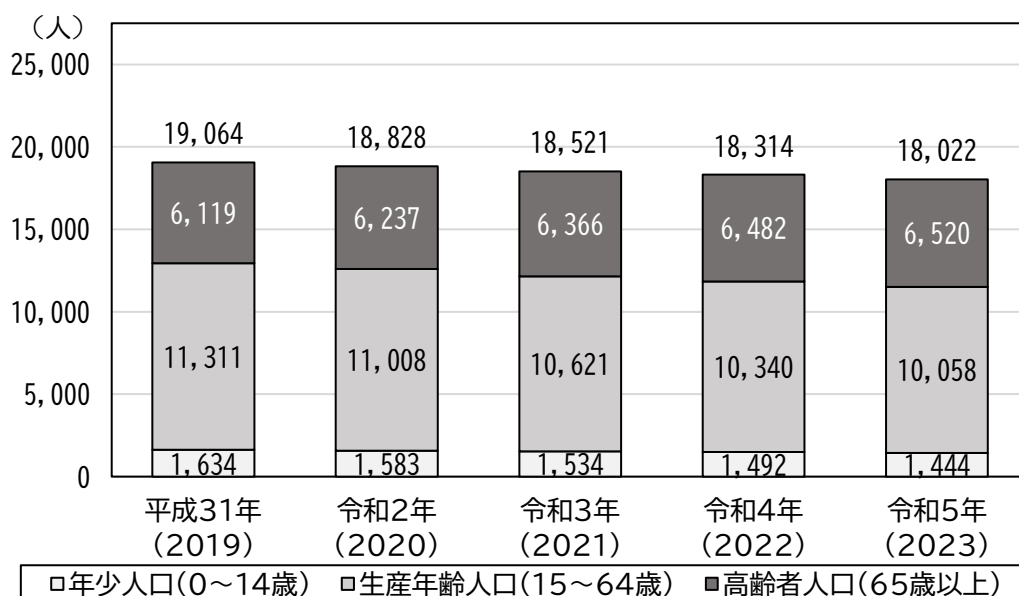
第2章 吉見町の現状と課題

第1節 統計情報から見る現状

(1)人口構成

①総人口と年齢区分別人口の推移

本町の人口を見ると、平成31(2019)年から令和5(2023)年にかけて1,042人減少しています。また、年齢3区分別の構成比の推移を見ると、年少人口、生産年齢人口は減少し、高齢者人口の比率は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

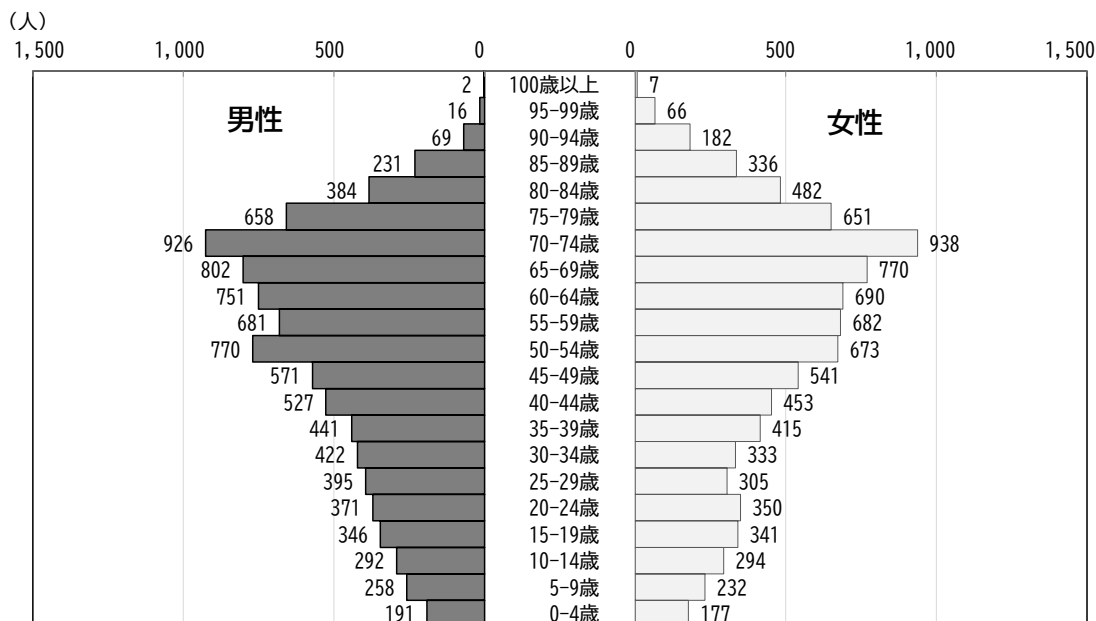


出典:町民健康課 住民基本台帳(各年4月1日現在)

第2章 吉見町の現状と課題

②人口ピラミッド

本町の年代別の人口分布を見ると、団塊の世代を多く含む「70～74歳」が最も多くなっています。また、年齢が低くなるにつれて人口が減少傾向にあります。

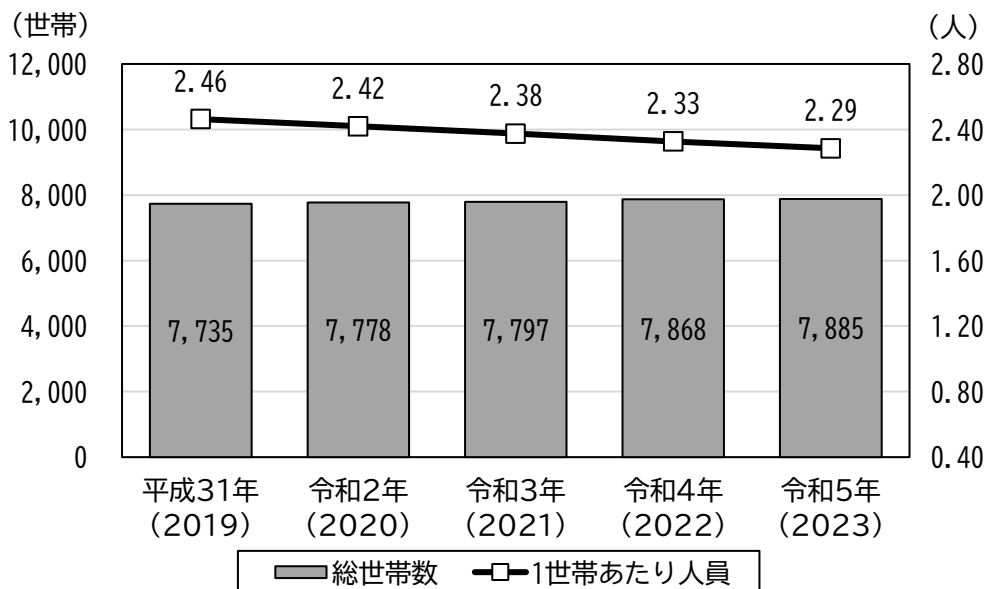


出典：町民健康課 住民基本台帳(令和5(2023)年4月1日現在)

(2)世帯の状況

①総世帯数と1世帯あたりの人員の推移

本町の総世帯数を見ると、平成31(2019)年から令和5(2023)年にかけて150世帯増加しています。一方で、1世帯あたりの人員は0.17人減少しており、核家族化の進行がうかがえます。



出典：町民健康課 住民基本台帳(各年4月1日現在)

②高齢者のみの世帯の推移

高齢者のみの世帯の割合を見ると、「65歳以上世帯員のひとり暮らし世帯」と「夫65歳以上、妻65歳以上の夫婦のみの世帯」は平成22(2010)年から令和2(2020)年にかけて、約2倍に増加しています。

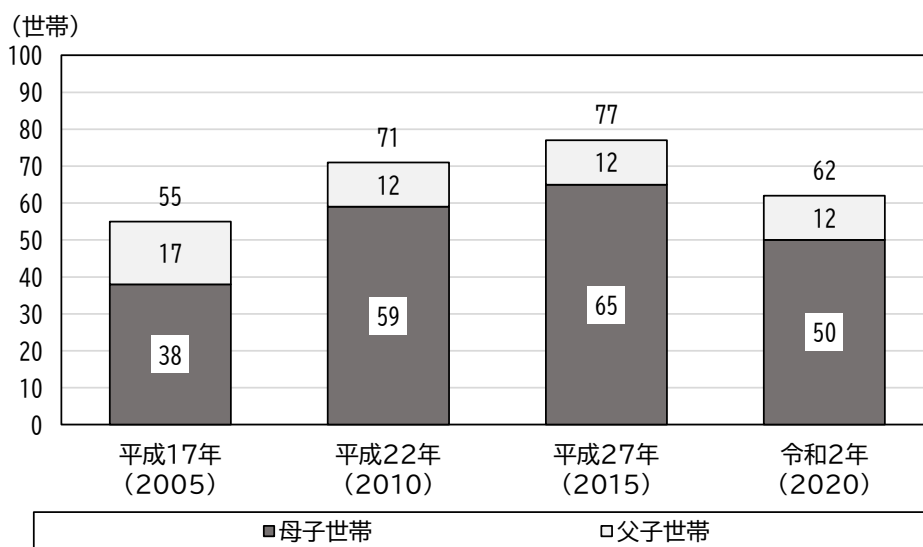
国や県と比較すると、令和2(2020)年において、「夫65歳以上、妻65歳以上の夫婦のみの世帯」の割合が多くなっています。

		平成22(2010)年		平成27(2015)年		令和2(2020)年	
		世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
吉見町	総世帯	6,795	100.0%	6,825	100.0%	6,856	100.0%
	65歳以上世帯員のひとり暮らし世帯	348	5.1%	544	8.0%	736	10.7%
	夫・妻65歳以上の夫婦のみの世帯	513	7.5%	740	10.8%	982	14.3%
県	総世帯	2,837,542	100.0%	2,967,928	100.0%	3,157,627	100.0%
	65歳以上世帯員のひとり暮らし世帯	204,212	7.2%	275,777	9.3%	332,963	10.5%
	夫・妻65歳以上の夫婦のみの世帯	223,813	7.9%	296,188	10.0%	338,189	10.7%
国	総世帯	51,842,307	100.0%	53,331,797	100.0%	55,704,949	100.0%
	65歳以上世帯員のひとり暮らし世帯	4,790,768	9.2%	5,927,686	11.1%	6,716,806	12.1%
	夫・妻65歳以上の夫婦のみの世帯	4,339,235	8.4%	5,247,936	9.8%	5,830,834	10.5%

出典：国勢調査(各年10月1日現在)

③ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯を見ると、平成17(2005)年から平成27(2015)年までは増加していましたが、令和2(2020)年には減少しています。



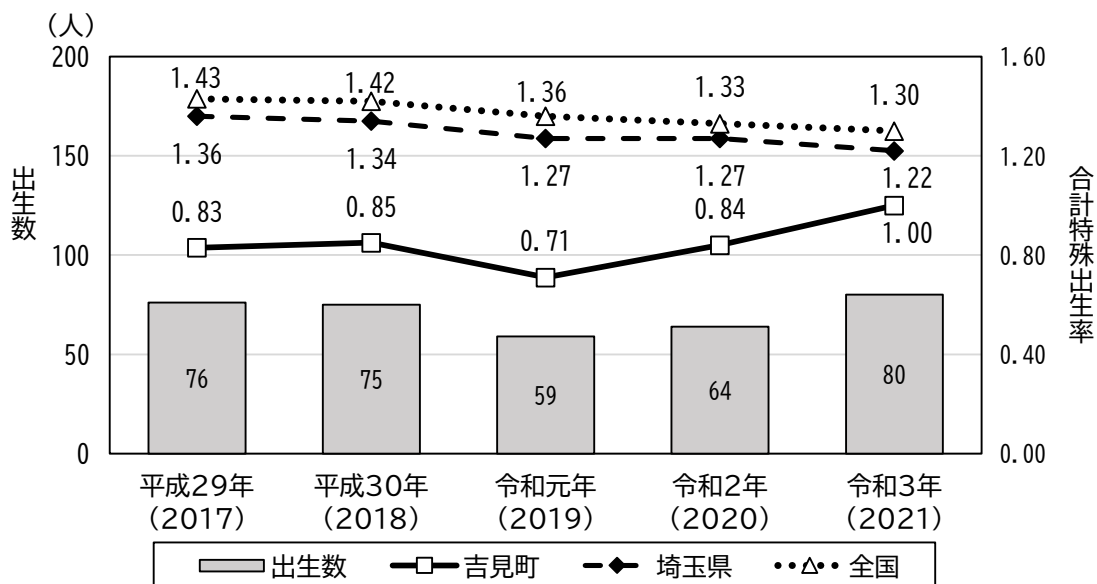
出典：国勢調査(各年10月1日現在)

第2章 吉見町の現状と課題

(3) 出生数と合計特殊出生率

出生数の推移を見ると、令和元(2019)年、令和2(2020)年に減少しましたが、令和3(2021)年には平成29(2017)年と同等になっています。

合計特殊出生率は、国や県に比べて低くなっていますが、令和2(2020)年、令和3(2021)年と増加しています。

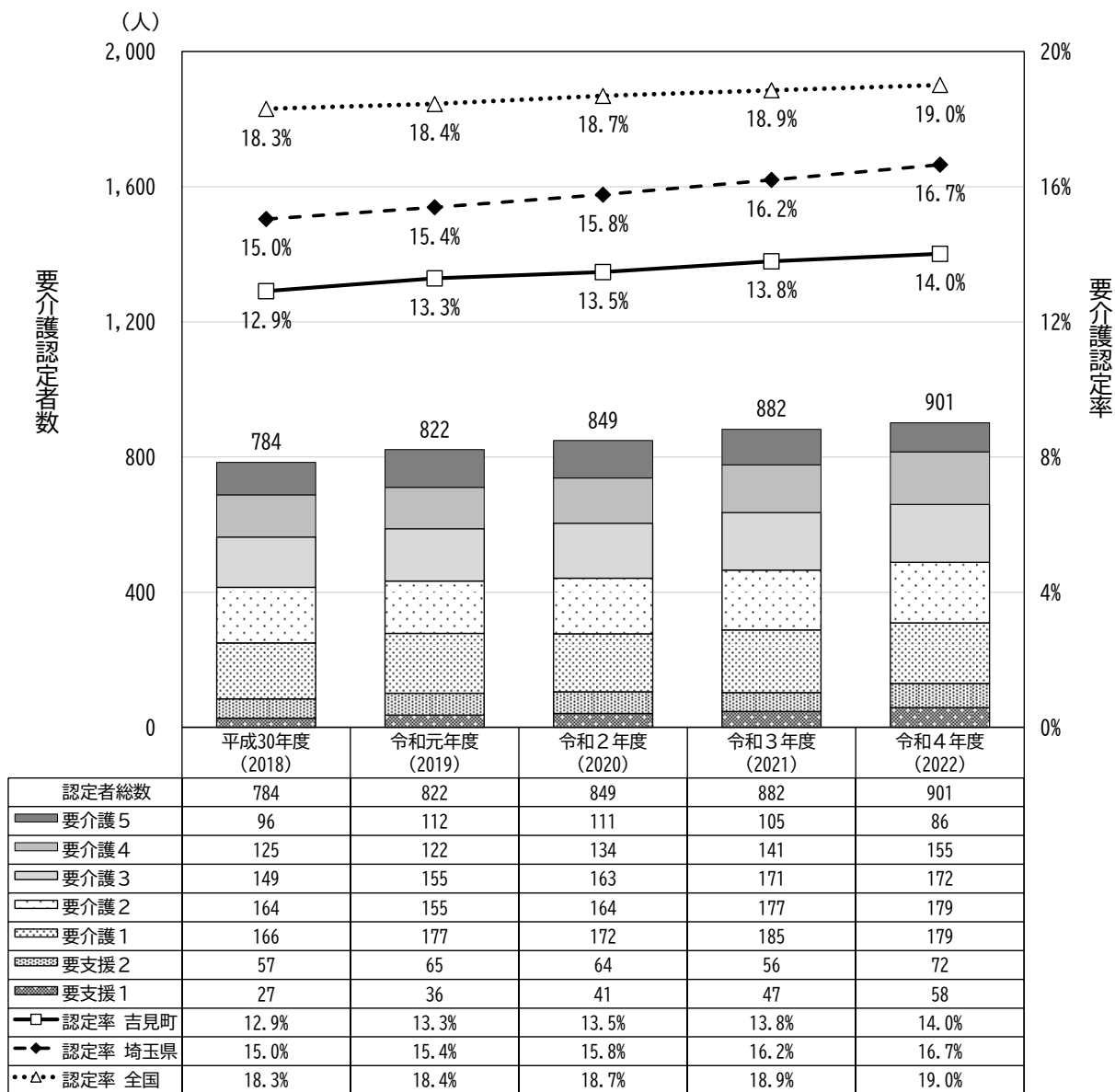


出典:埼玉県の人口動態概要

(4)要介護認定者数と認定率

本町の要介護認定者数を見ると、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけて117人増加しています。

要介護認定率の推移を見ると、全国や県に比べると低くなっていますが、年々増加しています。



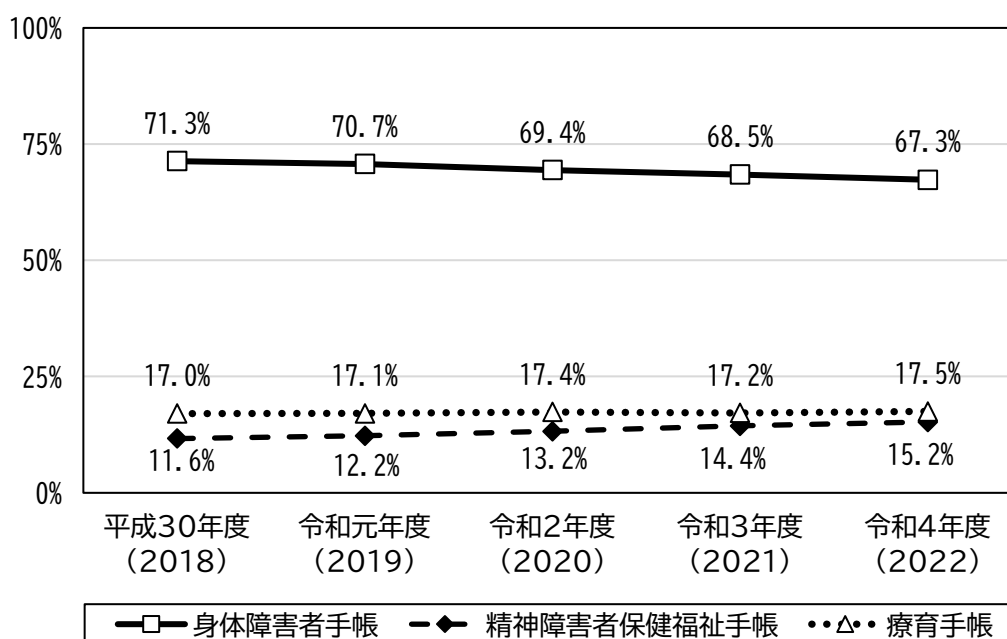
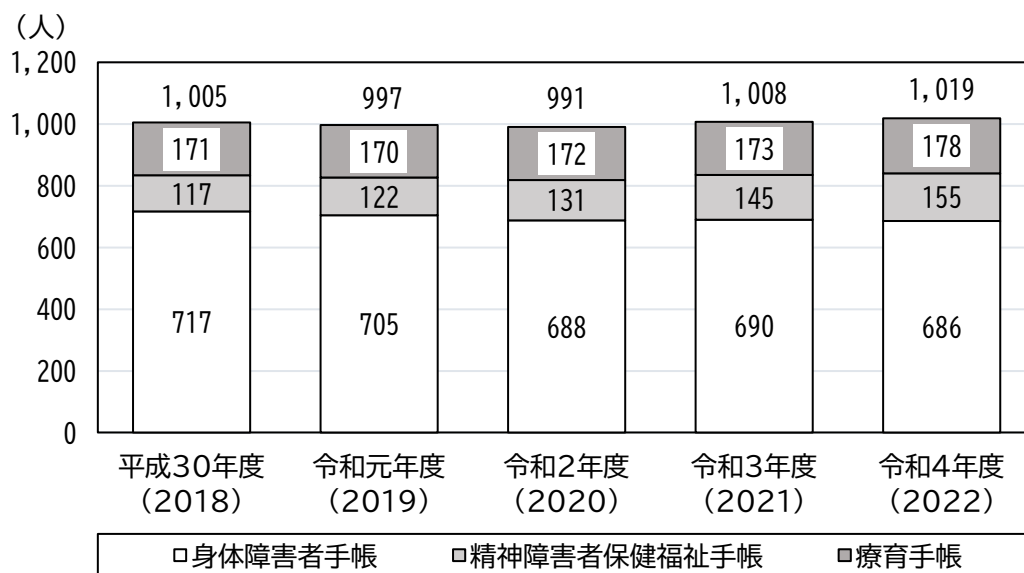
出典:平成30(2018)年度から令和2(2020)年度:厚生労働省「介護保険事業状況報告(年度報)」
令和3(2021)年度から令和4(2022)年度:「介護保険事業状況報告(3月月報)」

第2章 吉見町の現状と課題

(5)障がい者の状況

障害者手帳の所持者数を見ると、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけて、ほぼ横ばいとなっています。

障がい者の区分の構成比を見ると、身体障害者手帳所持者は、平成30(2018)年度の71.3%から令和4(2022)年度の67.3%へ4.0%減少しています。精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成30(2018)年度の11.6%から令和4(2022)年度の15.2%へ3.6%増加しています。

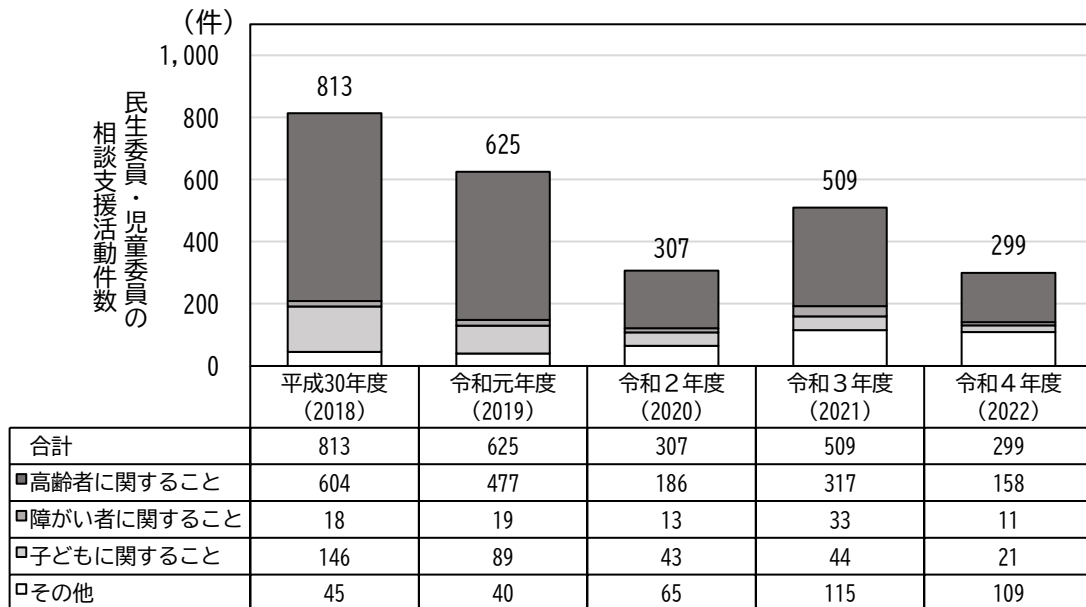


出典:長寿福祉課(各年度末現在)

※比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第二位を四捨五入し算出しているため、合計が100%にならない場合がある。

(6) 民生委員・児童委員の相談支援活動件数

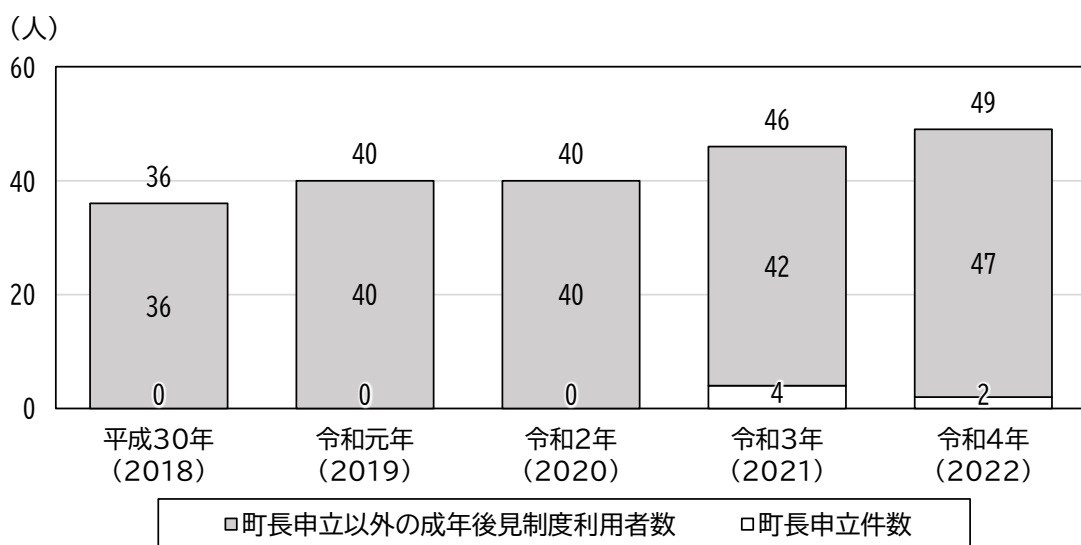
民生委員・児童委員が受けた相談内容の種類の変遷を見ると、各年度とも高齢者に関する相談が最も多くなっています。また、新型コロナウイルスが感染拡大した令和2(2020)年度以降、相談件数は減少しています。



出典:長寿福祉課(各年度末現在)

(7) 成年後見制度の利用者数

成年後見制度利用者数の推移を見ると、平成30(2018)年から令和4(2022)年にかけて、13人増加しています。

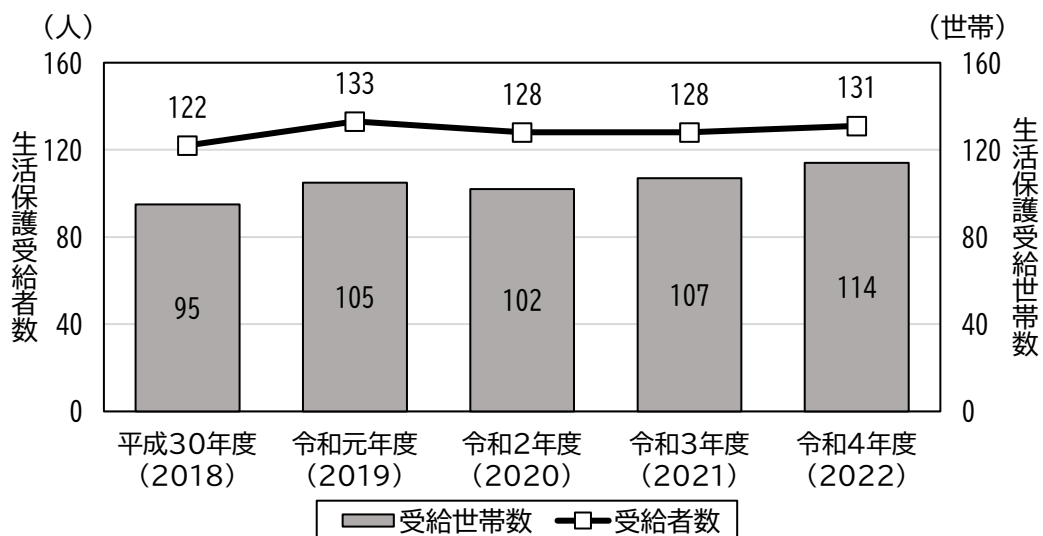


出典:さいたま家庭裁判所熊谷支部(各年12月末現在)

第2章 吉見町の現状と課題

(8)生活保護受給者数

生活保護者数の推移を見ると、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけて9人増加しています。また、世帯数を見ると、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけて19世帯増加しています。



出典:長寿福祉課(各年度末現在)

(9)虐待等の相談件数

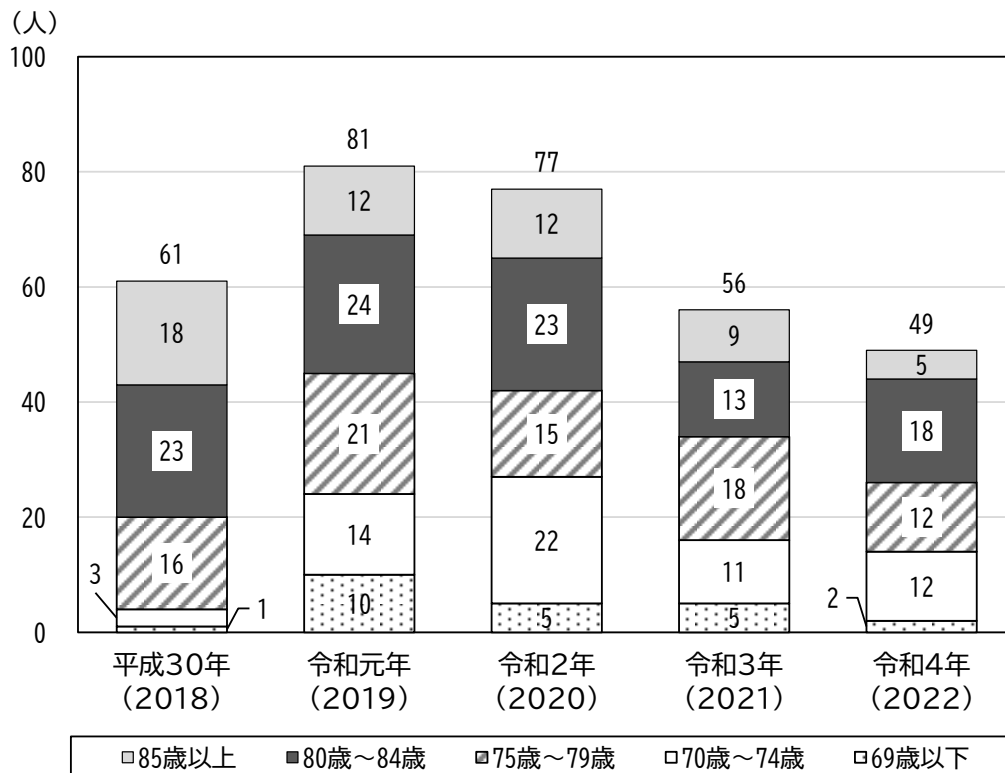
虐待等の相談件数を見ると、「高齢者相談」が最も多く、次いで「児童相談」となっています。

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
高齢者相談	8	80	18	40	49
児童相談	18	9	22	19	31
障がい者相談	1	1	1	1	0

出典:子育て支援課・長寿福祉課(各年度末現在)

(10)運転免許証の自主返納者数

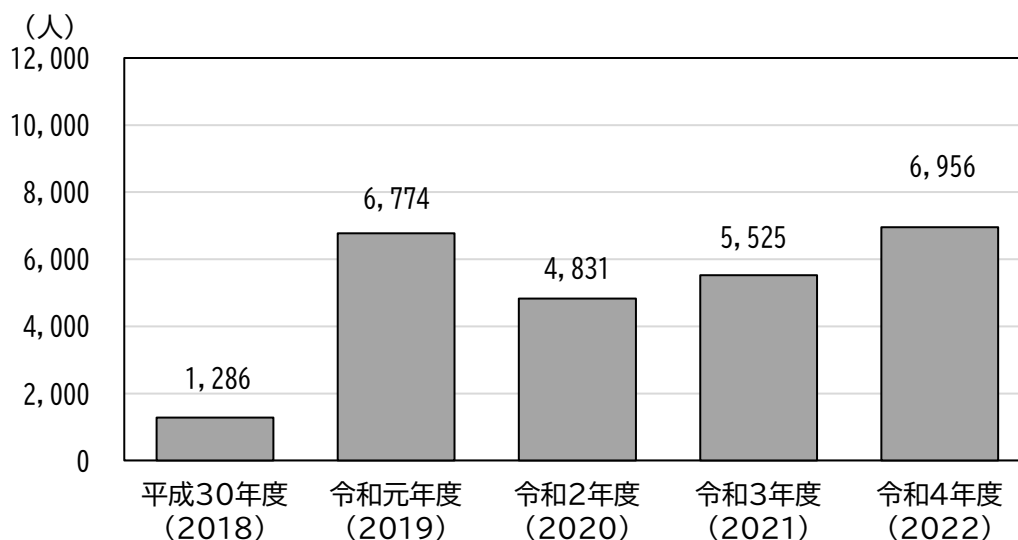
運転免許証の自主返納者数を見ると、全国で高齢者による事故が続いた令和元(2019)年に最も多くなっていましたが、令和3(2021)年以降は減少しています。



出典:埼玉県警察資料より防犯・交通安全課で集計(各年12月末現在)

(11)デマンド型交通乗車人数

デマンド型交通乗車人数を見ると、新型コロナウイルスが感染拡大した令和2(2020)年度に減少しましたが、以降、利用者は増加しています。



出典:総合政策課(各年度末現在)

※平成 30(2018)年度は、試験運用開始年度のため、3か月間のみの集計となっている。

第2節 地域福祉に関するアンケート調査の結果

第3期吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたり、町民の皆様の地域福祉に関するご意見等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

以下に、比較のために第2期計画の調査とともに、結果と課題を示します。

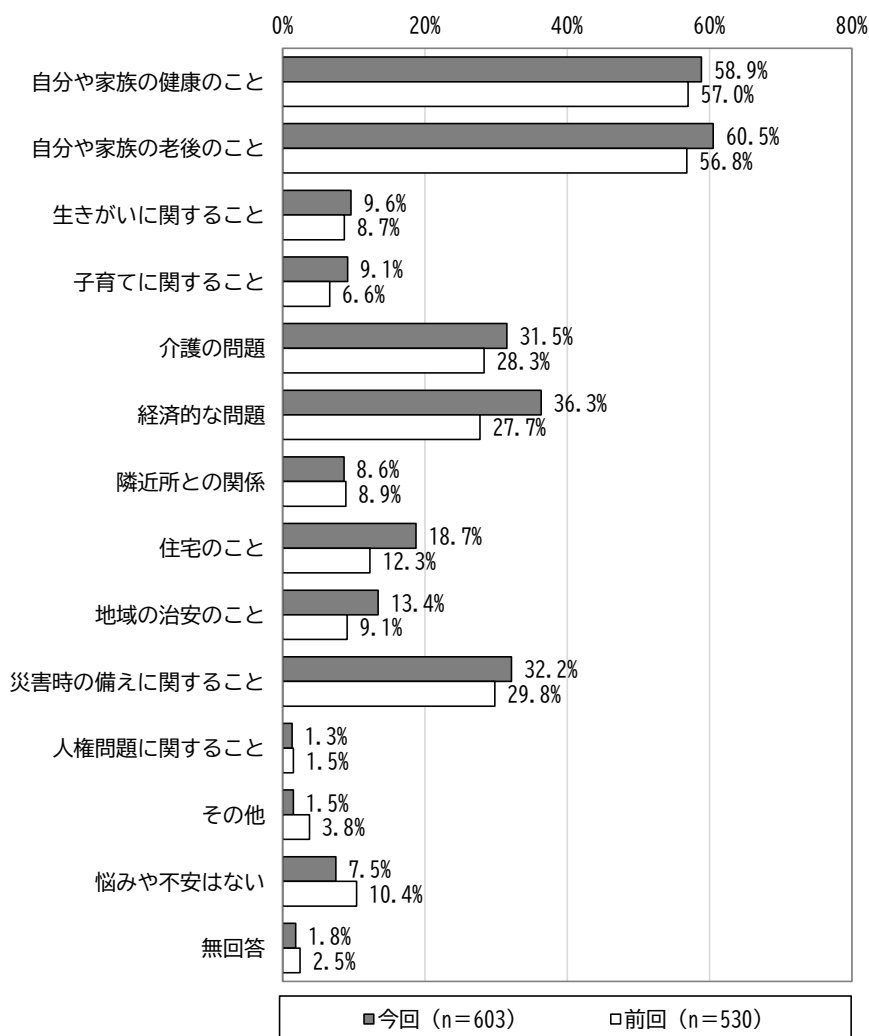
区分	調査時期	対象	配布数	有効回収数	有効回収率
本計画	令和5(2023)年2月	18歳以上の町内在住者	1,300	603	46.4%
前計画	平成30(2018)年7月	20歳以上の町内在住者	1,300	530	40.8%

※(注) 以下に掲載するグラフ内の3%未満の表記を一部省略している箇所がある。

回答者自身のことについて

■ あなたは、日々の生活において、主にどのような悩みや不安を感じていますか。

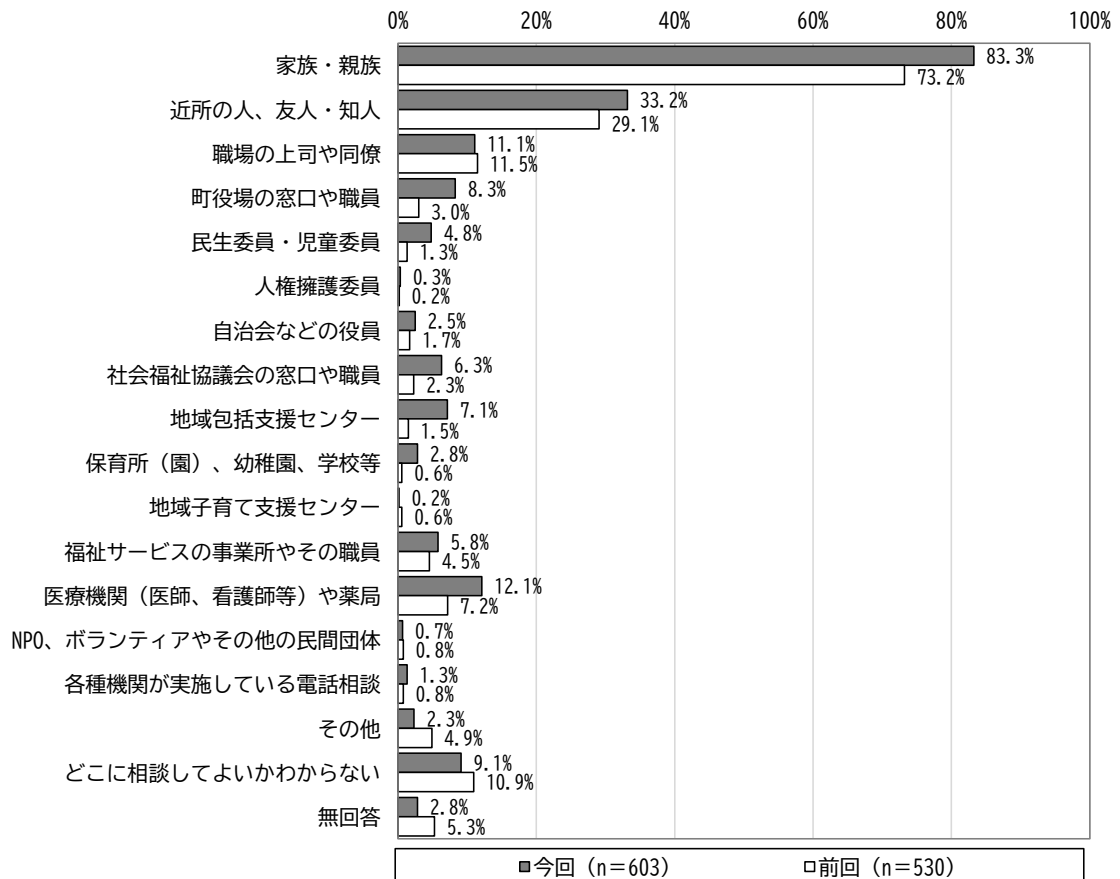
◎ 日々の生活において、どのような悩みや不安を感じるかについて、「自分や家族の老後のこと」が60.5%と最も多く、次いで「自分や家族の健康のこと」が58.9%、「経済的な問題」が36.3%となっています。また、前回と比較すると、「経済的な問題」「住宅のこと」の回答が増加しています。住民のニーズの把握につとめ、福祉の充実を図っていく必要があります。



■ **あなたは、悩みや不安があった場合、誰にもしくはどこに相談していますか。**

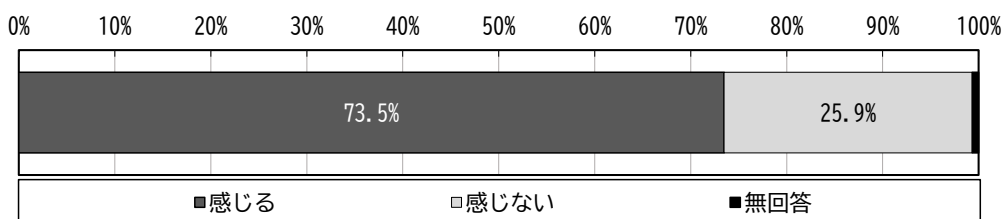
◎ 悩みや不安があった場合、誰にもしくはどこに相談しているかについては、前回と比較すると、役場や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療機関等が増加しており、以前より相談しやすい環境になってきていることがうかがえます。

しかしながら、「どこに相談してよいかわからない」がまだ約1割となっています。相談窓口周知の強化や、どんな悩みでも相談できる総合的な窓口の充実が必要です。



■ **あなたは、将来の買い物や病院に行く交通手段に、不安を感じますか。**

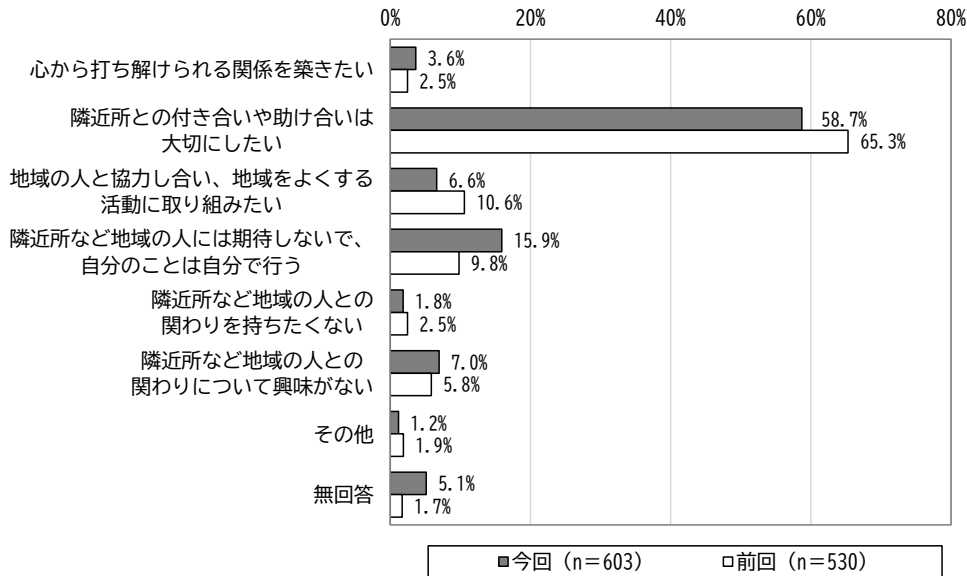
◎ 7割を超える町民が、将来の買い物や病院に行くときの交通手段に不安を感じています。



隣近所や地域との関わりについて

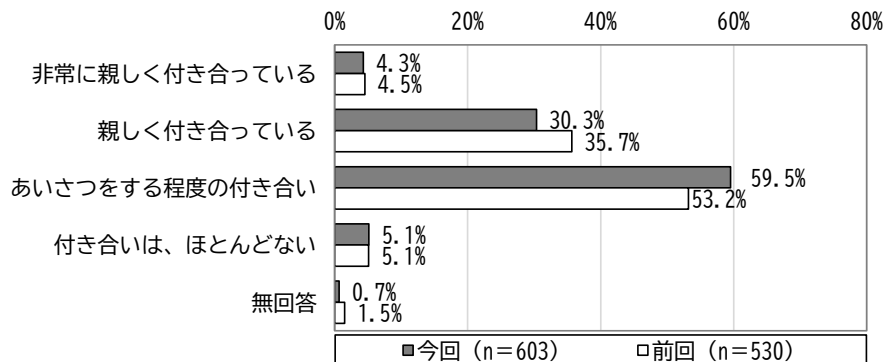
■ あなたは、近所の人など地域の人との関わり合いについて、どのように考えていますか。

◎ 近所の人など地域の人との関わり合いについては、「隣近所との付き合いや助け合いは大切にしたい」が約6割で、「隣近所など地域の人には期待しないで、自分のことは自分で行う」の15.9%に比べて十分に多くなっています。地域福祉に対する土壌があることを生かして、さらに、地域福祉活動を活性化していくことが重要です。



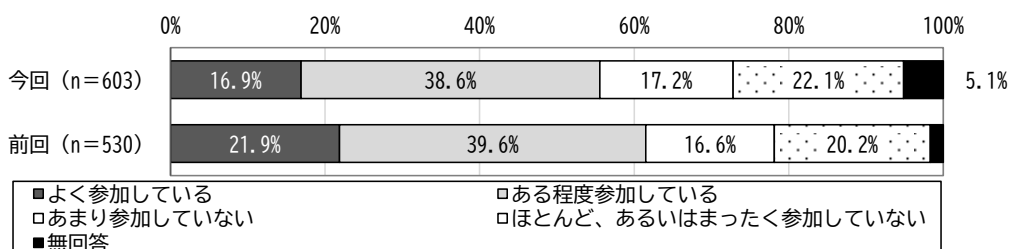
■ あなたは、近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか。

◎ 近所の人とのお付き合いは、前回と比較すると、「あいさつをする程度の付き合い」が増加し、「親しく付き合っている」が減少しており、つながりが徐々に希薄化していることがうかがえます。地域活動を活性化するために、近所の人との交流を増やすことが課題となっています。



■ あなたは、自治会、班等の活動にどの程度参加していますか。

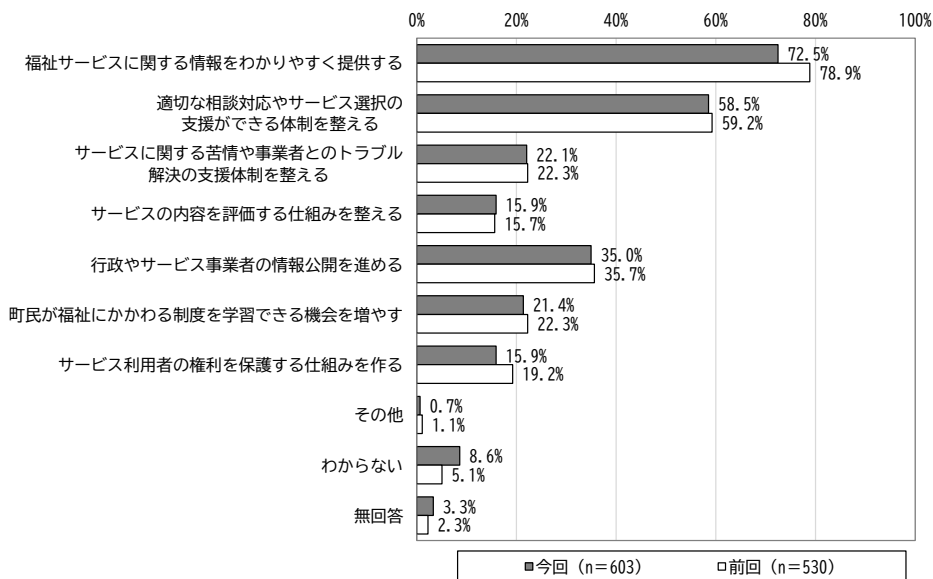
◎ 自治会、班等の活動への参加状況を前回と比較すると『参加している(「良く参加している」と「ある程度参加している」の合計)』が減少しています。自治会、班等の活動への参加率向上が課題です。



地域福祉に対する考えについて

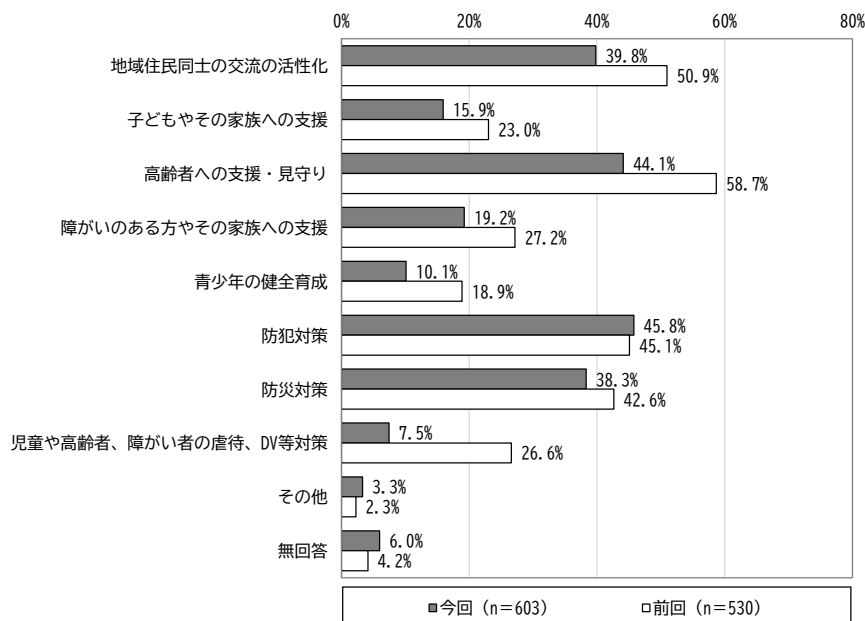
■ あなたは、利用者が自分に最適な福祉サービスを安心して利用するためには、町では今後どのようなことに取り組む必要があると思いますか。

- ◎ 最適な福祉サービスを安心して利用するために、町が「福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供する」ことが必要との回答が7割を超えています。情報発信をよりわかりやすくする取組の強化が必要です。
- ◎ 自分に最適な福祉サービスを安心して利用するために、6割近い人が、町は「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」必要があると回答しています。適切なサービスの選択のために相談対応の充実が必要です。



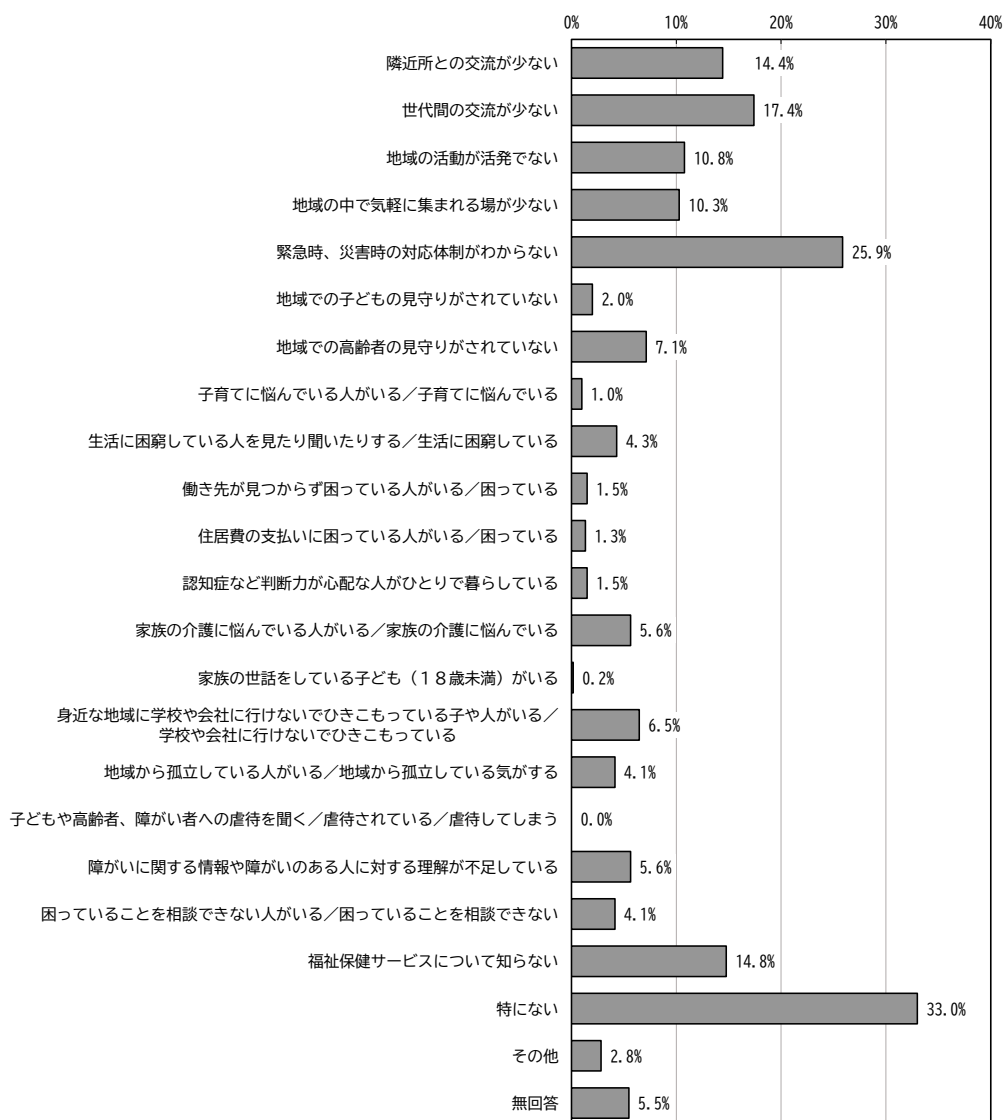
■ あなたは、今後地域で協力し合い取り組むことについて、どのようなことを行う必要があると思いますか。

- ◎ 今後地域で協力し合い取り組むこととして、「防犯対策」「高齢者(ひとり暮らし、高齢者のみの世帯)への支援・見守り」「地域住民同士の交流の活性化」が求められており、防犯に関わる活動を強化することが必要です。



■ あなたが住んでいる身近な地域の中で、具体的に心配なことはありますか。(あなた自身の悩みや心配も含みます。)

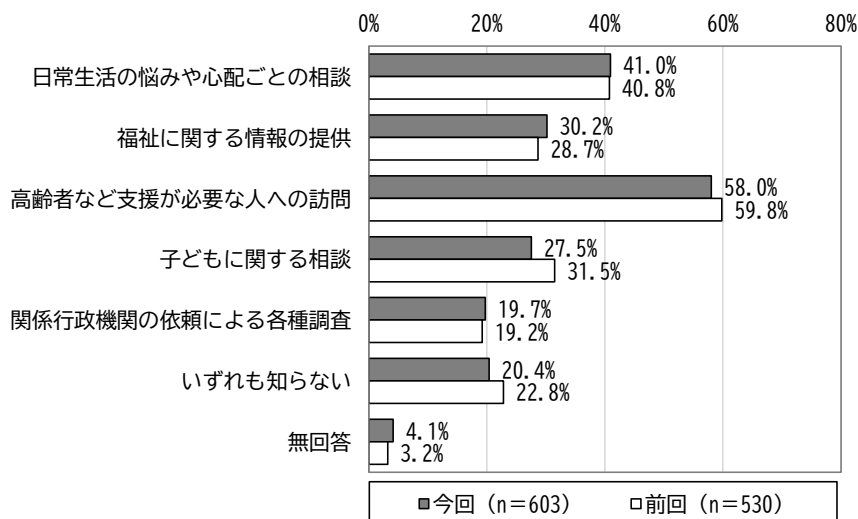
- ◎ 具体的に心配なこととして「緊急時、災害時の対応体制がわからない」の回答が多くなっています。
- ◎ 身近な地域の中で、具体的に心配なことについては、「世代間の交流が少ない」が17.4%、「隣近所との交流が少ない」が14.4%、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」が10.3%となっています。交流を増やすことは、地域活動の活性化の土壌をつくることでもあります。このような、交流の場を充実することは、今後も重要です
- ◎ 多くはないものの、「ひきこもっている子や人」「家族の介護に悩んでいる人」「孤立している人」「生活に困窮している人」等、様々な困難を抱える人がいることがうかがえます。また、「困っていることを相談できない人」もいることがうかがえます。様々な課題を受け止め、解決に向けて寄り添っていくことを目指す包括的な支援体制の充実を図ることが課題となっています。



民生委員・児童委員や社会福祉協議会について

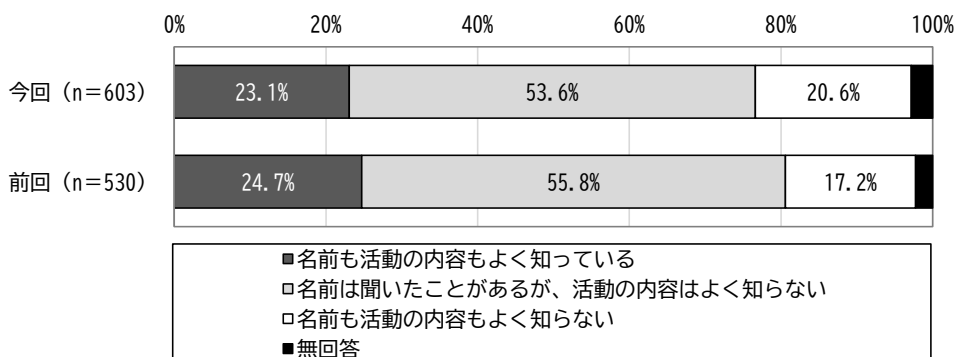
■ **民生委員・児童委員は、社会福祉の精神をもって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を目指して、様々な活動を行っています。民生委員・児童委員が行う活動として、あなたのご存知の内容を選んでください。**

◎ 民生委員・児童委員が行う様々な活動について、「いずれも知らない」が約2割となっています。地域福祉の重要な役割を担う民生委員・児童委員が住民につながりやすくなるよう周知の強化が必要です。



■ **町には、地域福祉を推進し、社会福祉への住民参加を促し意識の高揚を図るための諸活動を行う「社会福祉協議会」があります。あなたはこの組織をご存知ですか。**

◎ 「社会福祉協議会」について、「名前も活動の内容もよく知っている」が23.1%であるのに対し、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が53.6%となっています。住民に支援が届きやすくするためには、福祉活動の中核を担う「社会福祉協議会」の周知を強化することが必要です。

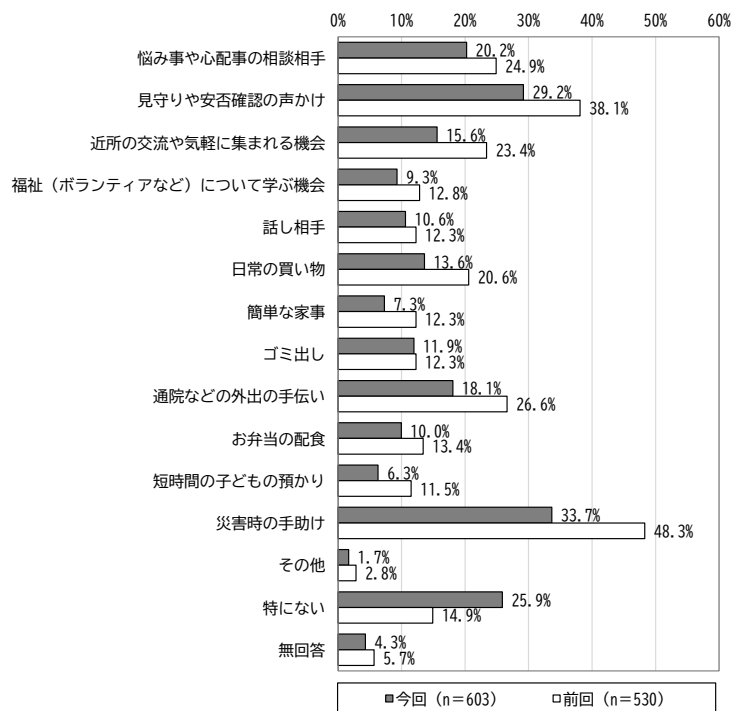


■ あなたが安心して日常生活を送るために必要だと思うこと(手助けしてほしいこと)はどのようなことですか。

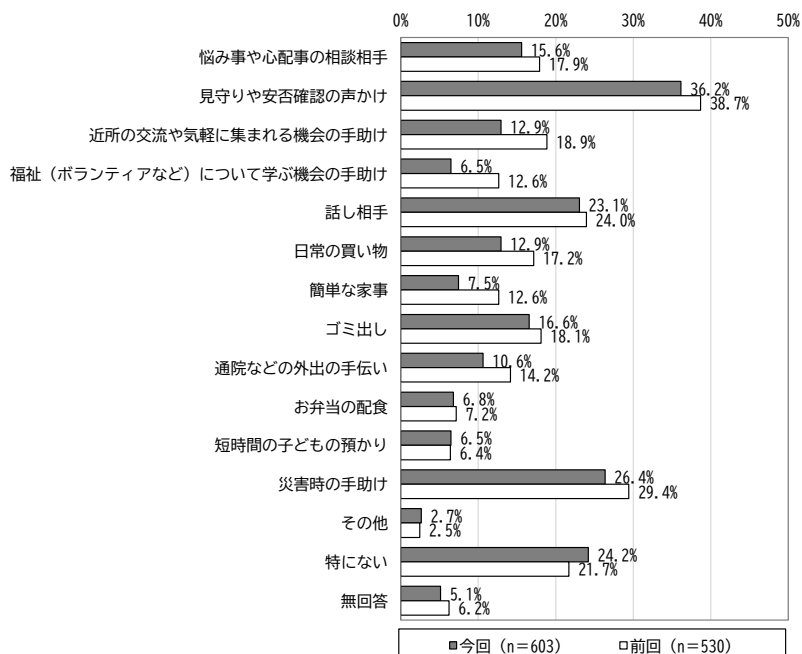
■ 近所(地域)の人が安心して日常生活を送るために、あなたはどのような手助けができますか。

◎ 安心して日常生活を送るための手助けについて、「見守りや安否確認の声かけ」「話し相手」「ゴミ出し」等は、「してほしいこと」より「できること」が上回っており、「災害時の手助け」「通院などの外出の手伝い」等、負荷の重いことは「してほしいこと」より「できること」が下回っています。手助けする土壌があることを生かして地域活動を活性化することが課題となっています。また、内容によっては町の支援を強化することも必要です。

<手助けしてほしいこと>



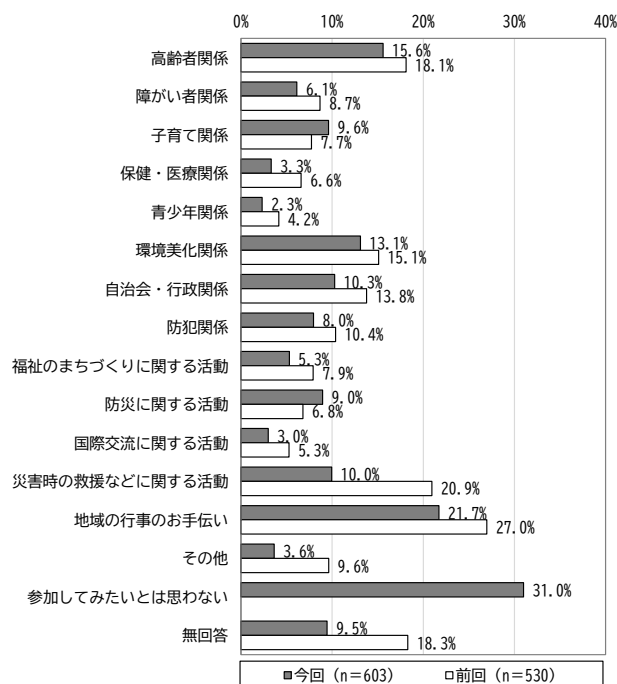
<手助けできること>



ボランティア活動や福祉教育について

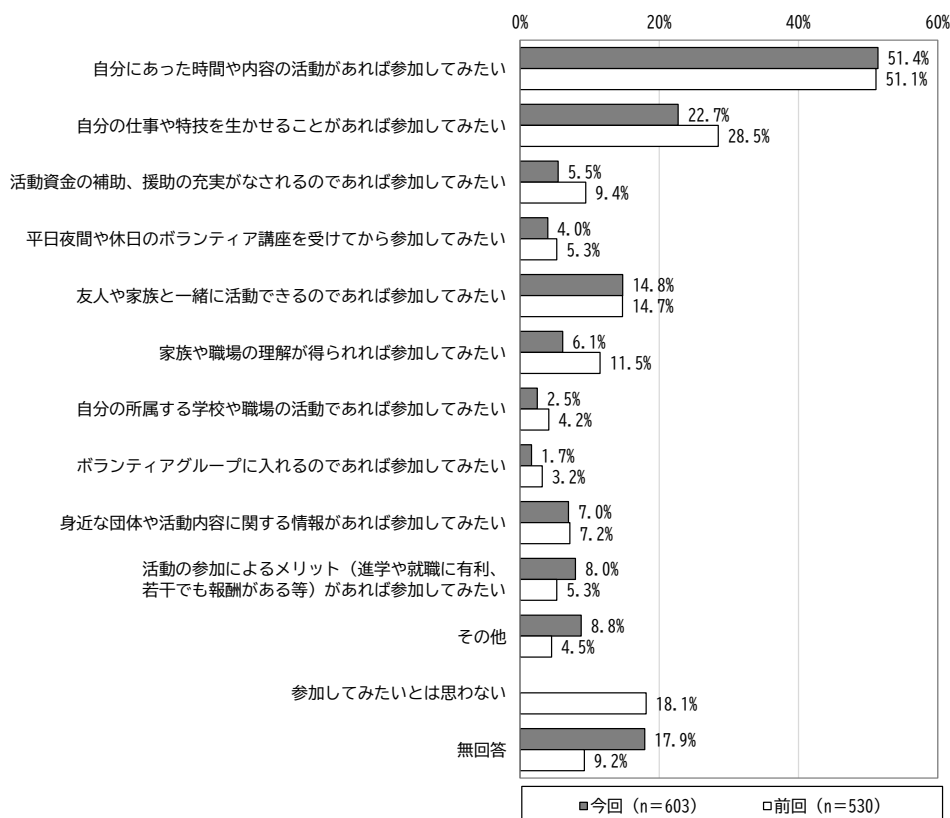
今後、あなたが参加したい(活動してみたい)地域活動やNPO法人、ボランティア活動は、どのような分野ですか。

◎ 今後、参加したい地域活動やNPO法人、ボランティア活動についての回答は、「参加してみたいとは思わない」が31.0%と最も多くなっています。



あなたは、どのような条件が整えばNPO法人やボランティア活動に参加しやすくなると思いますか。

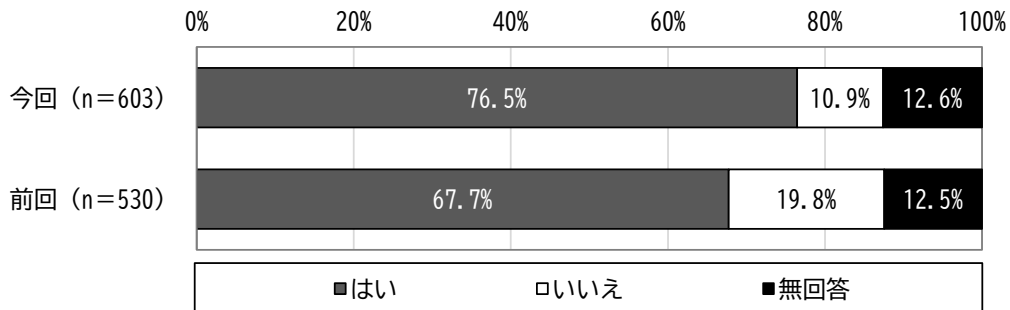
◎ 参加しやすくなる条件については、「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」が約5割と最も多く、次いで「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」が約2割となっています。地域福祉活動を活性化するには、活動の内容を詳細に周知することが必要です。



災害時等の対応について

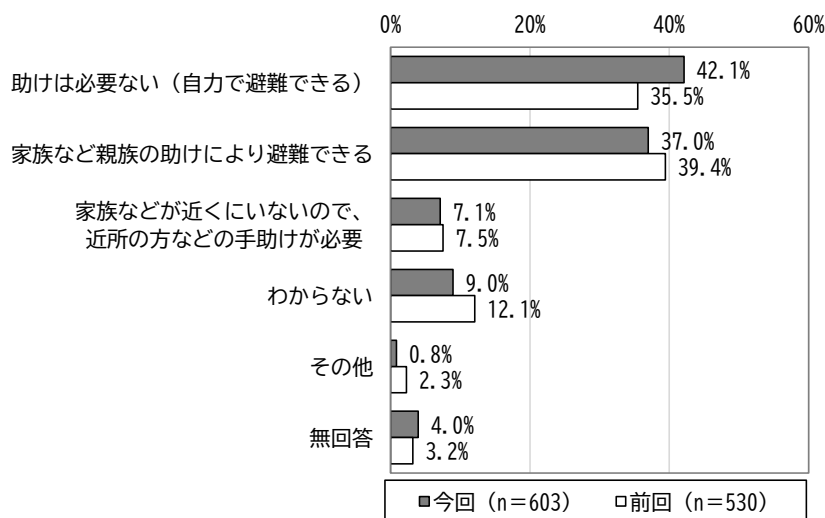
■ あなたは、お住まいの地区の避難所の場所を知っていますか。

◎ 避難所の場所を知らない人が1割ほどいます。災害対応や避難場所の住民への周知を強化することが必要です。



■ あなたは、災害等の緊急時に避難するとき、誘導などの手助けしてくれる人はいますか。

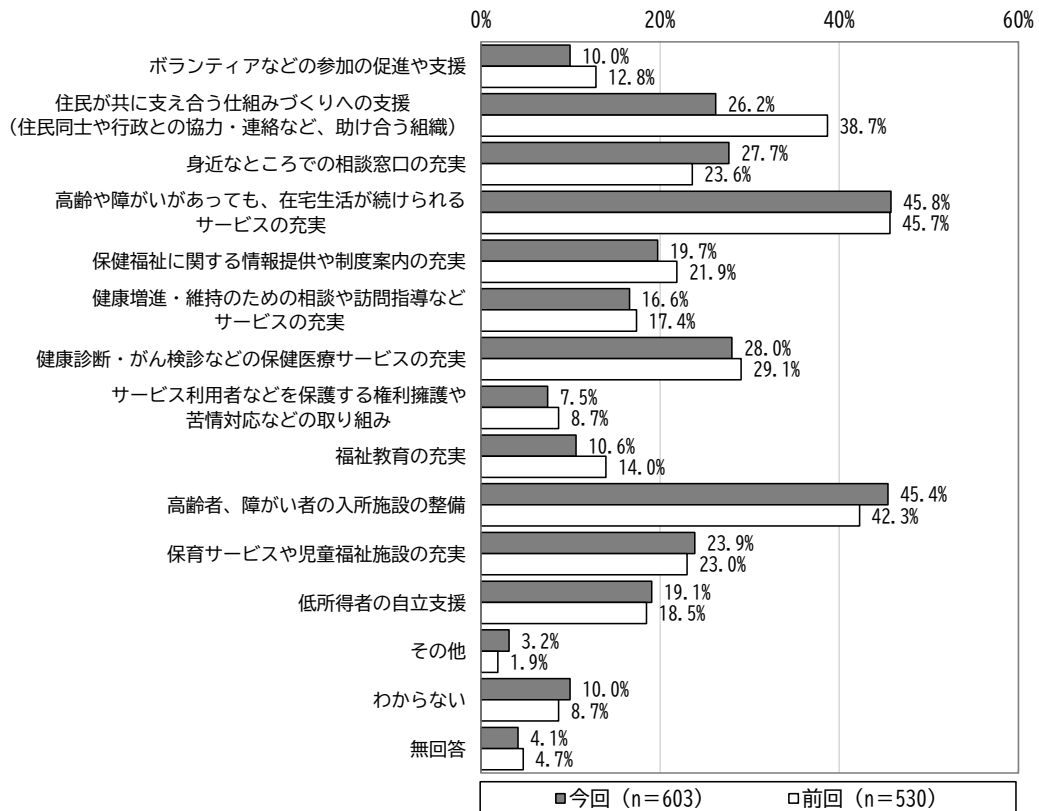
◎ 災害等の緊急時に避難するとき、誘導などの手助けしてくれる人はいるかについて、約1割の人が、「わからない」と回答しています。避難行動要支援者名簿について周知を強化することが必要です。



行政運営について

■ あなたは、今後、町が取り組むべき施策について、どれを優先して充実すべきだと思いますか。

◎ 町が取り組むべき施策について、どれを優先して充実すべきかについては、全体では「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」「高齢者、障がい者の入所施設の整備」が多くなっていますが、「40歳代」以下で「保育サービスや児童福祉施設の充実」が多く、「50歳代」以上は「高齢者、障がい者の入所施設の整備」が多くなっています。



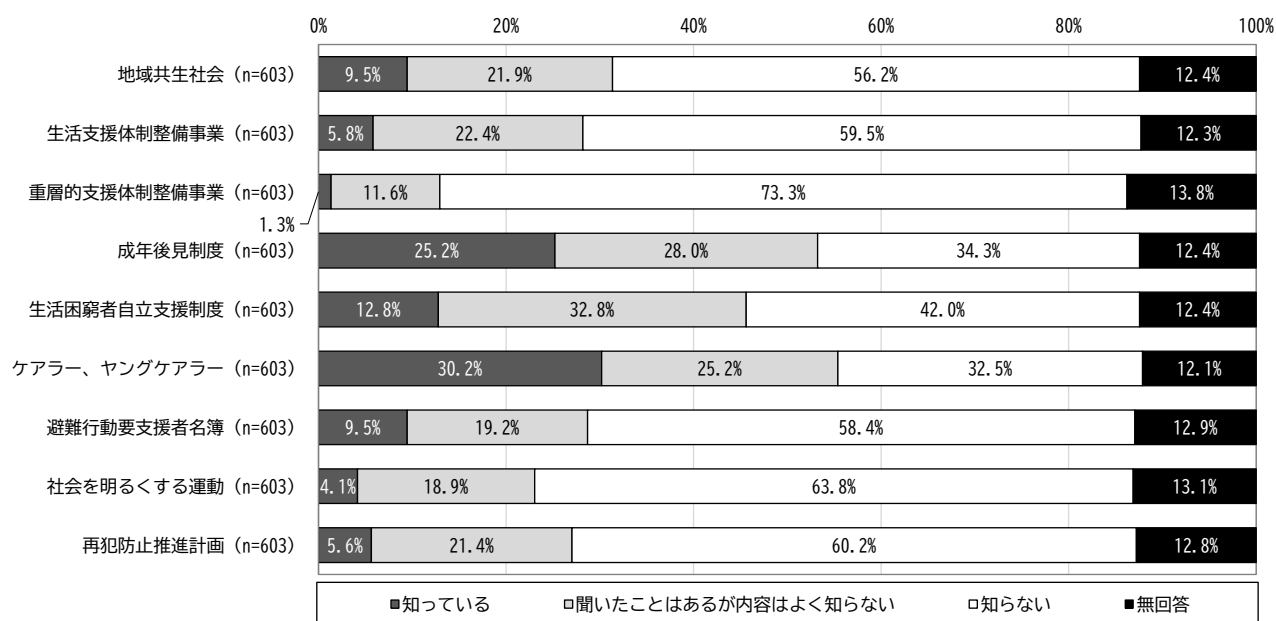
	ボランティアなどの参加の促進や支援	住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援 (住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織)	身近なところでの相談窓口の充実	在宅生活が続けられるサービスの充実	保健福祉に関する情報提供や制度案内の充実	健康増進・維持のための相談や訪問指導などサービスの充実	健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実	サービス利用者などを保護する権利擁護や苦情対応などの取り組み	福祉教育の充実	高齢者、障がい者の入所施設の整備	保育サービスや児童福祉施設の充実	低所得者の自立支援	その他	わからない	無回答	回答者数
全体	60 10.0%	158 26.2%	167 27.7%	276 45.8%	119 19.7%	100 16.6%	169 28.0%	45 7.5%	64 10.6%	274 45.4%	144 23.9%	115 19.1%	19 3.2%	60 10.0%	25 4.1%	603
20歳代	2 8.3%	2 8.3%	4 16.7%	13 54.2%	5 20.8%	2 8.3%	12 50.0%	1 4.2%	6 25.0%	8 33.3%	12 50.0%	6 25.0%	1 4.2%	2 8.3%	1 4.2%	24
30歳代	4 9.3%	6 14.0%	9 20.9%	16 37.2%	8 18.6%	5 11.6%	17 39.5%	1 2.3%	11 25.6%	21 48.8%	24 55.8%	14 32.6%	2 4.7%	5 11.6%	0 0.0%	43
40歳代	8 13.6%	11 18.6%	17 28.8%	19 32.2%	4 6.8%	8 13.6%	14 23.7%	2 3.4%	8 13.6%	17 28.8%	20 33.9%	9 15.3%	8 13.6%	6 10.2%	1 1.7%	59
50歳代	10 9.8%	28 27.5%	29 28.4%	40 39.2%	26 25.5%	12 11.8%	22 21.6%	7 6.9%	6 5.9%	45 44.1%	18 17.6%	25 24.5%	3 2.9%	9 8.8%	3 2.9%	102
60歳代	12 8.9%	36 26.7%	39 28.9%	73 54.1%	36 26.7%	28 20.7%	40 29.6%	10 7.4%	11 8.1%	76 56.3%	38 28.1%	21 15.6%	4 3.0%	10 7.4%	2 1.5%	135
70歳代	15 10.0%	47 31.3%	44 29.3%	80 53.3%	24 16.0%	26 17.3%	47 31.3%	14 9.3%	16 10.7%	69 46.0%	24 16.0%	28 18.7%	0 0.0%	11 7.3%	10 6.7%	150
80歳以上	9 10.5%	27 31.4%	25 29.1%	34 39.5%	16 18.6%	19 22.1%	16 18.6%	10 11.6%	5 5.8%	38 44.2%	8 9.3%	12 14.0%	1 1.2%	17 19.8%	7 8.1%	86

※年代ごとに、回答率が第2位までの箇所を灰色としている。

第2章 吉見町の現状と課題

■ あなたは、次の内容を知っていますか。

- ◎ 「地域共生社会」を知らない人が5割以上となっています。地域の中に福祉の学びをつくり、町民の理解を深め、住民の主体形成を促し「共生の文化」を推進していくことが重要です。
- ◎ 「生活支援体制整備事業」を知らない人が約6割となっています。いつまでも住み慣れた地域で安心して生活していくための仕組みを充実させていくには、制度の周知の強化が必要です。
- ◎ 「重層的支援体制整備事業」の認知度は、1.3%となっています。複合化・複雑化した課題を抱えている人を支援につなぐために、町民全体に事業の周知を進めることが必要です。
- ◎ 「成年後見制度」について認知度が低下しています。高齢者の人口は今後も増え、制度利用の必要性が高まってくることが予測されることから、制度の周知の強化が必要です。
- ◎ 「生活困窮者自立支援制度」を知らない人が4割を超えています。
- ◎ 「ケアラー・ヤングケアラー」を知らない人が約3割となっています。介護等を行うことへの困難を抱えている人に支援が届くように、認知度を上げ、町民の理解を深めることが必要です。
- ◎ 「避難行動要支援者名簿」について、6割近くが知らないと回答しており、周知を強化することが必要です。
- ◎ 「社会を明るくする運動」は、多くの人の認知度が低く、今後、周知・啓発に努めることが必要です。
- ◎ 「再犯防止推進計画」は、多くの人の認知度が低く、今後、周知・啓発に努めることが必要です。



第3節 団体ヒアリングの結果

第3期吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたり、地域福祉や地域福祉活動に関わる一部の団体の皆様に、地域福祉に関するご意見等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

(1)調査概要

調査時期	対象
令和5(2023)年8月	17団体

(2)対象団体名(50音順)

社会福祉法人 常磐福祉会 常磐苑 / 社会福祉法人 常磐福祉会 吉見学園 / チームこどもの居場所よしみ / NPO法人とりにてい / NPO法人のぎく会 / NPO法人ひばり / ひだまりサロン / よしみけやき保育所 / 吉見手話サークルあゆみ / 吉見町学童保育所 いちごクラブ / 吉見町学童保育所 のびっ子クラブ / 吉見町シニアクラブ連合会 / 吉見町商工会青年部 / 吉見町地域包括支援センター / 吉見町防犯パトロール隊連絡会 / 吉見町保護司会 / 吉見町民生委員・児童委員協議会

(3)結果についてのまとめ

	主な意見
活動上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・メンバーの高齢化や定年の延長により担い手が不足している。 ・設備の老朽化、設備投資費の不足。 ・物価高騰による運営費の高騰。 ・利用者が自力で来られないときの交通手段がない。 ・支援困難課題の増加や業務の多様化。 ・活動の認知度がまだ不足している、等。
連携関係上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・連携するにあたっての個人情報取扱いが難しい。 ・交流の場が少ない。 ・相談窓口が多岐にわたるため、横断的な連携や情報共有が必要。 ・子どもに特別な支援が必要なとき、関連施設と情報共有に時間がかかる、等。
感じている地域の福祉課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者が増えている。 ・多世代交流の場が少ない。 ・多様な相談に対応する人員が足りていない。 ・障がい者への理解や支援の場が足りていない。 ・福祉への関心が少なく感じる。 ・子どもは声を上げられないので、大人が積極的に聞き取るべきと思う、等。
今後、新たに取り組みたいと考えている活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活課題のある人へのアプローチ。 ・活動の普及啓発運動。 ・行政と連携した活動。 ・子どもや親との関係づくり。 ・子ども・若者が気軽に来て、安らぐ場所として常設の拠点を持ちたい、等。
今後、連携をしていきたい団体と連携して取り組みたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・吉見町役場各部署(子育て支援課、長寿福祉課等)と連携し、活動の普及啓発、人材確保等の取組。 ・吉見町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内の福祉施設や小・中学校、ボランティア団体等と連携し意見交換、情報共有。

第4節 地区懇談会の結果

計画策定にあたって、吉見町を「東西南北」の4つの地区に分け、各地区の地域住民自らが抱える地域生活課題について住民同士で議論・共有し、その課題解決の方法等を話し合う場として、地区懇談会を開催しました。

(1)開催概要

- ・参加対象者：福祉委員(区長)、民生委員・児童委員、ふれあい・いきいきサロン関係者、シニアクラブ、見守り活動推進員、ボランティア活動者、社会福祉施設、商工会会員、PTA役員、母子愛育会役員、地域福祉に関心のある人 等

(2)開催地域と参加者数等

地 区	日 時	場 所	参加者数
東・南地区	令和5(2023)年8月26日(土) 9:30～	吉見町役場庁舎 3階 大会議室	35名
北地区	令和5(2023)年8月26日(土) 14:00～		44名
西地区①	令和5(2023)年9月2日(土) 9:30～		31名
西地区②	令和5(2023)年9月2日(土) 14:00～		43名

(3)懇談会の流れ

(5 分 間)	開会・オリエンテーション
(30 分 間)	①地域福祉についての説明 ②地区懇談会の意義及び今回の地区懇談会で行うこと
(10 分 間)	休憩
(80 分 間)	地区懇談会 ①地域における福祉課題等を共有しよう。 ②「私たちにできること」について考えよう!
(20 分 間)	発表
(5 分 間)	閉会

(4)内容

今までの地区懇談会で検討してきた各地区の地域生活課題について確認、共有しました。その中から重要課題として、

- ①地域の交流(世代間含む)について
- ②高齢者、障がい者、子ども等について
- ③生活環境や防犯・防災について

を選出し、住民主体で、その課題に対する具体的な取組として「私たちにできること」、それを実践するための「連携・協力先」「周知の工夫」について、話し合いました。

東・南地区 まとめ

○東・南地区の課題

地域の付き合いの減少、自治会の運営の問題(担い手不足、役員の輪番制等)、ひとり暮らし世帯の増加や子どもの減少、ゴミ問題(集積所の管理、高齢者のゴミ出しが困難になってきている等)、空き家・空き地の増加等が挙げられていました。

○「私たちにできること」のまとめ

	地域の交流 (世代間含む)	高齢者・障がい者 子ども等	生活環境や 防犯・防災
1 グループ	・みんなが参加できるイベントの開催 ・ラジオ体操等の企画 ・ひだまりサロンの活用 ・地域への子ども、高齢者参加推進(カラオケ、コーラス)等	・集会所を活用した居場所づくりを進める ・班単位での声かけ ・小学校運動会の参加 ・子ども食堂を地域に開設等	・ゴミ分類用紙をゴミ置場へ ・公園の整備 ・ダミーカメラの設置等 ・顔が見える環境づくり ・水害時の声かけ等
2 グループ	・イベントを増やし世代間交流を図る(バーベキュー、芋煮会、カラオケ等) ・水田や畑の活用(稲作体験) ・荒川荘パークゴルフ場の利用 ・桜土手で花見大会の開催等	・高齢者世帯の見守り ・認知症の理解 ・遊ぶ場・交流の場の提供 ・学校ファーム ・学校行事に参加等	・ゴミ拾いウォーキング(健康と美化) ・ゴミゼロ運動活性化等 ・空き家対策
3 グループ	・イベントを開催する ・輪投げチームをつくる ・チームリーダーになれる人の育成 ・新年会の再開 ・気軽に話せる場所をつくる等	・ゴミ出しのサポート ・高齢者への声かけ ・買物支援、移動販売 ・緊急連絡先の確認 ・子どもたちへの見守り等	・空き家の立木、雑草の管理 ・防災訓練の開催 ・害獣の駆除等
4 グループ	・秋祭りやポッチャ大会等の開催 ・ゴミゼロ運動、神社の祭礼への参加 ・地域で輪投げ大会をする ・高齢者が子育て世代を応援する	・買物、交通が不便 ・役員がその役割を認識し活動する等	・空き家問題 ・動物(アライグマ・ネコ) ・交通等
5 グループ	・魅力ある行事を開催する ・集会所を活用する ・子どもの頃から地域の交流へ参加 ・自治会費を子どもの行事等へ活用し若い世代の参加を図る等	・子どもたちの遊び、学びの場 ・地域ごとのイベント ・放課後の子どもの居場所づくり(地域で子どもをみる) ・地域で人材バンクをつくる等	・交通手段対応⇒巡回バス ・買物難民⇒移動販売 ・防災に関する体験の場や講演会の開催 ・防犯カメラや街灯の設置等
6 グループ	・新住民の受入、交流 ・新世代と旧世代の融合	・花火大会の開催 ・福祉課題を学ぶ機会が必要	・空き家対策 ・防犯、防災の課題を周知・共有
7 グループ	・花まつり等、三世代の交流(小学校とシニアクラブの連携) ・歩こう会の再開。世代を超えて字近くの施設を廻る等	・馬頭観音とうろう⇒中学生が主催 ・公民館行事に地域で参加 ・公民館の活用等	・災害時、集会所、防災用品有⇒発電機、灯光器 ・介護施設と一緒に防災訓練の開催等

○連携・協力先、周知の工夫

連携・協力先として多かったのが、自治会、町(行政)、町社会福祉協議会、学校関係(PTA等)、公民館管理者、民生委員・児童委員、シニアクラブ、サロン等がありました。周知の工夫としては、回覧板の利用という意見が多く聞かれ、他にゴミ集積所等への掲示、声かけ、LINE等SNSの利用がありました。

○まとめ

「地域の交流(世代間含む)」では、みんなが参加できる、楽しめるイベントの開催等がすべてのグループで挙げられており、お互いに知り合うことにより、「高齢者、障がい者、子ども等」の理解や声かけ、見守りにつながるとの意見がありました。また、それら活動の担い手不足の課題があり、地域の既存イベントの活用や新たな手法の必要性等についても話し合われました。

北地区 まとめ

○北地区の課題

世代間交流の減少、地域への関心が少ない、介入するのが嫌がる、高齢者世帯の増加(買物、通院、ゴミ出し、行事への参加が不便等の問題)、空き家や休耕地の問題(防犯・火災の問題)等が挙げられていました。

○「私たちにできること」のまとめ

	地域の交流 (世代間含む)	高齢者・障がい者 子ども等	生活環境や 防犯・防災
1 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・今までのイベントを復活させる ・輪投げ大会等イベントの開催 ・用事がなくても出向く(関係の構築) ・回覧板の活用(付き合いの醸成)等 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に声かけを行う ・サロン開催でみんなを理解 ・周りの人へ積極的に声かけする 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き売り、移動販売の活用 ・水害時平屋の高齢者を助ける ・防犯対策の徹底 ・隣組の協力体制を構築
2 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンで定期的を実施しているラジオ体操を、地域交流の場として行う ・集会所やゲートボール場の活用 ・毎月、定例でスポーツ大会を実施する ・食事会、料理教室の開催等 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンで子どもが喜ぶ取組を行う(昔遊び、バルーンアート、昼食づくり等) ・イベント時に名札をつけて愛称を呼び合う等 	<ul style="list-style-type: none"> ・みんながつながりやすいように、スマホ教室を集会所で開催する ⇒グループ LINE をつくれる ⇒防災・見守り強化等
3 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕の開催、輪投げの開催 ⇒準備から一緒に行い交流 ・新年会の内容を子どもから高齢者まで楽しめる様なイベントにする ・休日や夜間に行事等を企画する 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の把握 ・高齢者ひとり暮らし宅への配慮(見守り、訪問、声かけ) ・参加しやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・草取り、堀さらい再開 ・援助者を周知 ・組織の連絡網を再確認 ・自主防災の内容を確認する ・散歩しながら見回る等
4 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンで寄せ植えの実施 ・地域のみんな(子ども含め)でグラウンドゴルフの実施 ・灯ろうでバザー等 	<ul style="list-style-type: none"> ・字の敬老会 ・地域のみんなで(子ども含め)そば、うどん打ち会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・神社の草取り ・犬の散歩のときに近所を見回る ・堀さらい、U字溝排水の草とり
5 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が参加しやすい集まりの企画 ・リーダーを育てる ・コロナ後の取組が重要 ・個人の権利を必要以上に捉えず、「曖昧」のいい所もある ・あいさつや声かけをする等 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・子育て中の若い親の困っていることの把握 ・個に目を向けたサポート ・小さな親切とプラスアルファの声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域見回り、声かけ ・防災対策の組織づくり ・日常的な声かけのできるコミュニティづくり ・個々が自覚を持つこと ・防犯・防災意識の共有等
6 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを中心としたイベントを開催する ・料理をみんなで作ることを通じて世代間交流を行う ・役割をつくると良い(一人一役) ・既存の活動や団体を生かし、協力してもらえると良い等 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者宅のゴミ出しを中学生が登校前に行う ・本人に聞きながら、本人に合った見守りを行う ・学校の桜を地域へ開放してお花見をする等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の整備をイベントとして実施する ・パトロール隊に加入する人を増やす ・草とり等ボランティアを募る ・地区で防災訓練の実施等

○連携・協力先、周知の工夫

連携・協力先として多かったのが、サロン、シニアクラブ、子ども会、区長(会)・班長、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、さらに、学校関係(PTA等)との意見がありました。周知の工夫としては、個別訪問、グループLINE(子ども会)、団体の連絡網、回覧等がありました。

○まとめ

「地域の交流(世代間含む)」では、サロンやシニアクラブ等を中心としたイベント開催の意見が多くありました。「高齢者、障がい者、子ども等」では、個々の状況に合わせた配慮の必要性や子どもを含め、それぞれが役割を持つことが大切との意見がありました。「生活環境や防犯・防災」では、組織づくりや情報・意識の共有、日頃からの地域のつながりの重要性等について話し合われました。

西地区① まとめ

○西地区①の課題

世代間交流の減少、人と集まる機会が無い、気軽に頼れる人が身近にいない、高齢者が閉じこもり気味になっている、ひとり暮らし世帯の増加、買物や通院が難しい、空き家問題(家主不在、衛生、庭木、個人情報等)、あいさつや声かけができていない等が挙げられていました。

○「私たちにできること」のまとめ

	地域の交流 (世代間含む)	高齢者・障がい者 子ども等	生活環境や 防犯・防災
1 グループ	<ul style="list-style-type: none"> 農大三高との交流、何かあった時にお互いの保護 外国人世帯との交流をもち、自治会のルールを理解してもらう 若い世代と相談する 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らしの人の見守り(すぐに異変に気付くように牛乳・郵便、新聞の配達) 団地内の状況(車いすや障がいの程度等)を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども向け防犯教室を開催する 団地内の空き家事案被害等、起きたことの情報共有をする 空き家の扱いに関して、自治会でルールをつくる 草刈りを定期的実施
2 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ゴミゼロ等などの雑談 将棋大会(男性)の開催 公民館等を利用し、中学生等の子どもが集まれる場所がほしい(Wi-Fi設置、高齢者との野菜づくり等) 	<ul style="list-style-type: none"> サロン参加の声かけ 何かできる人の発掘 スマホの使い方を子どもから高齢者に教えてもらう 紙飛行機で交流 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会単位の有償ボランティア(ゴミ捨て、空き地草刈り等)⇒地域内でお互いさまにできるシステムをつくる 小地域福祉活動の実施
3 グループ	<ul style="list-style-type: none"> 集会所を開放し、集いの場にする ウォーキングや趣味の集い 子どもと一緒にラジオ体操 他地域との交流会 退職者の集いや男サロン会を開く 	<ul style="list-style-type: none"> 何をしたいか把握する どこまで踏み込んで良いのか 	<ul style="list-style-type: none"> 雑草等の草取り 暑い夏に集会所を開放 炊き出しの訓練 犬の散歩をしている人に防犯ベストを着てもらおう
4 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ体操の後の焼き芋大会 	<ul style="list-style-type: none"> 百歳体操の実施 福祉の授業の充実 ふれあいサロンの出前講座を活用して男性の参加者を増やしたい 	<ul style="list-style-type: none"> 月に一度のゴミ拾いのとき、防災・防犯の話をする AEDの講習会
5 グループ	<ul style="list-style-type: none"> 鴻巣花火大会を地域のみんなで見る(団地から見える秘密の場所) クリスマス会の開催(サンタ、ビーフシチューの提供、レクリエーション、体操等) 	<ul style="list-style-type: none"> イベントを通して皆で楽しめることを目標にする 声かけ運動やイベントを通じて自治会を困りごと相談できる人や場所にする 	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練 夜の防犯見回り(見守り)隊 除草作業(火災予防) ゴミ出し協力
6 グループ	<ul style="list-style-type: none"> さつまいも、じゃがいも掘り大会の開催、食事会の開催 輪投げやグラウンドゴルフの実施 麻雀を楽しむ機会を復活させる 	<ul style="list-style-type: none"> 極力声かけをしていきたい 子どもの地域交流のためには、保護者の意識変革が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家、空き地の持ち主の情報を出して欲しい ゴミの出し方の問題

○連携・協力先、周知の工夫

連携・協力先として多かったのが、自治会、町(行政)、町社会福祉協議会、学校関係(PTA等)、サロン、民生委員・児童委員、公民館、若い世代や保護者等がありました。周知の工夫としては、回覧板、ゴミ集積所等への掲示、個別の声かけ、LINE等SNSの利用がありました。

○まとめ

「地域の交流(世代間含む)」では、地域でのイベントの開催やサロン活動への男性の参加について意見がありました。「高齢者、障がい者、子ども等」では、声かけや情報収集の大切さについて意見がありました。「生活環境や防犯・防災」では、空き家・空き地の管理問題について多く話し合わせ、自治会内でのルールづくり等について話し合わせました。

西地区② まとめ

○西地区②の課題

地域の行事や交流の機会の減少、近所の人に困りごとを言えない、隠してしまう、引っ越してきた人と地域の人の関わりが無い、ひとり暮らしの人の状況がわからない、子どもが少なく遊び場も無い、空き家の管理が大変、自治会等の役員のなり手(担い手)がない等が挙げられていました。

○「私たちにできること」のまとめ

	地域の交流 (世代間含む)	高齢者・障がい者 子ども等	生活環境や 防犯・防災
1 グループ	・子どもと大人の話し合いを行う ・いきいきサロンの会議の開催 ・吉見の珍しい物を探そう	・いまいるに参加する ・ささえあいに参加	・連絡機器の配布 ・井戸がある家を調べておく ・スマホの勉強会
2 グループ	・コロナ禍前に実施していた事業(交流)を段階的に再開していく ・地域の見守り隊と交流する ・一斉清掃や大沼堤防刈りの実施 ・子どもたちにできるスポーツの実施	・誰でも参加できる体操やウォーキング等を集会所で行う ・自転車しか乗れない人も参加できる場所等の工夫をする ・高齢者の個々のニーズを把握	・積極的な相互交流(あいさつ・声かけ等) ・互助・共助の意識の醸成 ・要支援者のニーズをひろう必要がある
3 グループ	・男性にもサロン活動を ・三世代交流を盛んにしていく ・他の字との合同イベントを開催する ・来ることへのハードルを下げる	・いろいろな年代の立場の人が一緒にできる催しを計画する ・子どもを呼び込む方法を考える ・信用できる人を増やす	・地域で気軽に散歩のついでにゴミ出しに協力
4 グループ	・夏休みにおみこし ・三世代輪投げ大会の開催 ・お食事会、花見、新年会、カラオケ等行政区の集会增加 ・親子パークゴルフ大会の開催	・食事会(酒)の開催 ・高齢者の話し相手になる ・子どもたちを集めて勉強会(興味あるものについて)等実施 ・困りごとの相談にのる	・高齢者宅のゴミ出し ・見守り・気づき(近所) ・小学校通学路の雑草、通学路清掃 ・見回り当番、火の用心等
5 グループ	・隣近所、声かけ運動の促進 ・声かけ、あいさつ ・町の行事等に若い世代を巻き込む地域活動を行う ・班の役割を確認する(つながりを) ・性格の違いを容認する	・ボランティアの継続 ・支え合い、傾聴 ・団地内の高齢者や障がい者、子どもの類の把握 ・受け入れ施設の設置 ・シニアクラブの部会增加	・近助(きんじょ)の考え方、班の役割の勉強会 ・変質者がしやすい場所等に防犯カメラや防犯灯をつける ・暗がり防犯マップをつくる
6 グループ	・コロナが落ち着き、夏祭りの食べ物を用意する活動 ・サロン少しずつ開催している	・障がい者理解につながる活動 ・買い物に困っている人に声かけ、状況を聞いて移動販売が来る場所と時間を伝える ・SNSの使い方を中学生等に教えてもらう	・福祉避難所の拡大と充実 ・防犯カメラの設置 ・道路の周りに花を植える(花植運動) ・積極的なコミュニケーション

○連携・協力先、周知の工夫

連携・協力先として多かったのが、町社会福祉協議会、多世代型交流拠点「いまいる」、区長・班長、子ども会、シニアクラブ、町(行政)、学校関係(PTA等)、サロン、民生委員・児童委員、隣近所、若い世代等がありました。周知の工夫としては、回覧板、広報、声かけ、LINE、X(旧 Twitter)等SNSの利用がありました。

○まとめ

「地域の交流(世代間含む)」では、ほとんどのグループで多世代が参加できる楽しめるイベントの開催等の意見が出ていました。また、価値観の違いや多様性を認め合う大切さについて意見もありました。「高齢者・障がい者・子ども等」では、買い物に困っている高齢者への配慮の意見が多く、移動販売の周知等が話し合われていました。「生活環境や防犯・防災」では、防犯カメラの設置や、「近助(きんじょ)」の考え方を広め近隣同士の気づきや見守りの重要性等について話し合われました。

第5節 前計画施策の達成状況

第2期計画における施策の達成状況及び活動成果について記載します。

<第2期計画 数値目標達成状況>

<第2期計画の数値目標達成状況について>

a:達成(目標値以上)	b:未達(60%以上)	c:未達(60%未満)
-------------	-------------	-------------

※評価結果＝令和5(2023)年度見込÷令和5(2023)年度目標

基本目標1 福祉意識の醸成と担い手づくり

基本施策	目標項目	実施主体	平成30 (2018)年度	令和4 (2022)年度	令和5(2023)年度		評価結果
					見込	目標	
Ⅰ 福祉意識の醸成	認知症サポーター養成講座受講者数	吉見町	669人 (11月末)	1,214人	1,370人	1,100人	a
	地域への福祉教育の実施	社協	30時間 (11月末)	88時間	90時間	40時間	a
Ⅱ 地域福祉活動を担う人材の育成	ボランティア登録者数と団体数	社協	168人 18団体 (11月末)	227人 19団体	243人 19団体	200人 20団体	a
Ⅲ 地域住民同士の交流の促進	介護予防リーダー養成者数(介護予防活動の活性化)	吉見町	67人 (年度見込)	113人	124人	167人	b
	住民主体の通いの場(いきいき百歳体操)	吉見町	11か所 (11月末)	16か所	17か所	26か所	b
	ふれあい・いきいきサロン数	社協	44サロン (11月末)	33サロン	34サロン	48サロン	b
	小地域福祉活動の推進地域の数	社協	0地区 (新規)	13地区	13地区	10地区	a

基本目標2 自助を支える互助・共助と公助が連携したまちづくり

基本施策	目標項目	実施主体	平成30 (2018)年度	令和4 (2022)年度	令和5(2023)年度		評価結果
					見込	目標	
Ⅱ 安心して利用できる福祉サービスの充実	介護予防ボランティア登録者数	吉見町	104人 (11月末)	96人	96人	152人	b
Ⅲ 包括的な支援体制の整備	小地域福祉活動に対する専門的支援の実施	社協	0地区 (新規)	13地区	13地区	10地区	a

基本目標3 すべての町民が安全で安心して暮らせる地域環境づくり

基本施策	目標項目	実施主体	平成30 (2018)年度	令和4 (2022)年度	令和5(2023)年度		評価結果
					見込	目標	
Ⅲ もれない見守り活動の推進	防犯パトロール隊参加者数	吉見町	518人 (11月末)	443人	400人	545人	b
Ⅳ 住民参加による在宅福祉サービスの充実	ファミリーサポート事業サポート会員数	吉見町	30人 (11月末)	34人	32人	35人	b
	ささえあいサポーター会員数	社協	108人 (11月末)	149人	162人	130人	a
	ささえあいサービス事業利用者数・利用回数	社協	238人 1,196回 (11月末)	346人 2,024回	362人 1,236回	260人 2,000回	a

第2章 吉見町の現状と課題

<第2期計画 施策達成状況>

<第2期計画 施策達成状況について>

A:目標を上回る成果であった	B:目標どおりの成果であった
C:目標を下回る成果であった	D:実施していない

<第3期計画に向けた方針について>

拡 充 : 対象の拡大や手段の充実により事業を拡大すること
継 続 : 現在の事業の枠組みを維持して継続すること
見直し: 事業の縮小や統合、又は他の施策や新たな施策で対応すること
終 了 : 社会情勢の変化等により事業を終了、又は計画の記載から外すこと

基本目標1 福祉意識の醸成と担い手づくり

基本施策 I 福祉意識の醸成

施策	評価結果	3期方針
① 地域福祉への理解と関心を高める啓発推進 【吉見町】	B	継続

地域福祉への理解と関心を高めるために、民生委員・児童委員の地域福祉活動について、ホームページを活用して情報発信しました。

また、講座、イベント等を開催している町社会福祉協議会を通じて、地域福祉の考え方を周知しました。

① 地域福祉への理解と関心を高める啓発推進 【吉見町社会福祉協議会】	B	継続
------------------------------------	---	----

令和元(2019)年度ふくしまのごとフォーラムを開催し、237名の参加がありました。令和3(2021)年度では、フォーラムの代替として冊子「支え合う未来へつながる地域づくりへのヒント集」を3,500部作成し、福祉委員や民生委員・児童委員等関係者へ配布し、活動への理解促進に努めました。

また、ホームページをリニューアルしました。

施策	評価結果	3期方針
② 福祉教育・福祉学習の推進 【吉見町】	A	継続

育児に関する相談、体験事業及び親子で参加できるイベントを通じて、保育所や子育て支援センターとつながりやすい環境を整えました。

町内すべての小・中学校では、「身体障害者福祉のための児童生徒美術展」に出品し、福祉意識の醸成に努めました。

また、小学生や地域住民等に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい理解の普及啓発に努めました。

一方、コロナ禍により、高齢者と子どもの世代間交流事業や体験学習等、中止になったものも多くなりました。

② 福祉教育・福祉学習の推進 【吉見町社会福祉協議会】	A	継続
-----------------------------	---	----

地区懇談会を開催し、地域生活課題の共有及びその解決方法について話し合うとともに、福祉の学びを推進しました。

学校における福祉教育を充実させるため、毎年度、全小学校で「福祉協力校交流会」を実施しています。全小学校及び武蔵丘短期大学に対しては、障がい者や施設職員からの講話等、「福祉」に関する授業を実施し、実績時間は目標を大きく上回りました。

また、共同募金等への参加促進を通じて、福祉意識の醸成を図りました。

基本施策Ⅱ 地域福祉活動を担う人材の育成

施策	評価結果	3期方針
① 民生委員・児童委員など地域福祉活動の担い手の確保 【吉見町】	B	継続

民生委員・児童委員に対する支援として、町社会福祉協議会と協力し、見守り活動推進員との連携を図りました。

また、資質向上のため人権研修等を行ったほか、継続して委員の活動内容を住民に周知しました。さらに、町が把握するボランティア団体をまとめたチラシの作成に取り組み、ホームページへ掲載する等、情報発信も実施しました。

① 民生委員・児童委員など地域福祉活動の担い手の確保 【吉見町社会福祉協議会】	A	継続
--	---	----

ボランティア体験プログラムでは、事前説明会の開催方法を集合型から動画配信型に変更するとともに、「自宅でできる活動」を追加する等、新たに取り組みました。

また、「スマートフォン基礎講座」等を開催し、新たな学びや活動の活性化を進めました。さらに、ボランティア定例会や養成講座、フォローアップ講座等を開催し、既存のボランティア活動の活性化と担い手の参加を促しました。

施策	評価結果	3期方針
② 地域福祉活動のキーパーソンの育成 【吉見町】	B	継続

民生委員・児童委員の委嘱時に全国民生委員児童委員連合会が発行する個人情報取り扱いの資料を配布することで、情報管理の徹底に努めました。

また、地域における継続的な支援が必要な人を総合的に支援できるよう、町社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と情報共有し連携を図りました。

② 地域福祉活動のキーパーソンの育成 【吉見町社会福祉協議会】	B	継続
---------------------------------	---	----

生活困窮支援等から結びついた制度の狭間にある地域生活課題を抱えている世帯に対し、総合的な伴走的相談支援を進めました。

地域住民からの相談に対応し、ボランティアやささえあいサービス事業等へつなげ、地域の人とともに継続的な支援ができるようコーディネートしました。

基本施策Ⅲ 地域住民同士の交流の促進

施策	評価結果	3期方針
① 地域交流活動の促進 【吉見町】	B	継続

ふれあい・いきいきサロン、シニアクラブ等と連携し、住民主体の「通いの場」の活性化を図るとともに、体操指導を行う介護予防リーダーを46名育成しました。

また、コロナ禍により開催数は減少しましたが、身近な場所で遊びや子育ての相談ができる「出前！子育て応援事業」や、就学前の子どもが保育所の子どもや保育士と交流する地域交流保育事業を実施しました。

第2章 吉見町の現状と課題

① 地域交流活動の促進 【吉見町社会福祉協議会】	B	継続
--------------------------	---	----

令和元(2019)年度からの新たな事業である「小地域福祉活動」において、行政区内の地域生活課題への取組の中で、「地域交流」「世代間交流」を推進しました。

また、赤十字奉仕団が開催する「ひとり暮らし交流会」において、武蔵丘短期大学と連携し、学生による手づくりお弁当の配布及び栄養に関する説明等を通じて、ひとり暮らし高齢者と学生との交流を図りました。ふれあい・いきいきサロンについては、コロナ禍のため開催が難しい状況の中、つながりの分断や孤立を防止するため積極的な戸別訪問や声かけを行い、新たなつながりが生まれました。

施策	評価結果	3期方針
② 地域交流拠点の充実 【吉見町】	B	継続

通いの場は、4年間で5か所増加し、16か所となっています。コロナ禍の影響を受け新規立ち上げができず、目標に達していない状況です。

また、生活支援体制整備事業では、町社会福祉協議会に業務委託し、西地区をモデル地区として創設された多世代型交流拠点「いまいる」が新たな地域資源として期待されています。

② 地域交流拠点の充実 【吉見町社会福祉協議会】	B	拡充
--------------------------	---	----

令和元(2019)年度から生活支援体制整備事業において、公共施設を活用した新たな居場所づくりを検討し、令和3(2021)年度に多世代型交流拠点「いまいる」を立ち上げました。地域住民が主体となる「いまいる推進員」を中心に、運営方法や広報等の事業の拡充を協議するとともに、専門職や企業とも連携しながら交流拠点の充実を図りました。

ふれあい・いきいきサロンでは、コロナ禍のため開催が難しい一方で、のぼり旗の配布や、「ふれあい・いきいきサロン通信」の発行、戸別訪問活動等、工夫しながら地域交流の促進を図りました。

また、「活用しよう！地域のプログラム」を作成し、行政や社会福祉法人、武蔵丘短期大学、ボランティアグループ等の協力をいただき、サロンの充実及び地域のつながりの推進を図りました。

基本目標2 自助を支える互助・共助と公助が連携したまちづくり

基本施策 I 地域福祉活動の環境整備

施策	評価結果	3期方針
① 民生委員・児童委員などの活動環境の充実 【吉見町】	B	継続

民生委員・児童委員協議会で65歳以上の世帯状況調査を実施し、名簿の更新を行うことで日頃の見守りや災害時に支援を要する人の把握に努めました。

また、災害時要援護者支援システムを導入し、要援護者の帳票管理、マップ表示が可能となりました。

子どもの見守り活動の主力となっている防犯パトロール隊の参加者は、高齢化等を理由に減少傾向にあります。

① 民生委員・児童委員などの活動環境の充実 【吉見町社会福祉協議会】	B	継続
------------------------------------	---	----

福祉委員、民生委員・児童委員に地区懇談会へ参加してもらい、委員の地域住民への周知と連携強化を図りました。コロナ禍で開催を見合わせていましたが、令和4(2022)年度に再開し、地域における身近な課題について改めて整理し、地域住民や様々な関係者等が連携しながら取り組むべき課題解決方法を見いだしました。

施策	評価結果	3期方針
② 地域福祉活動の財源の確保 【吉見町】	A	継続

地域住民のために福祉活動を展開する町社会福祉協議会への支援として、職員研修支援、情報提供、専門機関との連携強化を行いました。

また、町社会福祉協議会の活動実態に応じた運営費が支援できるよう、吉見町社会福祉協議会運営費等補助金交付要綱を策定しました。

② 地域福祉活動の財源の確保 【吉見町社会福祉協議会】	B	継続
-----------------------------	---	----

3つの係に職員を配置し、組織内部のネットワークの強化、協働の促進を図り、人材育成や組織の活性化を図りました。令和2(2020)年度から社会福祉協議会の「特別会員」の会員数の強化を図るため町内の法人、事業所への働きかけにより、令和3(2021)年度では令和元(2019)年度の約2倍の増加となりました。

施策	評価結果	3期方針
③ 地域における情報共有の促進 【吉見町】	B	継続

住民の困りごとや意識を把握するために、住民意識調査を行うとともに、地区懇談会を主催する町社会福祉協議会を支援しました。

また、個人情報管理を徹底しながら、見守り活動、民生委員・児童委員活動等を促進し、住民の困りごとの把握に努めました。

③ 地域における情報共有の促進 【吉見町社会福祉協議会】	B	継続
------------------------------	---	----

令和4(2022)年に4年ぶりの地区懇談会を開催しました。コロナ禍の影響による地域社会の変化を確認し、身近な地域生活課題について改めて整理、共有し、その課題解決の方法を話し合いました。

基本施策Ⅱ 安心して利用できる福祉サービスの充実

施策	評価結果	3期方針
① 福祉サービスの推進 【吉見町】	B	継続

子育て支援については、吉見町子ども・子育て支援事業計画に基づき支援の充実を図りました。さらに、東松山警察署や近隣市町、ボランティアと協力して、街頭補導活動による青少年の非行防止等の取組を行いました。

高齢者福祉については、介護予防に関する実態把握調査を活用した訪問を実施し(アウトリーチ)、相談対応の充実を図りました。

福祉サービスの向上として、福祉タクシー利用券の交付枚数の見直しや、住民ニーズに基づく放課後等デイサービスの開所(2事業所)、手話言語条例策定に向け「吉見町手話言語条例準備委員会」を立ち上げ検討(全5回)等に取り組みました。

また、新たな課題に対し、県や町社会福祉協議会、専門機関、地域で活動する保護司及び民生委員・児童委員等と連携を図りながら、必要に応じた対応を行いました。

① 福祉サービスの推進 【吉見町社会福祉協議会】	B	継続
--------------------------	---	----

配食サービスは、令和元(2019)年度から実利用者数及び延べ配食数ともに増加傾向にあり、バランスの良い食事提供及びボランティアによる安否確認の充実を図りました。さらに、町(行政)とともに「緊急時対応マニュアル」の作成を進め、安否確認体制の徹底を図りました。

第2章 吉見町の現状と課題

福祉移送サービスでは、移動困難者に対して個々の生活状況に合わせた支援を提供し、在宅生活の延伸に繋がる支援を実施しました。令和3(2021)年度以降は、急激な増加傾向にあり、個々の生活状況に合わせた移動支援の充実を図りました。

令和2(2020)年3月から令和4(2022)年9月まで「特例貸付事業(新型コロナウイルス感染症)」が創設され、緊急的及び一定期間の生活費の貸付を行い、生活の立て直しの支援を行いました。特例貸付事業により、生活困窮者の複合的課題、外国人支援等の潜在的な地域生活課題が浮き彫りにされました。

ケアマネジメントの実施にあたって、地域の資源や行政サービスを活用しながら多様なサービス資源と利用者をつなげ、つながり続ける支援を行いました。居宅介護支援事業所のケアマネジャー2名が随時多世代型交流拠点「いまいる」にサポーターとして参加しました。

生活困窮や社会的孤立の状況にある人への支援として、町内関係団体と連携し、「フードドライブ」及び「フードパントリー」を実施し、食品等の配布を行いました。広く周知活動を行い「フードパントリー」の啓発につなげました。

基本施策Ⅲ 包括的な支援体制の整備

施策	評価結果	3期方針
① 相談体制の充実 【吉見町】	B	継続

相談窓口は、広報、ホームページを活用して情報発信しており、民生委員・児童委員は、在宅の高齢者・障がい者を中心に一軒一軒訪問し、相談が受けられる活動に取り組みました。

地域包括支援センターでは、月1回ケア会議を開催し、関係機関、専門職を集め事例検討と情報交換を行い支援体制の連携強化を図るとともに、地域課題を解決する対策案の意見交換を実施しました。

また、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、専門の相談員が相談機関と連携し、子育て世代の悩みや相談に対応しています。関係課と定期的に会議を実施し、情報の共有を図り、適切な相談対応に努めました。

① 相談体制の充実 【吉見町社会福祉協議会】	A	継続
------------------------	---	----

心配ごと相談事業を毎月第2・4火曜日に開催し、相談員による身近な地域のよろず相談窓口として、生活全般に対する相談支援を行いました。

また、日常生活自立支援事業では、専門員及び生活支援員が連携し、生活全般に関わる相談支援や事務手続き、金銭管理等を行いました。

小地域福祉活動等の地域福祉活動を通じ、地域住民や関係機関と連携し、相談支援及びその解決のための支援を行いました。さらに、そのプロセスの中で地域福祉への関心を促し、身近な地域での気かけ合う関係づくりを促進しました。

施策	評価結果	3期方針
② 課題解決のための連携強化 【吉見町】	B	継続

複合化・複雑化した地域生活課題を持った人に対し、関係課・関係機関と支援会議を開催し、情報共有・役割分担を行う等、連携を図りながら課題解決に向け対応しました。

② 課題解決のための連携強化 【吉見町社会福祉協議会】	B	継続
-----------------------------	---	----

関係機関の各定例会に参加し、事業説明及び協力依頼、情報共有を行い、多職種連携を図りました。地域ケア会議においては、事例提供をすることで個別事例の地域生活課題をとおして地域ケア体制について検討することができました。

基本施策Ⅳ 情報提供の充実

施策	評価結果	3期方針
① 情報提供の充実 【吉見町】	B	継続

広報、ホームページ、各種ガイドブック(障害者福祉ガイドブック、高齢者福祉ガイドブック、認知症ガイドブック、子育て支援ガイドブック)等による福祉サービスの情報提供を実施しました。

また、手話通訳を必要とする人を支援するため、埼玉聴覚障害者情報センターに手話通訳者の派遣業務を委託しました。

① 情報提供の充実 【吉見町社会福祉協議会】	B	継続
------------------------	---	----

地域福祉活動やボランティアセンターの情報を掲載する「社協だより」を全戸配布しています。

令和3(2021)年度から新たにFacebookによる情報発信を開始しました。

また、地域福祉に関する地区懇談会を開催し、地域福祉や介護保険事業等についての情報提供を行いました。さらに、スマートフォン講座等、様々な内容の講座を開催し、地域の状況に合わせた情報発信や担い手育成のための講座を開催しました。

また、ホームページ全体を完全リニューアルしました。

基本目標3 すべての町民が安全で安心して暮らせる地域環境づくり

基本施策Ⅰ 避難行動要支援者の支援方策

施策	評価結果	3期方針
① 避難行動要支援者の支援体制の強化 【吉見町】	B	継続

地域防災計画に定める避難行動要支援者の見直しを実施し、新たに名簿登録対象者を選定及び個別計画の作成を行うことで、安全に避難できる体制の強化に努めました。

また、自主防災組織のリーダーである区長等に対し、ハザードマップ説明会等で制度、体制づくりのための情報を周知しました。

令和元(2019)年度に福祉避難所として悠友館を指定し、防災訓練で避難所開設を実施しました。各福祉事業者の施設が災害時に福祉避難所となりうるか検討し、水害について、適地となる事業所がないことから、新たに西小学校の北校舎棟、西が丘小学校の教室棟1階を指定福祉避難所に指定しました。

なお、総合防災訓練及び要支援者の避難訓練は、コロナ禍により中止となりました。

① 避難行動要支援者の支援体制の強化 【吉見町社会福祉協議会】	C	継続
---------------------------------	---	----

令和元(2019)年台風第19号の被災時に、災害ボランティアの募集やマッチングを行い、災害ボランティア66名の参加により泥出しや畳の撤去等を行いました。コロナ禍において、中止していた災害ボランティア研修では、令和4(2022)年度に赤十字奉仕団主催の防災セミナーに参加し、交流を図りました。

また、災害時ボランティア活動マニュアルを作成しました。一方、町(行政)との連携や事業継続計画(BCP)の作成が進みませんでした。

第2章 吉見町の現状と課題

基本施策Ⅱ 一人ひとりの人権の尊重

施策	評価結果	3期方針
① 権利擁護の普及・啓発と成年後見制度の利用促進 【吉見町】	B	拡充

成年後見制度及びその相談窓口について、パンフレット等でPRしました。町社会福祉協議会、町内専門職を対象に勉強会を実施し機運の醸成を促すとともに、日常生活自立支援事業や法人成年後見事業を実施する町社会福祉協議会との連携を強化し、担当者間の協議を行いました。

① 権利擁護の普及・啓発と成年後見制度の利用促進 【吉見町社会福祉協議会】	B	拡充
--	---	----

日常生活自立支援事業の利用者に若干の減少はありましたが、相談支援回数については増加が見られました。

法人成年後見事業では、法人成年後見事業運営委員会を開催し、支援に関する意見をいただきながら事業の推進を図りました。

施策	評価結果	3期方針
② 虐待、DV(ドメスティックバイオレンス)等防止対策の地域連携強化 【吉見町】	B	継続

子どもへの虐待や養育不安を抱えた家庭については、民生委員・児童委員へ見守りをお願いしました。DVの相談窓口寄せられた情報に基づき、高齢者、子ども等の関係機関と必要な連携を実施しました。

子どもへの虐待防止のため、吉見町要保護児童対策地域協議会では、代表者会議・実務者会議を開催し、構成団体である児童相談所、警察署、保健所等の関係機関と連携を強化しました。

DV防止に向けた啓発活動として、男女共同参画情報紙「ほほえみ」に相談窓口連絡先記事を掲載し、全戸配布しました。

② 虐待、DV 等防止対策の地域連携強化 【吉見町社会福祉協議会】	B	継続
-----------------------------------	---	----

虐待等の疑わしいケースがある場合には、早急に地域包括支援センターや関係機関に相談等を行い、連携・対応を図りました。介護支援等における研修会を通じ、虐待の対応について学び、啓発を行いました。ヤングケアラーに関しては、町(行政)や学校関係者等との研修会等に参加し、当事者の声を聞き、支援方法についての情報交換を行いました。

施策	評価結果	3期方針
③ 男女共同参画の推進 【吉見町】	A	継続

男女共同参画推進委員会を中心に、男女共同参画プランの推進を目指し、情報紙の発行等を行いました。

また、「人権を考える町民のつどい」も開催しました。

③ 男女共同参画の推進 【吉見町社会福祉協議会】	B	継続
--------------------------	---	----

事業のすべてにおいて、男女が共同で活躍できる場として推進しました。

基本施策Ⅲ もれのない見守り活動の推進

施策	評価結果	3期方針
① 地域における見守り体制の充実 【吉見町】	B	継続

防犯パトロール隊が地域の防犯見守り活動を実施しました。

また、民生委員・児童委員に65歳以上の人の名簿を提供し、新たな要支援者の早期把握を行う等、継続した見守り活動を行いました。

① 地域における見守り体制の充実 【吉見町社会福祉協議会】	C	見直し
-------------------------------	---	-----

老人愛の牛乳給食サービス事業、配食サービス事業、電話訪問ボランティア等の活動を通じて、重層的な見守りを行いました。見守り活動推進員会議を開催し、民生委員・児童委員との連携や情報交換等を行うとともに、地域包括支援センターと連携し、認知症サポーター養成講座を実施する等、身近な地域での高齢者の見守りの強化を図りました。

施策	評価結果	3期方針
② 地域による早期発見の推進 【吉見町】	B	継続

町社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを1名配置し、生活支援体制整備事業を委託することで、住民のニーズ把握の共有と町社会福祉協議会との連携強化に努めました。

② 地域による早期発見の推進 【吉見町社会福祉協議会】	B	継続
-----------------------------	---	----

医療介護の連携の仕組みとしてMCS(メディカルケアステーション)というICT(情報通信技術)を活用した連絡ツールを通じて、個別ケースの担当医師を中心とした連絡調整を図り、この参加を積極的に取り入れました。介護保険事業等では、ケアマネジメントを通じ傾聴ボランティア等のインフォーマルサービス(公的なサービス以外の援助活動)と結びつけ、地域とのつながりづくりを図りました。

また、ふれあい・いきいきサロンや小地域福祉活動等の地域住民の活動を通じて、身近な地域の福祉意識の底上げを図り、地域生活課題に対する住民の主体的な気づきへつながるよう支援しました。

基本施策Ⅳ 住民参加による在宅福祉サービスの充実

施策	評価結果	3期方針
① ささえあいサービス事業・ファミリーサポートセンター事業の充実 【吉見町】	B	継続

広報、ホームページ、各機関に掲示したポスターで事業を周知するとともに、ファミリーサポート会員講習会を実施してサポート会員の増加を図りました。

また、ささえあいサービスの実施主体である町社会福祉協議会に対し、運営費の支援を行いました。

① ささえあいサービス事業・ファミリーサポートセンター事業の充実 【吉見町社会福祉協議会】	A	継続
---	---	----

令和2(2020)年度はコロナ禍により利用回数が減少しましたが、令和3(2021)年度以降は増加しています。高齢化やひとり暮らし高齢者の増加に対して、個々の生活状況に合わせた生活支援の充実を図りました。

また、活動の周知やささえあいサポーター会員への研修等を通じて、支援の幅を広げ、資質の向上を図ることができました。

第6節 問題点の整理と今後の方向性

統計データ、アンケート調査結果、前計画の評価結果等から、吉見町の地域福祉における主な問題点と今後の方向性についてまとめました。

(1) 地域福祉への理解を深めるため、啓発活動や福祉教育・福祉学習が必要です

「地域共生社会」「重層的支援体制整備事業」「生活支援体制整備事業」「生活困窮者自立支援制度」「社会を明るくする運動」「再犯防止推進計画」等、福祉において重要な事業、活動の認知度が低くなっています。

隣近所との関わりについて興味がない等の回答が増加傾向にあることから地域のつながりが徐々に希薄化していることがうかがえます。

(2) ボランティアや地域福祉活動の担い手の育成のための取組が求められています

地域活動やNPO法人、ボランティア活動に対する参加意欲は、「参加してみたいとは思わない」が約3割となっています。

また、自治会、班等の活動への参加状況は、前計画策定時に比べて減少しています。

(3) コロナ禍で制限されていた地域住民の交流の活性化が求められています

令和2(2020)年から始まったコロナ禍により、交流活動が著しく制限されました。町民アンケートでは、「世代間の交流が少ない」「隣近所との交流が少ない」「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」の回答が多くなっています。また、地区懇談会においても、世代間の交流や人が集まる機会を増やすことを求める声が多く挙がっています。

(4) 困難を抱えるすべての人に支援が届くように、包括的な支援体制の充実が必要です

町民アンケートの結果、ひきこもり、家族の介護、生活の困窮、社会的孤立等、様々な困難を抱えている人がいます。

さらに、悩みや不安があった場合、約1割の人が「どこに相談してよいかわからない」と回答しています。

また、自分に最適な福祉サービスを安心して利用するために約6割が、町は適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える必要があると回答しています。

(5) 様々な福祉ニーズに対応する、福祉サービスの充実が求められています

町民アンケートでは、町が優先して取り組むべき施策については、全体では、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が求められています。

また、将来の買い物や病院に行くときの交通手段に不安を感じる人は、7割を超えています。年代別に見ると40歳代以下では「保育サービスや児童福祉施設の充実」が多く、50歳代以上では「高齢者、障がい者の入所施設の整備」が多くなっており、様々な福祉ニーズがあります。

(6) わかりやすい福祉サービスの情報提供が求められています

町民アンケートでは、最適な福祉サービスを安心して利用するために、7割は、町が福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供することが必要と答えています。

(7)地域福祉活動の活性化のために活動の環境整備が求められます

町民アンケートでは、地域福祉の重要な役割を担う民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動の認知度が十分に高いとは言えない状況です。

また、住民が抱える地域生活課題を解決していくために、住民のニーズを把握するための活動も求められます。

(8)虐待やDV防止、成年後見制度等の権利擁護の推進が必要です

高齢者、障がい者、子ども等への虐待、配偶者等へのDV、社会的孤立の状況にある人等、すべての人の人権の侵害や阻害を許さない社会の構築が、今後も求められています。

統計データからは、高齢者数の増加が続いており、今後さらに認知症の人の人数も増えると考えられ、成年後見制度利用の必要性が高まってくることが予測されます。

(9)安心してまちで暮らしていくために、防災や防犯及び見守りの対応が必要です

町民アンケートでは、具体的に心配なこととして「緊急時、災害時の対応体制がわからない」の回答が多くなっています。また、「避難行動要支援者名簿」について、6割近くが知らないと回答しています。さらに、地域で協力し合い取り組むこととして、防犯対策や高齢者への支援・見守りが求められるとともに、地区懇談会では、空き家や空き地の対策を求める声が多く挙がっています。

上記の問題点を踏まえ、次章において、本計画の基本理念、基本目標、体系図をまとめます。さらに町の現状を踏まえ、本計画では以下の4つの課題を重点的に取り組みます。

重点的取組

◎ 地域住民同士の交流の活性化

◎ 包括的な支援体制の充実

◎ 成年後見制度等の利用促進

◎ 災害時の対応強化

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本町は、一人ひとりが未来に希望を持ち、みんなで助け合い、幸せを実感しながら安心して暮らせるまちを実現するため、「未来へつなぐ みんなで 安心して暮らせるまち よしみ ―20年先への種まき―」を将来像として掲げ、第六次吉見町総合振興計画を推進しています。

吉見町地域福祉計画・吉見町地域福祉活動計画の第1期、第2期計画では、第五次吉見町総合振興計画の将来像を継承し、「笑顔でつながる 元気なまち よしみ」を基本理念としてきました。

第3期計画においても、第六次吉見町総合振興計画で掲げられた将来像を継承することとし、本町の地域福祉を推進します。

基本理念

未来へつなぐ
みんなで 安心して暮らせるまち よしみ

第2節 基本目標

「未来へつなぐ みんなで 安心して暮らせるまち よしみ」の基本理念のもと、地域福祉を推進するために、3つの基本目標を定めます。

これらの基本目標は、前計画の施策を整理・見直し、第2章第6節でまとめた吉見町の地域福祉の問題点と今後の方向性を踏まえ、目標を示すものです。

なお、各基本目標の下に、関連するSDGsの目標を示します。

基本目標1 つながり支え合う担い手づくり



町民の地域福祉に対する理解を深め、お互いを尊重しながら暮らす福祉意識の醸成を図り、ボランティア活動や地域の交流活動を活性化することにより住民同士のつながりを深め、支え合う担い手づくりを目指します。

基本目標2 暮らしを支えるまちづくり



困りごとを抱える人の相談を総合的に受け止め、支援につなぐ体制の構築を目指します。また、町民が適切な福祉サービスを受けられるように、住民のニーズに基づき、公的なサービスを推進するとともに、住民参加のサービスを充実し、誰もが、住み慣れた町で自分らしく暮らせる、まちづくりを目指します。

基本目標3 安全で安心して暮らせる地域環境づくり



一人ひとりの人権が尊重され、判断能力が十分でない人も地域で自立して本人らしい生活を継続できるよう、権利擁護に関する制度の利用促進を進めます。また、地域の見守りや防災・防犯体制を強化し、安全で安心して暮らせる地域環境づくりを目指します。

第3節 施策の体系

以下に本計画の施策の体系を示します。

基本理念：未来へつなぐ みんなで 安心して暮らせるまち よしみ

基本目標	基本施策	施策
1 つながり 支え合う 担い手づくり	I 福祉意識の醸成	① 地域福祉への理解と関心を高める啓発推進
		② 福祉教育・福祉学習の推進
	II 地域福祉活動を担う 人材の育成	① ボランティア活動の活性化
		② 地域福祉活動の担い手の確保
		③ 民生委員・児童委員と 地域福祉コーディネーターの機能強化
	◎重点的取組 III 地域住民同士の 交流の活性化	① 地域交流活動の活性化
② 地域交流拠点の充実		
2 暮らしを 支える まちづくり	◎重点的取組 I 包括的な支援体制の充実	① 包括的な相談支援体制の構築
		② 多機関連携の推進
	II 安心して利用できる 福祉サービスの充実	① 福祉サービスの充実
		② 生活困窮者支援の推進
	III 住民参加による 在宅福祉サービスの充実	① ファミリーサポートセンター事業・ ささえあいサービス事業の充実
	IV 情報提供の充実	① 情報発信体制の充実
	V 地域福祉活動の環境整備	① 民生委員・児童委員等の活動環境の充実
② 地域福祉活動の基盤整備		
③ 地域生活課題及び住民ニーズの明確化		
3 安全で安心して 暮らせる 地域環境 づくり	I 一人ひとりの人権の尊重	① 虐待、DV 等防止対策の地域連携強化
		② 男女共同参画の推進
	◎重点的取組 II 成年後見制度等の利用促進	① 成年後見制度の利用促進 【成年後見制度利用促進基本計画】
		② 日常生活自立支援事業の促進
	◎重点的取組 III 災害時の対応強化	① 地域の防災体制の強化
	IV 防犯体制の強化	① 地域の防犯体制の強化 【再犯防止推進計画】
	V もれのない見守り 活動の充実	① 地域の見守り活動の強化

第4章 施策と活動の展開

基本目標1 つながり支え合う担い手づくり

基本施策I 福祉意識の醸成

現状と課題

社会環境や人々のライフスタイル・価値観の変化により、本町でも地域のつながりが徐々に希薄化している一方で、隣近所との付き合いや助け合いは大切にしたいと考える町民は多い状況です。さらなる地域福祉活動の活性化に結び付けるため、町民の福祉意識の醸成を図ることが必要です。

このため、今後も福祉教育と福祉学習への継続した取組や、様々な福祉施策の活性化のために、事業の周知・啓発の強化が求められています。

施策の方向性

地域で暮らす一人ひとりが、「支え手」「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って暮らす「地域共生社会」の実現を目指して、多様性を認め合い、共に生きることの大切さについて、子どもの頃からの教育やすべての町民を対象とした学習、イベント等を通じて地域福祉への理解を促進します。

① 地域福祉への理解と関心を高める啓発推進

吉見町の取組

▶ 地域福祉の周知・啓発の充実

地域福祉活動の必要性や考え方、民生委員・児童委員等の地域福祉に関する活動、その他活動事例を、町の広報紙・ホームページ等を通じて広く周知し、地域福祉への理解を促進します。

また、講座、イベント等を開催し、地域福祉について広く周知します。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 社協だよりやホームページによる周知・啓発の充実

地域福祉活動の必要性や活動事例を社協だよりやホームページ等を通じて広く周知し、支え合う福祉活動への理解を促進します。

▶ 講座やイベントによる地域福祉の理解促進

地域福祉に関する講座やフォーラム等のイベントを開催し、地域福祉活動の理解促進に努めます。

第4章 施策と活動の展開

▶ 各種募金活動等の推進

共同募金(赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金)等への参加と理解を促進し、寄付文化を醸成します。

【町民や地域にできること】

- ・町(行政)や町社会福祉協議会が発行・発信する情報に興味を持ち、福祉に関する内容に目を通す。
- ・町(行政)や町社会福祉協議会が開催する地域福祉に関するイベント等に積極的に参加し、理解を深める。
- ・地域住民に対し、地域福祉活動の状況をわかりやすく伝える。
- ・地域住民に対し、地域福祉活動の情報や実践の機会を提供する。

② 福祉教育・福祉学習の推進

吉見町の取組

▶ 福祉教育・福祉学習の推進

家庭、学校、関係機関・団体、町社会福祉協議会等と連携し、高齢者や障がいのある人、幼児等との交流事業や福祉に関する体験学習を実施し、幼少期から“福祉の心”の醸成を図ります。

子育てや介護、障がいのある人への支援等についての学習機会を提供するほか、認知症サポーター養成講座を開催し、町民の福祉意識の醸成を図ります。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 福祉教育・福祉学習の推進

地域における研修会の開催等、「福祉学習」の充実を図り、福祉の学びの場を設けることで、自助や互助・共助に対する意識醸成の推進を図ります。

学校における福祉教育(車いす、盲導犬、手話、障がい者スポーツ、認知症、世代間交流等に関する理解)を充実するため、障がい者や学校関係者等との連携や情報交換を強化します。(福祉教育・ボランティア学習事業、福祉協力校指定事業)

【町民や地域にできること】

- ・家庭における福祉教育を充実する。
- ・子どもたちへの勉強会(興味あるものについて)等を実施する。
- ・子どもの頃から地域の交流へ参加できる環境をつくる。

基本施策Ⅱ 地域福祉活動を担う人材の育成

現状と課題

地域福祉の充実には、町(行政)によるいろいろな福祉サービスを整備することだけでなく、地域の人々の助け合いや福祉の専門機関、様々な地域福祉活動等、地域全体が互いの努力と連携をもとに推進していくことが必要です。

本町の地域福祉に関わる多くの団体では、人材確保が課題となっています。自治会、班等の活動においても、参加者が減少しています。

地域活動やNPO法人、ボランティア活動について、自分に合った時間や内容、特技であれば参加してみたいとする人が多く、地域福祉活動を活性化するために、活動の内容を詳細に周知すること、町民の状況に合った活動内容を検討することが求められています。

また、地域で活躍する民生委員・児童委員や、認知症サポーター、ボランティア等が円滑に活動できるように継続的な支援が必要です。

施策の方向性

ボランティアセンターの周知、機能強化をするとともに、町民のボランティアへの参加促進及びキーパーソンとなる人材の発掘・育成に努めます。

また、民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーターによる地域と関係機関の連携強化を図り、地域福祉活動の活性化を目指します。

① ボランティア活動の活性化

吉見町の取組

▶ ボランティア活動の活性化

町社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、ボランティア活動の活性化を図るとともに、町社会福祉協議会と協働によるボランティアニーズ等の情報を積極的に発信し、担い手の拡大を強化します。

また、養成された認知症サポーターに対し、実際に活動が行えるようフォローアップを行います。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ ボランティアセンターの活動の充実

ボランティアセンターの周知、機能強化を継続して行い、幅広い分野で行われているボランティア活動の普及、活性化を図ります。

また、相談窓口の運営やボランティア情報の提供、ボランティア活動保険の活用等を通じ、安心して活動できる環境を整備し、個人及び団体の登録を促進します。

さらに、ボランティアコーディネーターを中心に、町(行政)と協働によるボランティアニーズ等の情報を積極的に発信し、担い手の拡大を強化します。

第4章 施策と活動の展開

▶ ボランティア養成講座等の充実

傾聴ボランティア、読み聞かせボランティア、災害ボランティア等の各種養成講座を実施します。さらに、受講者をボランティア活動の担い手として結び付けるために、フォローアップ体制を強化します。

また、多くの町民が参加しやすいような講座内容や開催方法を検討します。

【町民や地域にできること】

- ・自らが地域福祉活動の担い手であることを認識する。
- ・自治会・班、民生委員・児童委員、福祉委員等の活動への理解を深め、活動に協力する。
- ・若者が参加しやすい機会をつくる。
- ・地域の誰もが参加しやすい活動内容・雰囲気づくりに努める。

② 地域福祉活動の担い手の確保

吉見町の取組

▶ 地域福祉活動の工夫による多様な人材育成の促進

民生委員・児童委員等、地域福祉活動の主な担い手が活動しやすい環境づくり(町民への活動周知、関係団体との連携強化)を図り、人材を確保するとともに、各種研修により資質向上を支援することで多様な人材の育成を促進します。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 地域福祉活動の工夫による多様な人材育成の促進

ボランティア団体、NPO法人、シニアクラブ、赤十字奉仕団、企業等、様々な分野の団体との連携や協働により、これからの地域福祉に必要な多様な人材を育成します。

さらに、地域福祉活動を行う場所や時間帯、活動内容等の工夫及び情報発信を強化し、幅広い世代の人たちが地域福祉活動に参加する機会を創出します。

【町民や地域にできること】

- ・自治会・班、民生委員・児童委員、福祉委員等の活動への理解を深め、活動に協力する。
- ・地域活動のキーパーソンを育成する。

③民生委員・児童委員と地域福祉コーディネーターの機能強化

吉見町の取組

▶ 民生委員・児童委員への支援の充実

民生委員・児童委員活動の資質向上を図るため、各種研修会を行うほか、地域におけるきめ細かな福祉活動を行いやすくするため、民生委員・児童委員協議会への様々な支援を充実します。

▶ 地域福祉コーディネーター機能強化への支援

地域における継続的な支援が必要な人を総合的に支援できる体制を強化するため、町社会福祉協議会の行う体制整備の支援、専門機関や民生委員・児童委員、福祉委員等との連携を強化します。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 地域福祉コーディネーターの機能強化

地域福祉コーディネーターが地域住民等からの相談を受け、町(行政)、専門機関、民生委員・児童委員、福祉委員等、地域の人々や関係機関のネットワークを形成し、総合的、継続的に支援する体制を強化します。

また、地区懇談会等を通じて地域生活課題を把握し、小地域福祉活動等の住民主体の地域活動を推進します。

【町民や地域にできること】

- ・自治会・班、民生委員・児童委員、福祉委員等の活動への理解を深め、活動に協力する。
- ・小地域福祉活動を実施する。

◎重点的取組

基本施策Ⅲ 地域住民同士の交流の活性化

現状と課題

地域における人と人とのつながりが希薄化している中、住民相互の助け合いを推進するためには、お互いの顔が見える関係をつくることが重要です。

令和2(2020)年から始まったコロナ禍の影響により、町民からは、改めて、世代間、隣近所の交流を増やすこと、地域で気軽に集まれる場を増やすことが求められています。

今後は多世代交流や地域共生を目指し、交流活動の周知方法の充実、新たな活動拠点の展開が課題です。

施策の方向性

町民が地域生活課題に対する問題意識を共有し、相互の連携・協働のもと、課題を解決できる仕組みをつくるため、誰もが気軽に参加できる交流の場の充実を図り、身近な地域のつながりの強化を目指します。

① 地域交流活動の活性化

吉見町の取組

▶ 通いの場の活性化

住民主体の「通いの場」の活性化を図り、町民同士の情報交換や身近な相談の場、健康づくり、介護予防活動の充実を図ります。

介護予防活動の活性化のため、通いの場の新規立ち上げ、介護予防リーダーの育成・フォローアップを支援します。

▶ 地域や世代交流の活性化

様々な世代や地域の交流活動を活性化するため、吉見まつり等の町が行う行事・イベント等の内容において活性化が図られるよう検討します。

また、町社会福祉協議会が推進するふれあい・いきいきサロン、シニアクラブ等と連携し交流の活性化を図ります。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 地域の交流活動への支援

敬老会、福祉まつり等、世代を超えた地域の交流活動や各地区の伝統文化の継承への支援を充実します。

▶ ふれあい・いきいきサロン活動の推進

住民同士が気軽に集える地域の交流の場であるふれあい・いきいきサロンの活動への支援を充実します。

子どもから高齢者まで参加できる工夫や、より多くの住民が気軽に集える工夫等を行い、世代間交流の促進や活動強化を図ります。

▶ 小地域福祉活動を通じたつながりづくり

地区懇談会等を通じて把握した地域の課題に対し、小圏域の住民が主体的に解決に向けて取り組む小地域福祉活動を通じて、身近な地域の住民同士や関係者、関係機関のつながりづくり、支え合いの関係づくりを推進します。

身近な住民同士で、住みやすい地域について主体的に考え取り組むことにより、日ごろからの顔の見える関係づくりを推進します。

▶ 子どもの居場所づくりの推進

子ども食堂や学習支援の場等への活動支援を通じ、地域で子どもが健やかに育つ環境の整備に努めます。

▶ シニアクラブ活動の充実

シニアクラブ会員間の親睦や交流、健康増進を図るとともに、世代間交流等の事業を通じ様々な関係機関と連携し、活動を充実します。

【町民や地域にできること】

- ・身近な地域の人へ、ふれあい・いきいきサロンへの参加の声かけをする。
- ・ふれあい・いきいきサロンでの活動を地域交流の場として拡大していく。
- ・近所で孤立していたり、閉じこもりがちな人に声をかけ、交流活動に参加する。
- ・男性が参加しやすい活動内容や様々なイベントを企画し、地域交流の拠点づくりを充実する。
- ・イベントの準備段階から一緒に行い交流を図る。
- ・世代を超えて、地域の住民同士が声をかけあう。

第4章 施策と活動の展開

② 地域交流拠点の充実

吉見町の取組

▶ 拠点づくりの充実

子育て世帯や高齢者等の世代や立場を超えて、誰もが身近な地域で気軽に交流活動ができるよう、既存施設等の有効利用を検討し、拠点づくりの充実に努めます。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ ふれあい・いきいきサロン活動の充実

地域からの孤立や介護予防等のために、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に参加できる場を通じて住民同士の交流を促進します。

さらに、地域包括支援センターや関係機関との連携を強化し、サロン活動への支援体制を整えます。

▶ 交流拠点の充実

中圏域である西地区をモデルとした多世代型交流拠点「いまいる」の活動の周知方法の充実、推進員の拡充を図り、誰もが集まりやすい環境を整備します。

さらに、地区のニーズに合わせた活動内容やイベントの企画を通じて、拠点づくりの充実に努めます。

また、新たな地区においても、ニーズに合わせた交流拠点の設置を推進します。

▶ 施設運営の充実

高齢者の健康増進、教養の向上、話し合いやレクリエーションを通じた仲間づくりにより、健康で明るい生活を心ゆくまで楽しめるよう、老人福祉センター荒川荘の管理運営を充実します。

【町民や地域にできること】

- ・居場所づくりに参画する。
- ・集会所を開放し、地域資源を活用した気軽に集まれる居場所づくりをする。

基本目標2 暮らしを支えるまちづくり

◎重点的取組

基本施策 I 包括的な支援体制の充実

現状と課題

社会の構造や経済の変化に伴い、個人や世帯が抱える課題が複合化・複雑化しており、このような課題を受け止めるための包括的な支援体制の充実が求められています。

本町においても、ひきこもり、家族の介護、生活の困窮、社会的孤立等、様々な困難を抱える人がいることから、適切な支援のために、包括的な支援体制を充実することが必要です。

また、悩みや不安があった場合に、どこに相談してよいかわからない人が一定数いるため、相談窓口の周知の強化や、年齢や障がいの有無に関わらず、幅広いニーズに対応する総合的な相談窓口の設置に向けた検討が必要です。

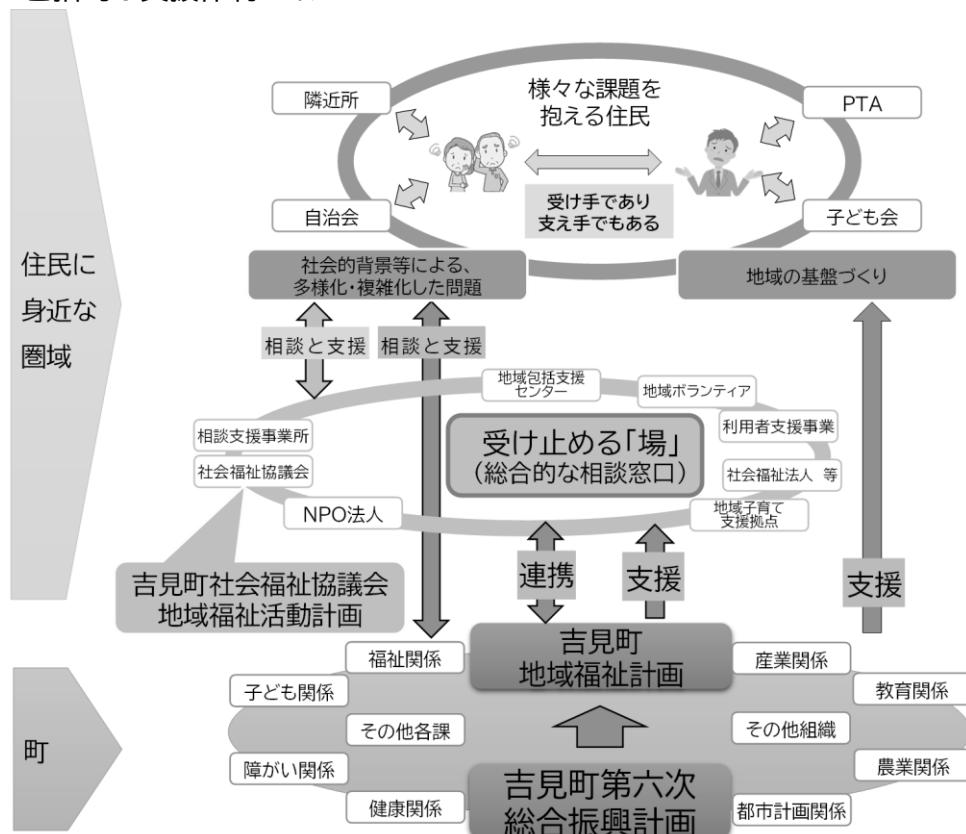
さらに、複合化・複雑化した課題に取り組むためには、関係部署や関係機関が連携して支援を行うための体制強化も必要です。

施策の方向性

困りごとを抱える人の相談を総合的に受け止め、支援につなぐ相談窓口の設置を検討し、相談支援体制の充実を図ります。

さらに、複数の関係部署や関係機関の連携を強化し、継続的・包括的に解決できる機能を強化します。

<包括的な支援体制のイメージ>



第4章 施策と活動の展開

① 包括的な相談支援体制の構築

吉見町の取組

➤ 総合的な相談窓口の設置

困りごとや不安を抱えている人を支援するため、総合的な相談窓口の設置について検討するとともに、相談対応する相談員の確保と育成を図ります。

➤ 相談体制の周知強化

民生委員・児童委員等、地域における身近な相談員から専門的な相談窓口まで、広く相談体制を周知し、町民が早期に相談できる環境を整備します。

➤ 身近な相談体制の充実

地域住民、区長、民生委員・児童委員等、関係組織との連携を強化し、相談者の課題解決に協働して取り組み、身近な相談窓口体制を充実します。

吉見町社会福祉協議会の取組

➤ 相談事業の充実

複合化・複雑化している相談内容に対応できるように、地域に根差したよろず相談窓口である心配ごと相談事業を周知徹底し、相談支援の充実を図ります。

➤ 身近な相談体制の充実

町(行政)、民生委員・児童委員、福祉委員等と連携し、身近な相談体制の充実に努めます。

➤ 小地域福祉活動の推進

小圏域における小地域福祉活動を通じて、地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、ふれあい・いきいきサロン関係者や関係機関等が連携し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを推進します。

また、地域福祉コーディネーターが地域の中に入り、総合的かつ包括的に相談支援を行います。

【町民や地域にできること】

- ・一人で悩まず、早期に相談する。
- ・身近な地域での声かけ運動やイベントを通じて、自治会を困りごと相談できる場所にする。
- ・相談窓口や民生委員・児童委員等の相談員の情報を把握し地域に広める。

② 多機関連携の推進

吉見町の取組

▶ 相談機関の連携強化

複合化・複雑化した地域生活課題に対応するため、高齢者、障がい者、子ども等の福祉・保健相談機能の横断的な充実を図ります。

また、県の機関や福祉・保健・医療・就労・教育の関連機関等との連携を図り、専門的サービスの支援を推進します。

▶ 多機関協働の体制構築の検討

単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した案件に対し、町の支援関係機関の役割分担を含む支援プランを作成して関係機関連携の会議に諮りながら支援を継続する等、多機関協働の体制構築に向けて検討を推進します。

吉見町社会福祉協議会

▶ 相談機関の連携強化

多様化している相談内容に対応できるように、各事業において生活困窮や権利擁護、生活支援や介護支援等の各種相談支援の充実及び関係機関との連携・協働を図ります。

▶ 各種専門会議との連携強化

地域ケア会議、民生委員・児童委員協議会定例会、要保護児童対策地域協議会、区長会等へ参加し連携を図り、地域課題解決のための体制づくりに努めます。

【町民や地域にできること】

- ・参加する地域活動等においても、介護サービス事業者等の民間の福祉組織や企業等とも積極的に連携し、みんなで地域福祉を進める。
- ・既存の活動や団体を生かし、連携・協働していく。

基本施策Ⅱ 安心して利用できる福祉サービスの充実

現状と課題

町民誰もが地域で安心して暮らし続けるためには、解決が難しい地域生活課題に直面したときに、適切な福祉サービスによる支援を受けられる体制が重要です。

本町においては、保育サービスや児童福祉施設の充実、高齢者、障がい者の入所施設の整備が求められています。さらに、高齢者の増加により、買い物や通院等の移動手手段の確保が課題となっています。

また、ひきこもり、家族の介護、生活の困窮、社会的孤立等、複合化・複雑化している地域生活課題への対応が必要です。

施策の方向性

高齢者や障がい者、子育て世帯をはじめとする支援を必要とする人が、地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なサービスの充実や、地域、関係機関等との連携を深め、一体的な支援を推進します。

また、利用者を主体としたサービス体系を充実するため、サービスの質の向上や改善を行います。

① 福祉サービスの充実

吉見町の取組

▶ 子育て支援の充実

町の計画に基づき、子育て支援センターの機能強化、放課後児童クラブやファミリーサポートセンター事業の充実、こども家庭センター事業への取組等、地域における子育て支援の充実を図ります。

また、地域との連携による青少年健全育成活動の活性化を図ります。

▶ 高齢者福祉施策の充実

町の計画に基づき、通いの場への支援、出前体操教室の充実等、地域における高齢者の介護予防事業や生きがいづくりの充実を図ります。

▶ 障がい者施策の充実

町の計画に基づき、障がい者の地域生活への移行や就労支援、障がい児支援の提供体制の整備、相談支援体制等の充実を図ります。

▶ 移動販売の推進

買い物困難者の生活利便性を向上させるため、移動販売を充実します。

▶ 福祉サービスの質の向上

福祉サービス従事者等の研修を促進し、専門的に携わる関係者の質の向上に取り組みます。

▶ サービス提供事業者への支援

福祉サービス事業者等が実施する事業所内研修について助言する等の適切な支援を行います。

▶ ケアラー・ヤングケアラーへの支援

親族、友人その他の身近な人に対して介護、看護、日常生活上の世話、その他の援助を行っている人の相談に応じて支援を行います。

また、小・中学校において、ヤングケアラーについての理解促進を図ります。

▶ 新たな社会問題への対応

住民のニーズや地域の実態を把握するとともに、ひきこもり、生活困窮、犯罪や非行をした人等、社会的孤立の状況にある人が抱える、地域生活課題に対応するため、町(行政)、専門機関、地域が連携したセーフティーネットの体制づくり等、新たな課題に対応した地域福祉を推進します。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 配食サービスの推進

町からの委託を受け、65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯、障がい者世帯等で食事をつくるのが難しい高齢者、障がい者等へ配食サービスを提供します。

▶ 福祉移送サービスの推進

要介護者等で家族等の補助なしでは外出が困難な人に、移送用の車両を使用して外出を援助し、自立を支援します。

▶ 生活支援体制整備事業の推進

町からの委託を受け、生活支援コーディネーターを中心に、住民に対して社会参加を通じた介護予防の促進やニーズに応じた多様な生活支援サービスを創出し、住民主体の活動を始めた多様な社会資源の充実を推進します。

▶ 介護保険事業、障がい福祉サービス充実

ケアマネジメントやホームヘルプサービスを提供するにあたり、ケアマネジャー等の資質の向上、良質なサービスを提供するための研修を実施し、介護保険事業、障がい福祉サービスを充実します。

また、より効果的な介護予防の取組の展開に資する事業を実施します。

さらに、ボランティア等との連携や協働を強化したサービス提供体制を充実します。

【介護保険事業、障がい福祉サービス等】

- ・居宅介護支援事業(介護予防含むケアマネジメント)
- ・訪問介護事業(介護予防含むホームヘルプサービス)
- ・障がい福祉サービス事業(居宅介護・重度訪問介護)
- ・地域生活支援事業(移動支援事業)
- ・受託要介護認定調査
- ・受託通所型サービスC事業(介護予防通所型サービス)

第4章 施策と活動の展開

▶ 福祉機器貸付事業の推進

介護を必要とする高齢者や障がい者等に対し、車いす等の貸出を行います。

▶ ケアラー・ヤングケアラーへの支援

親族、友人その他の身近な人に対して介護、看護、日常生活上の世話、その他の援助を行っている人の相談に応じて支援を行います。

また、小・中学校において、ヤングケアラーについての理解促進を図ります。

▶ 新たな課題に対応した地域福祉活動の創出

住民のニーズや地域の実態を把握するとともに、ひきこもり、生活困窮、犯罪や非行をした人等社会的孤立の状況にある人が抱える、地域生活課題に対応するため、地域住民、関係機関・団体、ボランティア、町(行政)等と連携し、地域に必要なインフォーマルサービスを検討します。

【町民や地域にできること】

- ・町の福祉サービスについての情報を入手し、理解する。
- ・町の保健や福祉の計画、地域の課題について話し合い、地域で必要なサービス(インフォーマルサービス等)の検討、提案等に取り組む。
- ・困りごとを抱えている人が、何をして欲しいか把握する。
- ・買い物に困っている人へ必要なサービスの情報を提供する。
- ・身近な地域住民の個々のニーズを把握し情報を共有する。

② 生活困窮者支援の推進

吉見町の取組

▶ 生活困窮者への相談支援

生活に困りごとや不安を抱えている人の相談を受け、県福祉事務所、自立相談支援センター「アサポート相談支援センター」、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会等と連携し、生活の安定が図られるよう寄り添いながら相談支援を行います。

▶ 生活困窮者自立支援制度の推進

生活に困窮する世帯に対し、早期自立に向け、就労や住居、給付金等の総合的な生活支援、子どもの進学に向けた学習支援を推進するため、関係機関等との連携強化を図ります。

また、生活保護制度や各種貸付制度の適切な活用を支援します。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 生活困窮者への相談支援

生活に困りごとや不安を抱えている人の相談を受け、町(行政)、県福祉事務所、自立相談支援センター「アスポーツ相談支援センター」、民生委員・児童委員等と連携し、生活の安定が図られるよう寄り添いながら相談支援を行います。

▶ 福祉資金貸付事業の推進

やむを得ない事情により生活に困窮する世帯で、一時的に生活費・医療費等の支出が困難な世帯に対して貸付を行います。

また、民生委員・児童委員等との連携を強化し、利用者に対するきめ細かな相談対応を充実するとともに、貸付後の継続的な支援を推進します。

▶ 生活福祉資金貸付事業の推進

対象となる低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等に資金の貸付を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められる人に対して貸付を行います。

また、県社会福祉協議会と連携し、利用者に合わせた支援を充実します。

▶ セーフティネット事業の推進

彩の国あんしんセーフティネット事業を活用し、社会福祉施設の相談員と連携し相談・経済的な援助を行います。

【町民や地域にできること】

- ・一人で悩まず早期に相談する。
- ・生活に困った人がいたら、町(行政)や町社会福祉協議会等の相談窓口について教える。

基本施策Ⅲ 住民参加による在宅福祉サービスの充実

現状と課題

ひとり暮らし世帯や高齢者世帯、孤立している子育て世帯等が増加しており、地区懇談会においても買い物やゴミ出しの支援の必要性等の課題が挙がっています。一方、町民の日常生活を手助けできると考える人もいて、そのような人たちをつないでいくことが重要です。

町(行政)では、安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをしてほしい人(利用会員)と子育てのお手伝いをしたい人(サポート会員)が会員となり、双方の合意のもとで一時的にお子さんを預かる「ファミリーサポートセンター事業」を実施しており、引き続き活動を充実することが求められています。

町社会福祉協議会では、町(行政)と連携し、介護保険サービス等、公的制度ではまかないきれない身の回りの軽易な作業に対し、支援を行う「ささえあいサービス事業」を実施しています。利用件数は年々増加しており、利用者のニーズにあった事業の充実が求められています。

施策の方向性

今後も、事業啓発のための研修等を充実し、ファミリーサポートセンター事業のサポート会員、ささえあいサポーター会員の増加を図ります。

また、スキルアップ・フォローアップ講座等の開催により、サービスの質を向上し、事業の強化に努めます。

① ファミリーサポートセンター事業・ささえあいサービス事業の充実

吉見町の取組

▶ ファミリーサポートセンター事業等の充実

ファミリーサポートセンター事業(保育所や幼稚園、小学校等への送迎やその前後の預かり、保護者の求職活動中の預かり等)について周知し、サポート会員講習会を実施することで会員の確保、増加を図り、事業の充実に努めます。

また、町社会福祉協議会と連携し、ささえあいサービス事業の充実を図ります。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ ささえあいサービス事業の充実

買い物の代行や簡単な家事支援、外出支援、ゴミ出し等、支援が必要な人の日常生活を支える、ささえあいサービス事業を充実します。

ささえあいサポーター会員の活動を周知し、会員の確保、増加を図り、スキルアップ・フォローアップ講座等を充実させサービスの質の向上を図ります。

【町民や地域にできること】

- ・ファミリーサポートセンター事業・ささえあいサービス事業に参加する。
- ・自分の持っている技術を、ささえあいサービス事業に生かす。
- ・高齢者宅のゴミ出しに協力する。

基本施策Ⅳ 情報提供の充実

現状と課題

複合化・複雑化した地域生活課題が増える中、適切な福祉サービスを選択するためには、法制度や福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供する取組の強化が求められています。

今後は、様々な福祉関連の情報をわかりやすく発信し、より発信力を向上するために、吉見町SNS公式アカウント(X(旧Twitter)、Facebook、LINE)を活用した情報発信の検討を行うことが課題となっています。

施策の方向性

すべての町民に対し、適切に情報が行き渡るよう、広報紙、ホームページ、パンフレット、SNS公式アカウント等の様々な媒体を通じた効果的な情報提供を図ります。

① 情報発信体制の充実

吉見町の取組

▶ 福祉サービスの情報発信の充実

広報、ホームページ、各種ガイドブック(障害者福祉ガイドブック、高齢者福祉ガイドブック、認知症ガイドブック、子育て支援ガイドブック)等による福祉サービスの情報提供に努めます。

また、福祉サービスを必要としている人が、適切なサービス情報が得られるよう、利用する側に立った情報発信に努めます。

▶ 効果的な情報発信

聴覚、音声・言語機能に障がいのある人が、必要とする情報を得ることができるよう手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

また、吉見町SNS公式アカウントを活用した情報発信の充実に努めます。

▶ 地域福祉活動者への情報発信

地域福祉活動者が町の社会資源を有効活用できるよう、関係機関や団体、サービス提供事業者等と連携した情報提供体制を強化します。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 社協だより等による情報発信の充実

地域福祉活動やボランティアセンターの情報を掲載する「社協だより」を配布し、情報の発信に努めます。また、町民に親しみやすい紙面づくりに努めます。

さらに、各種パンフレットを作成し、細やかな福祉サービスの情報提供に努めます。

▶ ホームページやSNSによる情報発信の充実

町社会福祉協議会ホームページやSNSを通して、事業紹介や最新情報を随時発信するとともに、内容の一層の充実を図ります。

また、誰もが簡単に情報にたどり着けるよう、スマートフォン講座等の開催を充実します。

▶ 地域の活動を通じた情報発信の充実

区長会や自治会、民生委員・児童委員協議会等において、町社会福祉協議会の事業内容を説明する等、身近な地域での情報提供を充実します。

また、地域の課題について話し合うため住民が集まる地区懇談会等の機会を通じて、地域福祉や福祉事業等についての情報提供を進めます。

【町民や地域にできること】

- ・町(行政)や町社会福祉協議会が発行・発信する情報に興味を持ち、福祉に関する内容に目を通す。
- ・自治会等、地域活動の情報を積極的に地域に向けて発信する。

基本施策Ⅴ 地域福祉活動の環境整備

現状と課題

町民アンケートでは、地域福祉の重要な役割を担う民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動の認知度が十分に高いとは言えない状況です。地域における多様な課題に的確に対応するためには、民生委員・児童委員等の身近な地域福祉活動の周知及び連携を強化することが必要です。

また、地域生活課題解決のため、きめ細かな福祉活動を行う町社会福祉協議会の活動は重要であり、引き続き、活動の基盤強化が求められています。

さらに、地域福祉の活動を活性化するためには、住民のニーズを的確にとらえることが重要であり、地区懇談会の開催を継続していくことが必要です。

施策の方向性

民生委員・児童委員、区長等の活動を支援し、周知することで、活動しやすい環境整備を図ります。また、地域福祉において重要な町社会福祉協議会の基盤強化を進めるとともに、住民のニーズを把握するため、地区懇談会の開催を継続します。

① 民生委員・児童委員等の活動環境の充実

吉見町の取組

▶ 民生委員・児童委員活動への支援

地域におけるきめ細かな福祉活動を行いやすくするため、民生委員・児童委員の活動内容を町の広報紙・ホームページ等を活用し周知することで、活動しやすい環境を整備する等、様々な支援を行います。

また、民生委員・児童委員活動の資質向上を図るため、各種研修会を充実します。

▶ 地域組織化機能の支援と強化

地域における見守り・防災・防犯組織等の組織化支援を強化するとともに、各種マップづくり等の具体的な活動支援を充実します。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 福祉委員の周知

町(行政)と連携し、福祉委員活動を周知し、活動しやすい環境を整備することにより、各地区における地域福祉向上のための理解と協力を促します。

また、福祉委員に地区懇談会へ参加してもらうことで、福祉委員の周知を図り、住民との連携体制の基盤を整えます。

第4章 施策と活動の展開

▶ 民生委員・児童委員の連携体制の整備

町(行政)と連携し、民生委員・児童委員、福祉委員等、地域福祉活動者の役割を検討し、より効果的な活動を支援します。

民生委員・児童委員に地区懇談会へ参加してもらうことで、民生委員・児童委員の周知を図り、住民との連携体制の基盤を整えます。

【町民や地域にできること】

- ・自治会・班、民生委員・児童委員、福祉委員等への理解を深め、活動に協力する。
- ・地区懇談会等の地域での話し合いの場に積極的に参加する。
- ・地域にある組織を再確認する。

② 地域福祉活動の基盤整備

吉見町の取組

▶ 町社会福祉協議会への支援の強化

地域生活課題解決のためのきめ細かな福祉活動を展開するために、町社会福祉協議会の基盤強化を支援します。

また、地域包括支援センター等の町(行政)の専門機関と町社会福祉協議会で連携し、相談支援機能や情報提供の強化、職員の資質向上のための支援を充実します。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 町社会福祉協議会の基盤強化

町社会福祉協議会において「発展・強化計画」を策定し、中長期的な財政の健全化に向けた「財政健全化・安定化計画」と組織の目標を実現するための事業展開や体制に関する「中期経営計画」を一体的に整備し、安定した運営と基盤強化を図ります。

▶ 地域福祉活動の財源の確保

町社会福祉協議会における地域福祉への住民参加を目的とした会員制度を周知し、会員の増加及び財源の確保に努めます。

また、民間の地域福祉活動の主要な財源を確保するため、各種募金活動(赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金)への理解と協力が得られるよう啓発活動を強化します。

【町民や地域にできること】

- ・共同募金(赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金)の役割について理解を深め参加する。
- ・町社会福祉協議会の活動の主旨に賛同し、会員の入会に努める。
- ・町社会福祉協議会が行う活動に積極的に参加し、ともに地域福祉を推進する。

③ 地域生活課題及び住民ニーズの明確化

吉見町の取組

▶ 地区懇談会の開催支援

住民のニーズを把握するとともに、地域住民同士の情報共有を促進するため、町社会福祉協議会が実施する地区懇談会の開催を支援します。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 地区懇談会の開催による課題やニーズの明確化

地域生活課題の明確化や住民のニーズの把握を進めるとともに、地域住民同士の情報共有を促進するため、地区懇談会を定期的を開催します。

また、幅広い年代の積極的な参加を促し福祉意識の醸成につなげ、住民主体の地域福祉活動を推進します。

【町民や地域にできること】

- ・地区懇談会や交流活動に積極的に参加し、身近な地域での課題共有、地域での解決方法の検討、提案を行う。

基本目標3 安全で安心して暮らせる地域環境づくり

基本施策I 一人ひとりの人権の尊重

現状と課題

高齢者、障がい者、子ども等への虐待、配偶者等へのDV、社会的孤立の状況にある人等、すべての人の人権の侵害や阻害を許さない社会の構築が求められています。

そのため、虐待、DV等の防止に向けた啓発活動や早期発見を図るための見守り体制の強化が必要です。

施策の方向性

虐待やDV防止のための啓発を進めるとともに、地域における見守り・通報体制の確立を進めます。

① 虐待、DV等防止対策の地域連携強化

吉見町の取組

➤ 虐待、DV等防止の啓発活動の充実

広報紙やホームページ、パンフレット等を通じ、虐待、DV等防止に向けた周知・啓発を図ります。

➤ 虐待、DV等相談窓口の充実

虐待、DV等の相談窓口を充実し、早期発見、対応の強化に努めます。

➤ 虐待、DV等防止のための関係機関との連携強化

地域包括支援センターや県、警察等、関係機関と連携し、虐待の早期発見と防止等の支援に努めます。

また、民生委員・児童委員と連携して、見守りを進めます。

➤ いじめ防止のための連携

吉見町いじめ防止基本方針に基づき、教育委員会及び町内の小・中学校が連携し、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処を図ります。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 見守り活動推進員による見守りの強化

見守り活動推進員により地域における見守り活動を進めるとともに、民生委員・児童委員や他機関と連携し見守り体制の強化を図ります。

▶ 虐待、DV等防止のための関係機関との連携強化

虐待、DV等防止に向けた啓発活動、相談体制及び早期発見・対応の充実を図ります。

また、虐待等の疑わしいケースがある場合に、地域包括支援センターや介護サービス事業者、相談支援事業者等の関係機関に相談等を行い、連携・対応を図ります。

【町民や地域にできること】

- ・虐待、DV等の相談窓口を確認する。
- ・虐待防止等、地域の見守り活動を強化する。

② 男女共同参画の推進

吉見町の取組

▶ 男女共同参画のための意識啓発

男女共同参画情報誌「ほほえみ」の発行や講演会等を通じて、地域福祉活動の担い手として男女が分け隔てなく活躍できるよう、男女共同参画の意識啓発を図ります。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 男女共同参画の推進

町社会福祉協議会事業において、男女が共に活躍できる場の提供に努めます。

【町民や地域にできること】

- ・男女がともに活躍できる地域福祉活動の推進やイベントを開催する。

◎重点的取組

基本施策Ⅱ 成年後見制度等の利用促進

現状と課題

認知症高齢者の増加や障がい者の「保護者の高齢化」等の背景から、判断能力が十分でない人が、地域で自立し安心して生活を送り続けるための権利擁護サービス利用の増加が見込まれるため、制度についての広報・啓発の強化が求められています。

権利擁護サービスでは、日常生活自立支援事業や成年後見制度等があり、尊厳のある本人らしい生活を継続するためには、その判断能力の程度によって適切な制度が利用できるよう支援体制の強化が求められています。

施策の方向性

成年後見制度等の利用を促進するため中核機関の運営の充実を図り、広報活動を強化するとともに、地域連携ネットワークにおいて福祉、行政、法律専門職等多様な主体との連携を取りながら、適切な制度利用を進めます。

また、町長申立、市民後見人養成、任意後見制度、法人成年後見事業等の取組を進めます。

① 成年後見制度の利用促進 【成年後見制度利用促進基本計画】

吉見町の取組

▶ 中核機関の機能拡充

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能拡充に努めます。

▶ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度及び利用支援事業について広報・啓発するとともに、早期対応が図れるよう相談体制を充実し、利用の促進を行います。

また、関係者との協議を諮り、成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、地域における総合的な権利擁護体制の構築を図ります。

▶ 地域連携ネットワークの強化

関連機関メンバーから構成される地域連携ネットワーク機関において、個々のケースに対応するため、専門職と連携しながら協議を進めるとともに、権利擁護の強化に向けて、連携強化を図ります。

▶ 町長申立による支援

成年後見制度利用の必要性が高いが、ひとり暮らしであったり、親族関係が疎遠である等の事情により手続きを進められない場合に、町長申立の支援を行います。

▶ 市民後見人養成の検討

今後、増大すると予測される成年後見等の必要性に合わせ、市民後見人の養成を検討します。

▶ 任意後見制度の利用促進

判断能力が十分なうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)を契約で決めておく任意後見制度の広報・啓発を進めます。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 法人成年後見事業の利用促進

町社会福祉協議会が法人として成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力を補い、安心して日常生活が送れるよう財産管理やサービス利用契約等、様々な手続きの法律行為を支援します。

▶ 法人成年後見事業の実施体制の強化

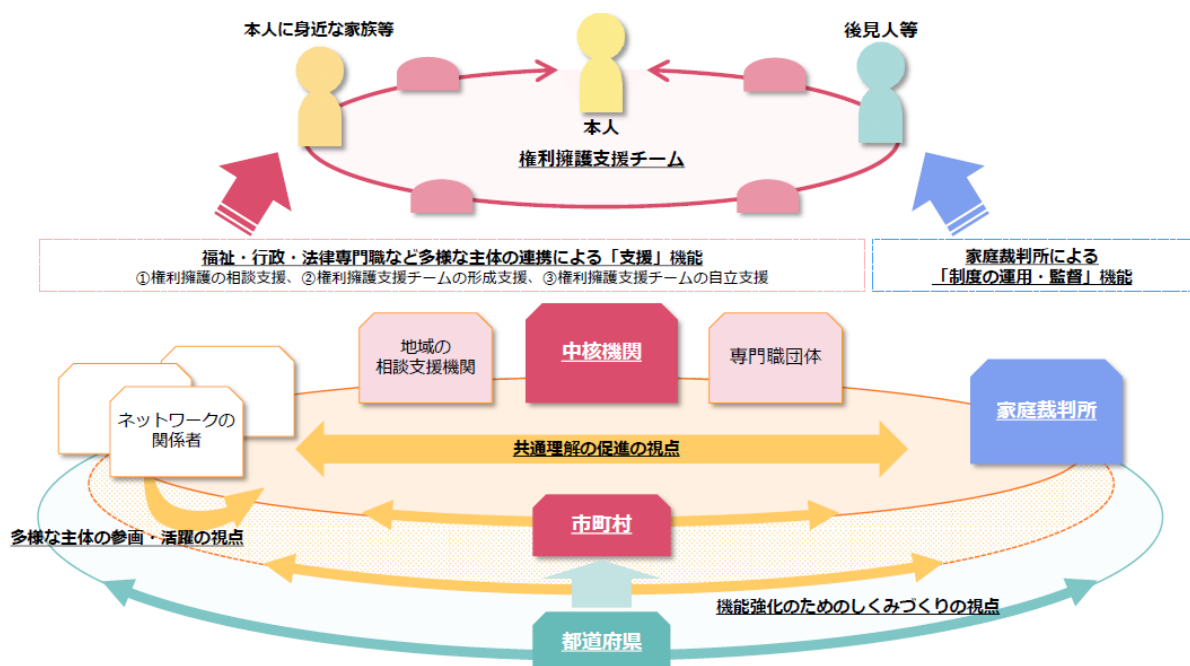
成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、相談支援及び関係機関との連携体制の強化を図ります。

▶ 担い手の育成

権利擁護サービスに対する地域住民の参画を推進するため、町民へ法人成年後見支援員を委嘱し、法人成年後見事業の理解促進及び担い手の育成を図ります。

【町民や地域にできること】

- ・権利擁護についての理解や知識を深める。
- ・不安を抱えている人や権利擁護が必要な人の情報を関係機関等に提供する。
- ・万が一に備え、適切な権利擁護サービスの利用のために、情報収集を行う。
- ・成年後見制度の理解を深め、制度の周知とともに支援が必要な人を相談窓口につなぐ。



出典:「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」厚生労働省

② 日常生活自立支援事業の促進

吉見町の取組

▶ 日常生活自立支援事業の利用促進

町社会福祉協議会と連携して、日常生活自立支援事業について広報・啓発するとともに、相談体制を充実し、利用の促進を行います。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 日常生活自立支援事業の推進

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類預かり等を行います。

▶ 日常生活自立支援事業の利用促進

社協だより、地域ケア会議、講演会等を通じ、必要と思われる人への適切な周知・啓発を図るとともに、相談体制を充実し、利用の促進を行います。

▶ 日常生活自立支援事業の実施体制の強化

本人の判断能力の程度に応じて、適切に日常生活自立支援事業から成年後見制度の利用へ移行できるように、相談支援及び関係機関との連携体制の強化を図ります。

▶ 担い手の育成

権利擁護サービスに対する地域住民の参画を推進するため、町民へ生活支援員を委嘱し、日常生活自立支援事業の理解促進及び担い手の育成を図ります。

【町民や地域にできること】

- ・権利擁護についての理解や知識を深める。
- ・不安を抱えている人や権利擁護が必要な人の情報を関係機関等に提供する。
- ・万が一に備え、適切な権利擁護サービスの利用のために、情報収集を行う。
- ・日常生活自立支援事業の理解を深め、制度の周知とともに支援が必要な人を相談窓口につなぐ。

◎重点的取組

基本施策Ⅲ 災害時の対応強化

現状と課題

地域における安全・安心の暮らしづくりを進めるためには、予測することができない災害等の緊急時に対する支援体制の強化と町民一人ひとりの防災意識の向上が重要です。

町民アンケートでは、「災害等の緊急時における支援体制がわからない」「避難所の場所を知らない」等の回答が多くあることから、災害対応や避難場所の周知を強化するとともに、すべての町民が速やかな避難行動が取れるよう体制を整備することが求められています。

また、災害時に一人では避難することができない高齢者や障がい者等に係る避難行動要支援者名簿の運用及び周知の強化、さらに平時からの情報の把握や見守り体制の強化が求められています。

施策の方向性

吉見町地域防災計画に基づき、町(行政)、自主防災組織、関係機関や団体等との連携による支援体制を強化するとともに、町民一人ひとりの防災等に対する意識の向上を図るため防災訓練、災害ボランティア研修の実施、避難行動要支援者名簿への登録の周知を行います。

また、平時における見守り活動を推進し、災害等の緊急時に町民同士で助け合い・支え合う地域づくりを進めます。

① 地域の防災体制の強化

吉見町の取組

➤ 避難行動要支援者の支援体制の強化

災害時に支援の必要な人が適切に避難できるよう避難行動要支援者制度の周知を進めるとともに、避難行動要支援者名簿の見直し及び個別計画の作成を適宜実施し、安全に避難できる体制の強化に努めます。

➤ 福祉避難所の拡充

災害時に一般の避難所で過ごすことが難しい、高齢者、障がい者、妊産婦・乳幼児等、特別なニーズを持った人に配慮された避難所の拡充を推進するために福祉避難所の資機材を含めた検討、拡充に努めます。

➤ 自主防災組織の強化

地域における災害による被害を予防し、軽減するための活動が円滑に行われるよう、自主防災組織のリーダー養成を目的とした研修会等を実施し強化に努めます。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 避難行動要支援者の支援体制の連携強化

町(行政)との連携を強化し、避難行動要支援者等の情報共有体制を確保します。

また、災害時における、町(行政)、県社会福祉協議会、近隣市町社会福祉協議会との連携体制を確保します。

▶ 災害ボランティアへの支援の強化

災害に備え、災害ボランティア研修を実施し、防災等に関する理解の促進や災害発生時から復興に至るまでのボランティア活動者の増加を図ります。

また、関係機関等と連携し、災害時を想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う等、災害時における、的確なニーズの把握やボランティアの安全で効率のよい活動の支援体制の整備を図ります。

さらに、災害時ボランティア活動マニュアルが有効に活用できるよう周知徹底を図ります。

【町民や地域にできること】

- ・災害時における避難場所を確認する。
- ・避難行動要支援者登録制度について理解を深め、協力する。
- ・自主防災組織や災害ボランティア活動に参加する。
- ・地域の自主防災組織が備蓄する防災用品等を確認する。
- ・介護施設等の地域の関係機関と連携した防災訓練を実施する。

基本施策Ⅳ 防犯体制の強化

現状と課題

防犯のまちづくりのためには、町民、事業者、関係機関及び町(行政)が、その機能及び能力を生かし、自らの地域は自らで守るという連帯意識のもと、それぞれの役割を果たすことが重要です。

さらに、町民アンケートでは、防犯対策に対する意識が高く、地区懇談会では、空き家等の増加に対する問題が多く挙がっており、防犯のための適正な対応が求められています。

また、犯罪をした人の立ち直りへの壁を取り除くための再犯防止推進計画や社会を明るくする運動を推進するために、計画や運動を周知することが必要です。

施策の方向性

防犯対策を推進するために、地域の見守りや、空き家等の適切な対応を推進します。

また、再犯防止推進計画や社会を明るくする運動を進めるため、周知・啓発を図ります。

① 地域の防犯体制の強化 【再犯防止推進計画】

吉見町の取組

➤ 地域の防犯活動による見守り

防犯パトロール隊を中心とした地域における見守り活動や犬の散歩、ウォーキング等の際に行う「ながら見守り」等を推進し犯罪の抑止につなげます。

➤ 犯罪防止に配慮したまちづくりの強化

防犯に対する意識の啓発及び情報提供を行うとともに、学校、警察等の関係機関・団体と連携し、防犯のまちづくりを目的とする環境の整備を推進します。

また、空き家の所有者に対して問題意識の啓発を行う等適切な対応に努めます。

➤ 再犯防止の推進 (次ページを参照)

再犯防止推進計画の施策に基づき、保護司をはじめ、関係機関・団体と連携し、犯罪をした人等の立ち直りへの支援を行います。

【吉見町再犯防止推進計画】
計画の趣旨
<p>犯罪をした人の立ち直りには様々な壁が存在します。就労が困難、身元保証人を得られず適当な住居を確保できないことは、再犯へのリスクとなります。また、高齢であること、障がいがあること、孤独、相談相手がいないことは、本人の立ち直りへの意志を妨げます。再犯を防ぐには、本人の努力はもとより、就労や住居の確保に向けた支援、保健医療・福祉サービスの利用に向けた支援等が必要です。</p> <p>再犯防止は、「誰一人取り残さない」社会を目指すとともに、安全・安心に暮らせる社会の実現を目指す取組です。</p>
再犯防止推進計画の取組
<p>➤ <u>状況に応じた保健医療・福祉サービスの利用促進</u></p> <p>一人ひとりの状況に応じた相談支援及び保健医療・福祉のサービス利用を促進し、孤立することなく円滑な社会復帰を果たすための支援を図ります。</p> <p>➤ <u>立ち直り支援に関する周知・啓発</u></p> <p>犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である「社会を明るくする運動」等を通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。</p> <p>➤ <u>民間協力者との連携・支援</u></p> <p>地域社会の犯罪、非行の未然防止を進めるとともに、犯罪をした人等への立ち直りを支援する更生保護の活動や、青少年の健全な育成を目指した環境づくりに取り組む、東松山地区保護司会吉見支部、東松山地区更生保護女性会吉見支部と連携・支援を進めます。</p>

吉見町社会福祉協議会の取組

➤ 地域の見守り体制の強化

身近な地域の交流を促進し、顔の見える関係づくりを構築し、地域住民同士の気づきや声かけ等の見守り体制を強化します。

【町民や地域にできること】

- ・登下校の見守り活動や地域の防犯活動等に参加する。
- ・犯罪や非行防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」への理解を深め、その活動に参加する。
- ・子ども向け防犯教室を開催する。
- ・犬の散歩時に近所を見回る。
- ・地域で空き家の情報を共有する。

基本施策Ⅴ もれのない見守り活動の充実

現状と課題

ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯、孤立している子育て世帯等が増加しています。

また、ひきこもりや生活困窮、サービス利用拒否者等、支援の手が届きにくい人や制度の狭間にいる人等への対応が求められています。

見守り活動については、必要な人に対して必要な見守りが行われるよう、支援体制の強化が必要です。また、見守り活動推進員については、町民に対してその活動と意義についての周知を強化していく必要があります。

施策の方向性

民生委員・児童委員や見守り活動推進員等、地域の関係者・団体、事業者等と連携し、もれのない見守り体制の強化を図ります。

① 地域の見守り活動の強化

吉見町の取組

▶ 地域における見守り活動の充実

自治会、民生委員・児童委員等と連携し、地域住民による高齢者世帯等の見守り活動の充実が図れるよう、活動を支援します。

避難行動要支援者名簿と地図を一致させた、「要援護者支援システム」を活用し、効果的な地域の見守りを実施します。

また、専門職による早期対応につなげるための連携を強化します。

▶ 高齢者見守りシールの利用促進

徘徊等により行方不明になる可能性がある高齢者の発見を助けるため、「よしみん見守りシール」の交付と周知を推進します。

▶ 重層的な見守り活動の推進

民生委員・児童委員による訪問活動、地域包括支援センター等による訪問(ひとり暮らし高齢者実態把握)、町社会福祉協議会へ委託する配食サービスを通じて、安否確認や見守りの体制を構築します。

吉見町社会福祉協議会の取組

▶ 見守り活動推進員の活動の充実

身近なひとり暮らし高齢者の見守りや問題の早期発見等、日ごろの生活の中で気になる人の安否確認や生活状況を見守り、声かけ等から異変を感じ取り、課題や困りごとを確認したら地域の民生委員・児童委員や町社会福祉協議会へつなげる「見守り活動推進員」活動の充実を図るとともに、住民への活動の周知を強化します。

また、見守り活動推進員会議を開催し、民生委員・児童委員や地域包括支援センターと連携し、見守りの強化を図ります。

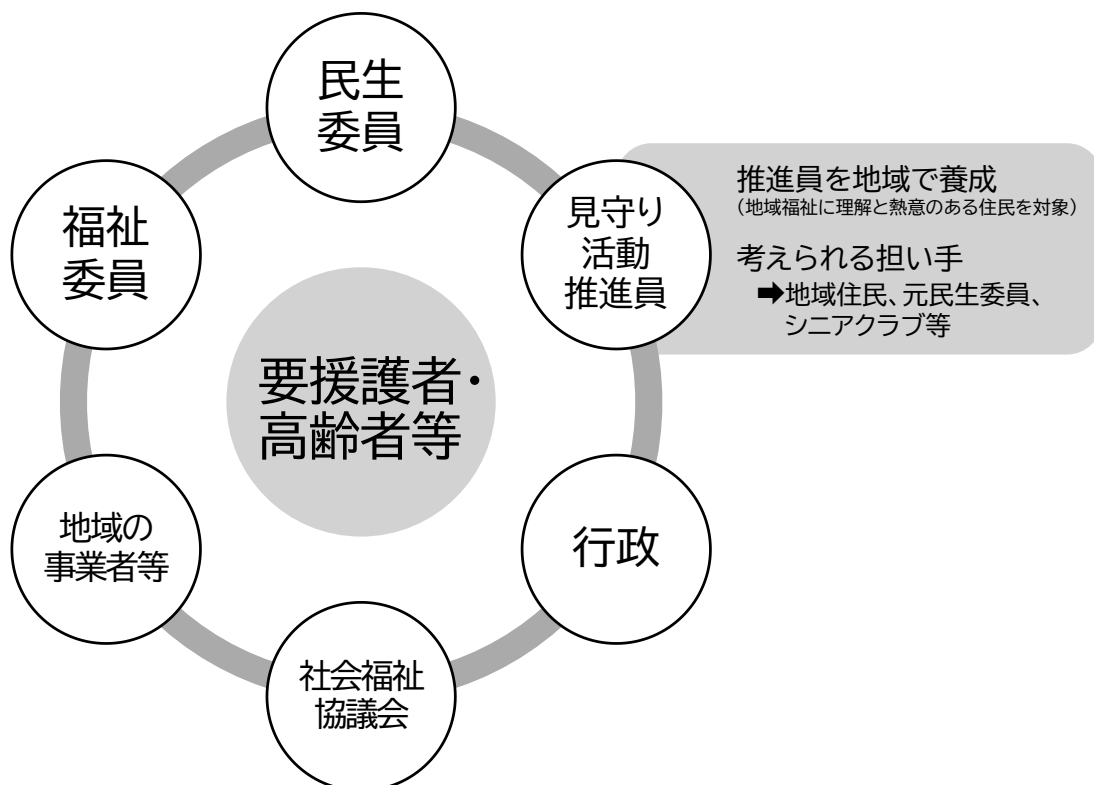
▶ 重層的な見守り活動の推進

牛乳給食サービス、配食サービス、電話訪問ボランティア等の活動を通じて、重層的な安否確認や見守りの体制を構築します。

【町民や地域にできること】

- ・日ごろ近所との関わりを持ち、地域による気づきの機会を増やす。
- ・地域住民同士の信頼関係を築き、お互いに頼れる地域づくりを進める。
- ・高齢者や障がい者、子育て中の若い世代のニーズを把握する。
- ・地域での積極的な見守り、訪問、声かけを行う。
- ・支援が必要な人の情報は、民生委員・児童委員等、地域の相談員や専門機関等につなげる。

<見守り推進ネットワーク>



第5章 計画の推進

第1節 計画の進行管理

地域福祉を効果的に推進するためには、この計画が目指す地域福祉の方向性や施策、活動内容について、町民や関係機関・団体、事業所、町(行政)、町社会福祉協議会等、計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが重要です。

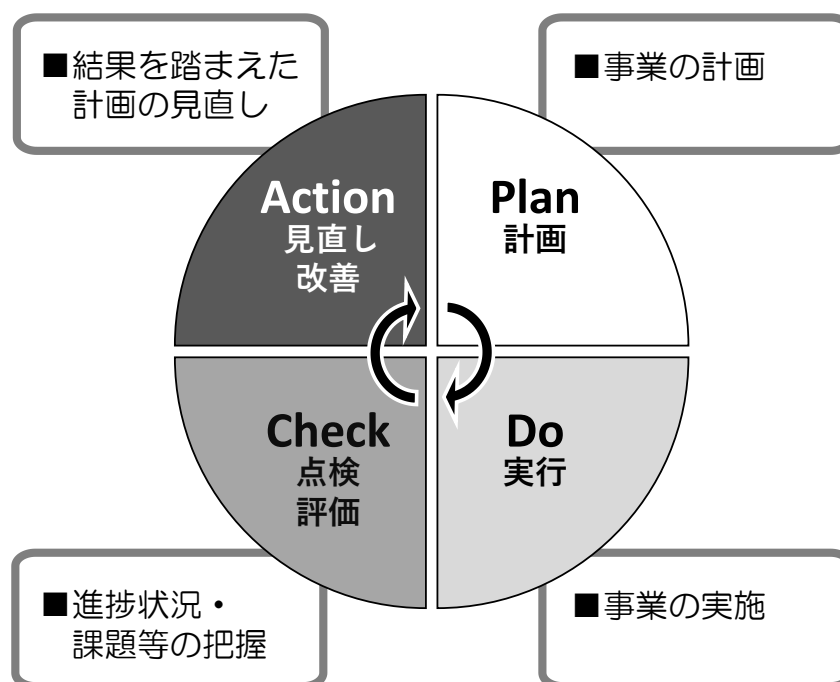
このため、町の広報紙やホームページ等を通じ、この計画を公表し、町(行政)及び町社会福祉協議会が目指す地域福祉について幅広く周知します。

本計画は、計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、数値目標を設け、毎年度、PDCAサイクルに基づいて進行管理を行います。

また、計画の進捗や効果の評価の結果、社会状況の変化や新たな国・県の施策、町内の動向等を鑑み、必要に応じて見直していきます。

《PDCAサイクル》

- ①Plan(計画):吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画において目標と必要な施策を設定する。
- ②Do(実行):目標達成に向けて必要な施策を実施する。
- ③Check(点検・評価):目標の達成状況の点検・評価を実施する。
- ④Action(見直し・改善):点検・評価で把握した課題の解決に向け、計画の見直し・改善を図る。



第2節 数値目標一覧表

基本目標1 つながり支え合う担い手づくり

基本施策	目標項目	実施主体	令和5(2023)年度	令和10(2028)年度
I 福祉意識の醸成	認知症サポーター養成講座受講者数	吉見町	1,370人 (10月末)	1,900人
	地域への福祉教育の実施	社協	90時間 (令和5年度見込)	100時間
II 地域福祉活動を担う人材の育成	ボランティア登録者数と団体数	社協	243人 19団体 (10月末)	260人 22団体
◎重点的取組 III 地域住民同士の交流の活性化	介護予防リーダー養成者数 (介護予防活動の活性化)	吉見町	124人 (令和5年度見込)	174人
	住民主体の通いの場 (いきいき百歳体操)	吉見町	17か所 (10月末)	26か所
	ふれあい・いきいきサロン数	社協	34サロン (10月末)	37サロン
	小地域福祉活動の推進地域の数	社協	13地区 (令和5年度見込)	17地区

基本目標2 暮らしを支えるまちづくり

基本施策	目標項目	実施主体	令和5(2023)年度	令和10(2028)年度
◎重点的取組 I 包括的な支援体制の充実	小地域福祉活動に対する専門的支援の実施	社協	13地区 (令和5年度見込)	17地区
III 住民参加による在宅福祉サービスの充実	ファミリーサポート事業サポート会員数	吉見町	32人 (10月末)	35人
	ささえあいサポーター会員数	社協	162人 (10月末)	180人
	ささえあいサービス事業利用者数・利用回数	社協	362人 1,236回 (10月末)	400人 1,400回

基本目標3 安全で安心して暮らせる地域環境づくり

基本施策	目標項目	実施主体	令和5(2023)年度	令和10(2028)年度
IV 防犯体制の強化	防犯パトロール隊参加者数	吉見町	400人 (10月末)	400人

資料編

1 策定の経緯

年 月 日	内 容
令和5(2023)年 1月20日	第1回地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画の概要について ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定スケジュールについて ・アンケートについて
令和5(2023)年 2月13日～ 3月3日	吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する 町民意識調査
令和5(2023)年 7月25日	第2回地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会 ・アンケート結果報告について ・第2期計画の評価及び第3期計画骨子案について ・関係団体ヒアリングについて ・地区懇談会について ・今後のスケジュールについて
令和5(2023)年 8月26日、 9月2日	地区別懇談会の開催 東・南地区：8月26日 北地区：8月26日 西地区①：9月2日 西地区②：9月2日
令和5(2023)年 12月19日	第3回地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画の素案について ・パブリックコメント(町民意見公募)について
令和6(2024)年 1月5日～ 1月26日	パブリックコメントの実施
令和6(2024)年 2月16日	第4回地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画の素案について

2 吉見町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成25年3月29日

要綱第12号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、吉見町地域福祉計画を策定するため、吉見町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、吉見町地域福祉計画の策定に関し意見の交換及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 公募による町民
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から吉見町地域福祉計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿福祉課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(吉見町障害福祉計画等策定委員会要綱の廃止)

2 吉見町障害福祉計画等策定委員会要綱(平成18年吉見町要綱第10号)は、廃止する。

附 則(令和3年3月29日要綱第4号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 吉見町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成25年5月1日

要綱第1号

(設置)

第1条 吉見町における地域福祉活動計画を策定するため、吉見町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、吉見町地域福祉活動計画の策定に関し意見の交換及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから吉見町社会福祉協議会(以下「社協」という。)会長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 公募による町民
- (4) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から吉見町地域福祉活動計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

4 地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会名簿

任期:令和5(2023)年1月20日から令和6(2024)年3月31日

	氏名	所属団体等	選出区分	備考
1	大畑 十作	区長会	関係団体、識見を有する者(全般)	副委員長
	室田 一郎			
2	江森 幸一	民生委員児童委員協議会	関係団体、識見を有する者(全般)	委員長
3	森 光一	商工会	関係団体、識見を有する者(全般)	
4	小池 竹夫	シニアクラブ連合会	識見を有する者(高齢者)	
5	利根川 博美	常磐苑	識見を有する者(高齢者)	
6	宮崎 幸治	社会福祉法人 雄飛	識見を有する者(高齢者)	
7	宮崎 敦	PTA 連絡協議会	識見を有する者(子育て)	
	田村 はるみ			
8	作山 すみ子	母子愛育会	識見を有する者(子育て)	
	野村 圭子			
9	重田 弘美	NPO 法人ひばり	識見を有する者(障がい者)	
10	菊地 富美子	赤十字奉仕団	識見を有する者(ボランティア)	
11	大曾根 明子	ひだまりサロン	識見を有する者(ボランティア)	
	元木 美佐子			
12	新井 裕子	のぎくの会	識見を有する者(ボランティア)	
13	釧持 和以	公募委員	公募による町民	
14	富田 安紀子	子育て支援課長	その他	

5 用語集

(注：五十音順)

ア行

【アウトリーチ】

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。

【インフォーマルサービス】

公的なサービス以外の援助活動。

【SNS（エヌエヌエス）】

Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。オンライン上で利用者同士が互いにコミュニケーションを取ることができるサービス。代表的なものに、Facebook、X(旧Twitter)、LINEなどがある。

【NPO（エヌピーオー）法人】

NPOは、Non-profit Organization（ノン・プロフィット・オーガナイゼーション）の略。NPO法人（特定非営利活動法人）は、市民活動団体の中で特定非営利活動促進法（通称NPO法）により法人格を取得した団体。

カ行

【協働】

町民(個人だけでなくNPOや自治会等、各種の団体を含む)と行政が、相互の立場や特性を尊重しつつ対等な立場から、地域や社会における共通の課題の解決や共通の目的の実現に向けて、相互の役割を明確にした上で、連携を図りながら協力して活動すること。

【ケアラー】

介護や看病、療育が必要な家族や親近者を無償でサポートする人のこと。

【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な障がいのある人や認知症高齢者などに対し、代弁や弁護を行う等の支援を通じて権利を守ること。

【合計特殊出生率】

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当。

サ行

【災害ボランティアセンター】

災害発生時に不特定多数のボランティアが集まる現場において、ボランティア活動を効率よく推進し、被災者の復旧・復興を支援する拠点。

【彩の国あんしんセーフティネット】

既存の制度では対応できない様々な生活課題を抱える人に対して、相談支援を実施。利用可能な制度の紹介や支援機関への橋渡しを行うほか、ひっ迫した状況の場合、現物給付を行い、生活にお困りの人の自立を支援する。

【自主防災組織】

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

【セーフティネット】

あらかじめ予想される危険や損害の発生に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度や仕組み。

タ行

【ダブルケア】

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

【地域福祉コーディネーター】

住民ニーズの把握や関係施設・団体・機関との連絡調整の役割を担う目的で配置される人。

【地域包括支援センター】

福祉・介護・保健が一体となって、高齢者の健康面や生活全般において必要な援助を行う総合相談機関で、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師などの専門職が連携して、介護サービスをはじめ、福祉サービス・権利擁護・高齢者虐待など、さまざまな相談を受ける。

【DV（ディーバイ）】

Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。配偶者や恋人など親密な関係にある者から受ける暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。

ナ行

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理援助及び書類等の預かりの代行などを行い、在宅での自立した生活が送れるようする仕組。

【認知症サポーター】

「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。

ハ行

【8050（はちまるごーまる）問題】

「80」代の親が「50」代のひきこもり等の子どもの生活を支えるという問題。

【ひきこもり】

様々な要因の結果として、就学や就労、家庭外での対人交流などの社会参加を回避し、他者と交わらない形での外出はしていても、原則的には、6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

【避難行動要支援者】

高齢者世帯、要介護者、障がい者など、災害時に一人で避難が難しい住民。

【福祉避難所】

災害時に、高齢者や障がい者など避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる避難所のこと。

【ボランティアセンター】

社会福祉協議会が設置しているボランティア活動の推進・支援を図る拠点のこと。ボランティア活動への相談や登録、情報提供、講座や研修会の開催、活動保険の加入促進、ボランティア活動をした人ボランティアを必要とする人とのコーディネートなど、連絡調整や活動基盤の整備を行う。

マ行

【民生委員・児童委員】

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題(生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般)についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

ヤ行

【ヤングケアラー】

ケアラーのうち、18歳未満の子どものこと。「ケアラー」参照。

【要介護認定】

要支援1・2、要介護1～5の7段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。

ラ行

【老老介護】

高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。

第3期吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画

吉見町

〒355-0192

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 411

電話 :0493-54-1511(代表)

FAX :0493-54-4200

<https://www.town.yoshimi.saitama.jp>

社会福祉法人

吉見町社会福祉協議会

〒355-0118

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 1216-1

電話 :0493-54-5228

FAX :0493-54-6905

<https://yoshimi-shakyo.or.jp>
